

会 議 録

令 和 7 年 第 3 回 定 例 会

会期：令和7年9月 1日
令和7年9月16日
(16日間)

小 海 町 議 会

第3回定例会会議録目次

議事日程等	2
-------	---

第1日 招集日（上程、説明）	
開会	5
招集あいさつ・報告	7
議案第37号（事件）	11
議案第38号、39号（条例）	11
議案第40号～42号（補正予算）	12
認定第1号～5号（決算）	14
陳情第9号	16

第4日 議案質疑（委員会付託）	
議案第37号（事件）	18
議案第38号、39号（条例）	18
議案第40号～42号（補正予算）	18
認定第1号～5号（決算）	36
陳情第9号	47

第8日 一般質問（1日目）	
第1番 黒澤 敦史 議員	49
第2番 小池 喜昭 議員	59
第11番 井出 和人 議員	69
第4番 小池今朝之 議員	79
第12番 渡辺 均 議員	89
第5番 渡邊 晃子 議員	105

第9日 一般質問（2日目）	
第6番 的埜美香子 議員	122
第8番 鷹野 文則 議員	138

第16日 最終日（委員長報告、討論、採決）	
開会・報告	148
議員派遣の件	150
議案第37号（事件）	150
議案第38号、39号（条例）	151
議案第40号～42号（補正予算）	152
認定第1号～5号（決算）	157
陳情第9号	160

署名	164
----	-----

令 7 年 第 3 回 小海町議会定例会議事日程		
開会年月日時	令和 7 年 9 月 1 日 午前 10 時 00 分	
閉会年月日時	令和 7 年 9 月 16 日 午後 3 時 04 分	
開会の場所	小 海 町 議 会 議 場	
議件番号	付 議 件 名	審議結果
	開会宣言	
	会議録署名議員の指名 第 5 番議員、第 6 番議員	
	会期の決定 (1) 会期 自 令和 7 年 9 月 1 日 至 令和 7 年 9 月 16 日 16 日間	
	町長招集あいさつ	
	諸般の報告 (1) 議長の報告 (2) その他の議員の報告	
	行政報告 (1) 町長の報告 (2) その他の報告	
議案第 37 号	小海町道路線の変更について	原案可決
議案第 38 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第 39 号	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第 40 号	令和 7 年度小海町一般会計補正予算（第 4 号）について	〃
議案第 41 号	令和 7 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	〃
議案第 42 号	令和 7 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	〃
認定第 1 号	令和 6 年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第 2 号	令和 6 年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
認定第 3 号	令和 6 年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃

認定第4号	令和6年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第5号	令和6年度小海町簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について	〃
陳情第9号	消費税減税を求める陳情	不採択

会議の顚末	令和7年9月1日 午前10時00分に始め
	令和7年9月16日 午後3時04分に終る

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職、氏名	町 長 黒 澤 弘	こども課長 小 池 司
	教 育 長 黒澤五雄	やすらぎ園所長 井出重信
	総 務 課 長 吉澤君雄	
	町 民 課 長 井出知之	
	産業建設課長 宮澤賢司	
	生涯学習課長 小平文仁	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 小平弘恵	
	書 記 中嶋晴基	

会議開会日及び議員の出欠

議席番号	氏 名	9/1	9/4	9/8	9/9	9/10		9/11	9/16
						総産	予決	予決	
第1番	中村 佳太	○	○	○	○	—	○	○	○
第2番	小池 喜昭	○	○	○	○	—	○	○	○
第3番	菊池 一巳	○	○	○	○	—	○	○	○
第4番	小池今朝之	○	○	○	○	○	○	○	○
第5番	渡邊 晃子	○	○	○	○	—	○	○	○
第6番	的埜美香子	○	○	○	○	○	○	○	○
第7番	黒澤 敦史	○	○	○	○	○	○	○	○
第8番	鷹野 文則	○	○	○	○	—	○	○	○
第9番	篠原 哲雄	○	○	○	○	○	○	○	○
第10番	古谷 恒晴	○	○	○	○	—	○	○	○
第11番	井出 和人	○	○	○	○	○	○	○	○
第12番	渡辺 均	○	○	○	○	○	○	○	○
計		12	12	12	12	6	12	12	12
地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員		第5番 渡邊 晃子 議員							
		第6番 的埜美香子 議員							

令和 7 年 第 3 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 1 日」	
* 開会年月日時	令和 7 年 9 月 1 日 午前 10 時 00 分
* 閉会年月日時	令和 7 年 9 月 1 日 午後 4 時 37 分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さん、おはようございます。 令和 7 年第 3 回小海町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。 9 月になるというのに、毎日厳しい残暑が続いており、暑さの和らぐ気配がございません。皆さん、体調には十分管理を気をつけていただきたいと思います。早いもので、今議会も改選になってから 4 ヶ月が経ちました。新議員の皆様方には、議会について理解されてきたと思います。第 2 回定例会後、閉会中審査として、総務産業常任委員会は中部森林組合との意見交換会、現地視察、民生文教常任委員会では小海小学校に出向いて、校長先生と意見交換を開催いたしました。今後も継続して、町の課題等について調査研究を積極的に進めて行っていただきたいと思います。 また、去る 8 月 28 日には、全国町村議会主催の広報研修会に参加し、議会だよりの編集について学びました。また、翌 29 日は東京都奥多摩町、子育て支援、こども家庭センターについて、移住定住政策、若者定住住宅について行政視察に伺いました。奥多摩町は人口減少や少子化、高齢化等を抱えている課題が、小海町と非常に似通っており、人口等もほぼ小海町と同じであります。奥多摩町の様々な取り組みについて、視察研修を行ってまいりました。 この 2 日間の研修で学んだことを、今後の議員活動に活かしていただきたいと思います。なお本日午後 2 時より、小海小学校 6 年生が社会学習のために議会の方に訪れ、議会傍聴および模擬議会の開催が予定されております。議員の皆さんも温かく見守っていただき、もしあれでしたらアドバイ

	スもしていただきたいと思います。 ただいまの出席議員数は 12 名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 7 年第 3 回小海町議会定例会を開会いたします。 なお、議会の ICT 化推進の目的から、議場へのタブレットの持ち込みを許可します。それでは、本日の会議を開きます。 暑いようでしたら、上着を脱いでいただいて結構です。
<u>日程第 1 会議録署名議員の指名</u>	
議 長	日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において第 5 番 渡邊晃子君及び、第 6 番 的埜美香子君を指名いたします。
<u>日程第 2 会期の決定</u>	
議 長	日程第 2、「会期の決定」についてを議題といたします。 本定例会の運営につきまして、去る 8 月 18 日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。議会運営委員長、的埜美香子君。
議会運営 委員長	ご報告いたします。本日招集の、令和 7 年第 3 回小海町議会定例会の運営につきましては、去る 8 月 18 日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。本定例会に付議される案件は条例等改正案 2 件、補正予算案 3 件、決算認定案 5 件、事件議決案 1 件、陳情 1 件の合計 12 件であり、会期は本日より 9 月 16 日までの 16 日間とする案を作成いたしました。会期中の日程につきましては、定例会の会期中に、全議員による現地視察及び全員協議会を開催いたします。今のところ一般質問が 1 日で終われば、9 日午前 10 時から合同現地視察及び全員協議会を開催する予定ですので、ご承知おき下さい。なお、本日の昼休み 12 時 30 分から議会運営委員会及び各常任委員長の合同会議を開催しますので、併せてよろしくお願い申し上げます。以上でございます。
議 長	お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から 9 月 16 日までの 16 日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。
(異議なしの声)	

議 長	異議なしと認めます。 したがって本定例会の会期は、本日から 9 月 16 日までの 16 日間と決定いたしました。なお、本日の議事日程は掲載したとおりであります。
<u>日程第 3 町長招集あいさつ</u>	
議 長	日程第 3、町長より招集のあいさつをお願いします。 黒澤町長。
町 長	皆さん、おはようございます。 令和 7 年第 3 回定例会開催のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中、全議員の皆様のご出席を賜り開催できますことに、心から御礼を申し上げます。さて、長野県内の梅雨明けは例年よりも 1 日早く、7 月 18 日でしたが、その後の晴天続きで国内最高気温が 2 回も更新されることになりました。一度目は 7 月 31 日に兵庫県丹波市で 41.2 度。2 度目は 8 月 5 日の群馬県伊勢崎市で 41.8 度でした。佐久地域においても、8 月は観測史上最高となる 37 度を記録するなど猛暑に見舞われました。今後、9 月から 11 月の予報でも関東甲信越地方では晴天が多く、気温が高い見込みと発表されており、高原の冷涼な気候が崩れつつあります。このような暑さの中、九州地方を中心に線状降水帯の発生による記録的大雨に見舞われ、大きな被害が出ました。被害に遭われた皆様方にはお悔やみ、お見舞いを申し上げますとともに、1 日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。災害関係では、過日 7 月 28 日に当町におきまして、小海町防災会議を開催いたしました。これは町の地域防災計画を更新するための会議であり、地方气象台、東信森林管理署など指定行政機関や、佐久地域振興局、建設事務所、警察など県の行政関係および JR や中部電力など指定公共機関、また区長さん他、町内の皆様など全 18 名にお集まりいただき、防災計画の内容をご審議いただきました。今後はこの計画に基づき職員マニュアルを作成し、一朝有事の際にはしっかりと災害対応をまいります。 また、我が町の基幹産業の一つであります高原野菜の販売状況については、出荷が始まったばかりの 5 月下旬からレタス、サニーレタス、白菜など廃棄となり、8 月上旬まで価格が低迷しました。お盆を境に急に品薄となり、価格が高騰しているとお聞きしています。腐ったものや、規格に合わないものを選別しながら、一定の量は出荷できているということです。今後の順調な生産と経営が安定する販売価格に、期待をするところでございます。 それでは、本定例会にご提案申し上げました議案につきまして、議事日程

番号順に総括的なご説明を申し上げます。議案第 37 号、道路線の変更につきまして、町道五箇細日線につきまして、終点を千代里牧場の番小屋前とし、その先線を林道として認定する事業を導入するものでございます。議案第 38 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、国の職員の育児休業等に関する条例の改正に合わせた改正で、これまで 1 日当たり 2 時間取得できる部分休業に加え、年間 77 時間 30 分の部分休業を取得できるというもので、仕事と育児の両立を支援するための改正です。議案第 39 号、職員の勤務時間および休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、職員の育児休業に関する条例の関連として、仕事と育児の両立のため、当該職員に制度利用の意向認識を行うものです。議案第 40 号、令和 7 年度小海町一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3 億 5,642 万 2,000 円を追加し、総額を 53 億 4,005 万 3,000 円とするものです。歳入の主なものにつきましては、国庫補助金で 2,277 万円の減。これは物価高騰対策臨時交付金の増額と、次世代育成支援施設整備交付金の減額によるものです。県補助金では 6,994 万 5,000 円の減。これは次世代育成支援施設整備交付金の減額と、登山道整備補助金の増額によるものです。繰越金は、令和 6 年度の決算に基づき、2 億 8,481 万円を増額し、繰越金の総額で 3 億 2,481 万円とするものです。町債は 1 億 1,690 万円の増で、総額 6 億 6,230 万円となり、児童館建設事業の子ども子育て支援事業債 9,960 万円の増額が主なものです。歳出の主なものにつきましては総務管理費積立金で、減債基金については 1 億 1,499 万 7,000 円の増額をして 1 億 4,500 万円とし、財産管理費では、駅舎時計等改修費 800 万円を計上してございます。民生費では、児童館運営費 3,746 万円を増額して、3 億 1,746 万円としました。詳細設計をしたところ、設計金額が大幅に上がってしまい、当初予算の入札ができなくなってしまいました。増額予算の決議をいただいたところで、入札を実施する予定であります。商工費につきましては、観光費に八ヶ岳にゆう登山道路整備費 876 万 7,000 円を増額し、976 万 7,000 円とするものです。県費補助金である自然環境整備交付金を財源にして、工事を計画しております。松原湖高原観光交流センターでは、源泉汲み上げの予備ポンプの購入費として、1,182 万 5,000 円を計上しております。また、土木費では、道水路維持修繕工事として 1,000 万円を計上し、地区要望された箇所を整備を実現してまいります。また、道路改良舗装費では、集落内の舗装工事 3 ヶ所と、道路拡幅工事 1 ヶ所の費用として 1,800 万円を計上しました。

	議案第 41 号、令和 7 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 301 万 9,000 円を追加し、総額を 5 億 1,651 万 6,000 円とするものでございます。主な補正内容は、保険料の基本算定による増額と前年度繰越金の確定による減額であります。 議案第 42 号、令和 7 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,090 万 3,000 円を追加し、総額を 7 億 4,069 万 4,000 円とするものでございます。主な補正内容は、保険料の収入見込み額の増額と繰越金および過年度国庫返還金の確定による増額であります。 認定第 1 号から 5 号までは、令和 6 年度の一般会計特別会計および水道事業会計の決算認定案で、案件でございます。各会計とも監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。 認定 1 号の令和 6 年度小海町一般会計歳入歳出予算の認定につきましては、歳入総額を 48 億 6,733 万 4,920 円、歳出総額 45 億 2,750 万 1,123 円で、歳入歳出差引額は 3 億 3983 万 3797 円となり、実質収支額は 3 億 2,481 万 797 円となりました。 認定第 2 号、令和 6 年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入額が 4 億 8,601 万 4,372 円、歳出総額は 4 億 7,958 万 9,931 円で、翌年度に 642 万 4,411 円を繰り越します。 認定 3 号の令和 6 年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額 7 億 7,700 万 5,867 円、歳出総額は 6 億 9,282 万 1,150 円で、翌年度に 1 億 1,418 万 4,717 円を繰り越します。 認定第 4 号の令和 6 年度小海町後期高齢者特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額が 8,895 万 7,967 円、歳出総額は 8,891 万 6,996 円で、翌年度に 4 万 971 円を繰り越します。 認定第 5 号の令和 6 年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定につきましては、収益的収入が 9,836 万 4,642 円、収益的支出は 9,584 万 589 円となり、ました。なお、本決算につきましては、簡易水道運営審議会でご審議をいただいております。 以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして、概要を申し上げます。よろしくご審議を賜り、可決決定認定をお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。
<u>日程第 4 諸般の報告</u>	

議 長	日程第 4、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告事項は、議事日程つづりの 4 ページ、5 ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。 その他報告事項のある方はお願いします。 以上で「諸般の報告」を終わります。
<u>日程第 5 行政報告</u>	
議 長	日程第 5、「行政報告」を行います。 町長から行政報告をお願いします。黒澤町長。
町 長	2 件についてご報告をいたします。 1 件目ですが、8 月 21 日環八ヶ岳連携推進協議会の設立総会が南牧村で開催され、八ヶ岳の魅力の発信や移住定住促進、地域振興を図っていく方針が決定されました。会長には、佐久市の柳田市長、副会長には茅野市今井市長、大柴北杜市長、佐久穂佐々木町長が決定され、私は監事となりました。構成市町村は 13 で八ヶ岳東側地域では南佐久郡の各町村の他、立科町、長和町を含む 9 市町村。西側では、茅野市、富士見町、原村と山梨県北杜市の 4 市町村です。長野県知事も顧問として協力していただき、来年度から本格的な活動を始める予定です。 2 件目ですが、再生可能エネルギーの有効活用で、大型蓄電池の設置についてです。事業の実施者は前田建設工業株式会社で、実施場所は小海町芦谷のえんどう窪、旧小海砕石が砕石を搬出した場所の奥の方です。土地の所有者は小海町です。面積は 619 平方メートル、190 坪弱です。この場所に、長さ 6m、幅 2.5m、高さ 3m のコンテナ上の大型蓄電池を設置し、昼間太陽光発電で作られても使われずに捨てられてしまう電気をこの大型蓄電池に蓄電し、多く利用される時間帯に利用していくという仕組みです。蓄電池を設置する事業者にとって一定の利益をもたらす、中部電力にとっても電気を無駄なく利用するというメリットがあり、再生可能エネルギーの有効活用が図れるとのこと。償却資産の設置になるため、町では太陽光パネルの設置と同様に固定資産税の課税をすることになり、町の収入となります。現在、設置に関わる隣接者等関係者との交渉を進めており、同意が得られ次第、設置工事に向けて着手したいとのことです。以上、報告とさせていただきます。
議 長	以上で町長の報告を終わります。 他に、行政報告がありましたらお願いいたします。
総務課長	【令和 6 年度決算健全化判断比率等の報告】 【佐久広域連合議会第 2 回定例会の報告】 【駅前再整備検討委員会の報告】
町民課長	【保健推進協議会の報告】 【交通政策審議会の報告】

産業建設課長	【簡易水道運営審議会の報告】
	【都市計画審議会の報告】
	【野菜・花卉の生産動向の報告】
教育長	【中学校組合議会第2回定例会の報告】
生涯学習課長	【高原美術館協議会の報告】
議 長	以上で「行政報告」を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・教育長・代表監査委員・各課長・所長であります。
<u>○ 議案の上程</u>	
議 長	これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、議案第37号から議案第42号、認定第1号から認定第5号及び陳情第9号につきまして、上程から説明までといたします。 それでは、順次議案を上程いたします。
<u>日程第6 議案第37号</u>	
議 長	日程第6、議案第37号 「小海町道路線の変更について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
（事務局長朗読）	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 宮澤産業建設課長。
（産業建設課長説明）	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第7 議案第38号</u>	
議 長	日程第7、議案第38号 「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
（事務局長朗読）	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。

	吉澤総務課長。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 8 議案第 39 号</u>	
議 長	日程第 8、議案第 39 号 「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤総務課長。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 9 議案第 40 号</u>	
議 長	日程第 9、議案第 40 号 「令和 7 年度小海町一般会計補正予算（第 4 号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。吉澤総務課長。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。ここで 11 時 20 分まで休憩とします。 (ときに 11 時 05 分)
<u>日程第 10 議案第 41 号</u>	
議 長	(ときに 11 時 20 分) 休憩前に引き続き会議を開きます。 日程第 10、議案第 41 号 「令和 7 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」

	て」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 11 議案第 42 号</u>	
議 長	日程第 11、議案第 42 号 「令和 7 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」 を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。ここで 1 時まで休憩とします。 (ときに 11 時 50 分)
議 長	(ときに 13 時 00 分) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 議事に入ります前に、さきほど、12 時 30 分から議会運営委員および各常任委員長の合同会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告願います。議会運営委員長 的埜美香子君。
議会運営 委 員 長	ご報告いたします。 議会運営委員及び各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の 審査日程等が決定しましたのでご報告いたします。 9 月 10 日(水) 午前 10 時から総務産業常任委員会、視察なし。午前 11 時から予算決算常任委員会、視察なし。 9 月 11 日(木) 午前 10 時から予算決算常任委員会、視察なし。終了後、 民生文教常任委員会で勉強会を行います。 一般質問につきまして、8 日は 6 名までとし、残り 2 名は 9 日午前 10 時 から行います。また、終了後、全員協議会を行う予定ですのでご承知お きください。以上でございます。

<u>日程第 12 認定第 1 号</u>	
議 長	日程第 12、認定第 1 号 「令和 6 年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 13 認定第 2 号</u>	
議 長	日程第 13、認定第 2 号 「令和 6 年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。小海小学校の 6 年生が見えておりますので、これから 3 時 10 分まで暫時休憩といたします。 (ときに 14 時 02 分)
<u>日程第 14 認定第 3 号</u>	
議 長	(ときに 15 時 05 分) 休憩前に引き続き会議を開きます。 日程第 14、認定第 3 号 「令和 6 年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。

(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 15 認定第 4 号</u>	
議 長	日程第 15、認定第 4 号 「令和 6 年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 16 認定第 5 号</u>	
議 長	日程第 16、認定第 5 号 「令和 6 年度小海町簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。宮澤産業建設課長。
(産業建設課長説明)	
議 長	説明が終わりました。ここで 4 時 10 分まで休憩とします。 (ときに 16 時 03 分)
<u>○ 監査報告</u>	
議 長	(ときに 16 時 10 分) 以上で令和 6 年度小海町一般会計及び各種特別会計歳入歳出決算の説明が終了しました。

	ここで、令和 7 年 8 月 27 日付けで、監査委員から「決算審査意見書」が提出されていますので、監査委員の報告を求めます。 代表監査委員 小平宗之君。
(監査委員報告)	
議 長	以上で監査委員からの報告を終わります。
<u>日程第 17 陳情第 9 号</u>	
議 長	日程第 17、陳情第 9 号についてを議題といたします。 今定例会で受理した陳情は掲載したとおりであります。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 議案質疑は 9 月 4 日、木曜日、午前 10 時から行います。 これにて本日は散会といたします。ご苦労様でした。 (ときに 16 時 37 分)

令和 7 年 第 3 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 4 日」	
* 開会年月日時	令和 7 年 9 月 4 日 午前10時00分
* 閉会年月日時	令和 7 年 9 月 4 日 午後 1 時43分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さん、おはようございます。開会にあたり、一言御挨拶申し上げます。定例会初日に小海小学校 6 年生24名が議会見学と模擬議会を行いました。月 1 回、給食にデザートの日をという議案が提出されたという設定で、質疑討論が行われ、全員賛成で可決されました。続いて、町の予算、小学校の予算について、町長、教育長に質問をされました。翌 2 日の信濃毎日新聞の東信版に掲載されておりました。小学校児童の皆さんが、議会の見学、模擬議会を通して、町議会について関心を持っていただけるきっかけになればと思います。毎年の恒例事業として、6 年生に模擬議会の体験をしていただければと思います。本日は議案質疑であります。今定例会は決算議会でもあり、多くの議案認定案が提出されております。議員各位の積極的な質疑を期待します。ただいまの出席議員は12人であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。なお、議会のICT化推進の目的から議場へのタブレットの持ち込みを許可します。暑いようでしたら、上着を脱いでいただいても結構です。本日の議事日程は掲載した通り、議案の質疑付託までといたします。
<u>○ 議事日程の報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、掲載したとおり議案の質疑・付託までといたします。本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長、教育長、代表監査委員、各課長、所長であります。それでは、順次議案を上程いたします。その前に質疑に入る前に、皆さんに確認をさせていただきます。小海町議会会議規則第55条により、質疑は同一議員につき、同一の議題について 3 回

	を超えることができない。同54条の3項の規定により、自己の意見を述べる ことができないことになっておりますので、ご承知おき願います。
<u>日程第1 議案第37号</u>	
議 長	日程第1、議案第37号、「小海町道路線の変更について」を議題といたし ます。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第2 議案第38号</u>	
議 長	日程第2、議案第38号、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す る条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第3 議案第39号</u>	
議 長	日程第3、議案第39号、「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部 を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第4 議案第40号</u>	
議 長	日程第4、議案第40号、「令和7年度小海町一般会計補正予算（第4号） について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行い ます。質疑のある方は挙手を願います。 6ページ、地方債補正。歳入、9ページ。10ページ。6番的埜美香子くん。
6番議員	6番的埜です、お願いします。10ページ分担金および負担金の負担金の関

	係ですが、歳出の方で伺おうかなと思ったんですけど、民生の方と商工の方と並んでいるので、ついでというか歳入の方でお聞きしたいと思います。タクシー利用助成事業ということで確認も含めてなんですけど、この上段の民生費の負担金の方のタクシー利用助成、今何種類かあると思うんですけど、300円の方と100円の方とそれ含まれてのものなのかということと、まずそれをお聞きしたいと思います。お願いします。
町民課長	はい、お疲れ様でございます。こちらの補正につきましては、今年度10月より行います本間線と松原湖線のタクシーの代替運行の100円券につきまして、収入見込み額ということで書いてございます。また、支出の方もその2路線について今回運行を始めますので、その半年分の経費ということで計上させてもらっております。以上です。
6番議員	そうすれば町民応援タクシー利用の方は増えているということで、プラスという意味だと思うんですけど、この上のその民生費の方の300円の方の件と100円の件、そして商工の方の町民応援の方のタクシー利用の限度枚数の方をちょっと確認させていただきたいんですけど、お願いします。それぞれ。
町民課長	はい、300円、町民課の方の300円につきましては、70歳以上ですが最高48枚までで、100円券につきましては、今現在200枚というような形で上限を上げていくという要望が、地区の懇談会等やっただ中で出ておりますので上げていく。また、町外医療の件もありますがそちらにつきましても、今300枚というような形で上限を上げていくというような形に変更していきたいというふうに思っております。
産業建設課長	はい。ご苦労様でございます。町民応援タクシー券の方で利用の方ですが、300円で1,000円まで使えるというのでございます。1回に買える購入枚数は20枚。そして全体的には利用制限はございませんので、なんていうんだろう、何枚でも買えます。
6番議員	はい、ありがとうございます。はい、なんていうかな、この事業によって、枚数制限が違ふということで、今回町民応援の方は、利用枚数が制限ないということで、増えているのかなと思うんですけど、本来の目的、福祉目的である70歳以上、障害者に対して、枚数制限がある、48枚ということで、その辺は町民の方から不公平というか、声が上がっていないのか。町民応援タクシーということで、あるんですけど、本来の目的から言えば、高齢者障害者が乗れる方の300円の方に限度がいるのかどうか。ちょっとその辺り検討されているかどうか含めて、お願いしたいと思います。

町民課長	はい、枚数につきましては、やはり制限という部分は設けております。しかし、まずはやっぱり地区の利用者の要望ですね。そちらの方を聞いた中では、上限的なものはまた上げていくというようなことを考えてはおります。ゆくゆくその枚数についてどうなのかという議論も、今課の中とか、係の中では議論すべきものかというところも出ております。またあと、タクシー券というものがかなりいろんなパターンで出ているというところも、やはり町民の方としてはわかりづらい部分もあるのかなというようなご意見もいただいておりますので、そこら辺を一つにするにはどうしたらいいかというようなところも、また課題としては上がっておりますので、今後の検討材料として、今考えているというような状況でございます。
議 長	11ページ。5番渡邊晃子くん。
5番議員	はい、5番渡邊です。おはようございます。お願いします。これ10ページの県補助金民生費補助金の次世代育成支援対策施設整備交付金、児童館に関してですが、すみません、10ページの方の国の方が4月の内示があって、補助金約半分になったという説明でした。県の方は、6年度中に協議して云々言われたんですが、これ減額された額がもうほとんど減額されてしまったという、この理由は何なのか。お願いします。
生涯学習課長	はい。10ページ国の交付金につきましては、県も同じなんでございますけれども、事業費の3分の1という形で8,000万見込んだわけでございますが、国の方要綱の中で、事業費の3分の1、それと施設規模に応じた基準額、そういったものを比べまして、いずれか低い方ということになっておりまして、それを計算しますと基準額が4,000万ということになりまして、半分ほどの減額になってしまったということでございます。県の方も同様でして、3分の1見たわけですが、県内同種の事業がたくさんあるという中で、予算の範囲内で各町村事業に対して割り振りをかけたところが、割り落としをかけられてしまったということでご理解をお願いします。
議 長	12ページ。13ページ。歳出、14ページ。3番菊池一巳くん。
3番議員	はい、3番菊池一巳です。2.1.2の財産管理費の14節工事請負費800万円、小海駅舎時計台修繕工事についてお伺いいたします。始めに6月の定例議会において、私が要望しました本件について、スピード感を持って早急に対応し、予算計上していただきましてありがとうございました。6月の質疑の中で、担当者から時計の維持管理が大変であるとの発言があり、また今回の上程説明の中で、工事方法について精査が必要であり、またJRとの協議も必要との発言がありました。これら危惧される点を踏まえ、現

	状を踏襲するデザイン形式の工事となるのか。それとも維持管理が優位になる仕様の工事になるのかをお伺いしたいと思います。
総務課長	お疲れ様でございます。ただいまの小海駅舎の時計台の関係ですけれども、スピード感を持ってというところをちょっと優先をさせてもらいまして、議案の説明のときにも申し上げましたが、現場に合わせた工事が必要だということで、場所もああいった高い場所であります。なので、まだ詳細なということで数字が固まっているわけではないのが現状でございます。ただ、始めるということ。それで始めるにあたりまして、今、現在でありますから、ああいう大きさのものを電波時計のようなもの、狂わないようなものを、ほとんど出来合いのものをつける、そういう方向ができないかということで問い合わせもしてみたわけですが、やはりあの大きさのサイズになると、なかなかそういったものは見つからないし、あそこの高いところに設置する方法も難しいということで、やはり以前と同じような、あれは針が外にあって機械は中にあるわけですが、そういう方法。そして下の方に下の部屋にその操作盤というのがあるんですけども、現在は時計というのはそれほど、そういう機械式のものになっても狂いの方はね、少ないという話は聞いてございます。ということで、以前と同じような方式で現在の形のものを設置したいという方向です。やはり今時計台というああいうタイプのものが非常に少ないということから、修繕のケース、新設のケース、やはり少ないということを聞いておりまして、ちょっと打ち合わせに困難をきたしているという状況でございますが、始めるということでございます。以上です。
3 番議員	いずれにしても、800万円と高額な修繕にはなりますけれども、まちのランドマークとしてのその費用対効果は絶大だと思いますので、工事の早い完成を望みたいと思います。以上で本件に関する質問を終わりたいと思います。
議 長	6 番的埜美香子くん。
6 番議員	6 番です、お願いします。企画費のまず一点、オペラ事業設営ということで、需用費と使用料の方で載ってきていますが、このオペラ事業というふうにあるんですけど、何か事業化されたんでしたっけ。ちょっとその辺の確認をお願いしたいと思います。
総務課長	はい、お答えいたします。オペラにつきましては昨年度も町の中で様々な事業が行われ、駅舎を利用したりホームを利用したりした事業が行われたことはご承知の通りでございます。本年度の事業として、主体というのは

	実行委員会、そういうところで進めてはいるわけですがけれども、やはりその中におきまして費用が発生するもの。そして、町の施設を利用することからもそうなんですけれども、町の協力体制も必要だという部分が生じておりまして、この使用料および賃借料の他、使用料。そうですね。それとあとまたは移動、なんだ例えば机椅子を運搬するためのトラックの使用ですとか、そういう町にある設備の使用、そういうものはできるだけして支出を抑えていくそのような協力体制は必要だということです、このように予算化をさせてもらいました。また当初予算の中でも今ラッピングバスというのがありまして、町営バスの中にクジラのね、デザインもあしらったそういうものは、今町営バスでラッピングされて走っている状況です。そういうこともありまして、これから今後につきましても、いろいろこの事業に関して協力ということで、必要なものは計上させていただくというスタンスでいきたいと思います。以上です。
6 番議員	はい。今縷々説明がありましたが、これ協力体制ということで事業という話なんですけど、町の事業だとすれば当初予算でしっかりと事業費で載せるべきではないかと思うんですけど、当初載ってこなくていきなりオペラ事業というふうなことで、載ってますので、これはおかしいかなと思います。それは意見です。それとすみません、14節のアルルの憩いの場作り整備費ということで、これ説明の中ではカフェスペースを置きたいというような説明があったんですけど、もう少し詳しく内容の方、誰がやるのかとか含めまして、お願いしたいと思います。
総務課長	はい、お答えいたします。これにつきましては、場所で言いますとアルルの中のこれまで新津テレビさんが店を構えていた位置のところに、カフェをできるような、水道もきているわけですがけれども、ただそのまま水道を使うっていうよりも少しジュースやらそういうものを出して、お金をもらうには保健所の許可をもらう。そういうような施設も必要だと思いますので、常時行うというよりイベント式なのか、その辺りもこれからの検討になりますけれども、そういう設備を用意をして、ここに子どもたちも集まるスペースも充実してきましたし、奥の方もだんだんとイベントを行ったり、開催をしていくにあたって、より盛り上げられるようなそういう設備を工事をしたいということで検討をしております。以上です。
6 番議員	はい。施設の全体の使い方という意味では、当初の制約というかあれからちょっと変わってきてると思うんですけど、その辺はまた見直すというか、そういう予定はないのか、お願いします。

総務課長	はい、お答えいたします。むしろ昨年度、その前のときの計画では、もうちょっと奥で横丁に近い方のところにそういった設備を設置するという計画もあったわけですが、それをちょっと見送ってきたような経緯があります。そして今回新津テレビさんの場所が空いたということもありますので、そこの方が場所的には駅のスペース、開札に近い、広場も近いということなので、あの場所で検討をし直したということでございます。以上です。
議 長	12番渡辺均くん。
12番議員	はい。渡辺です。1点、今のカフェの件につきまして、以前にあそこで同じようにカフェが開かれていたと、それが立ち消えになったということで、今回カフェまた再度開設するという計画の中で、前回のカフェがなぜ途中で立ち消えになったのか、その原因、それをしっかり精査した上で、それを踏まえてやる以上、持続性継続性が担保できるようなカフェにする必要があると思うんですけど、その点を1点確認させていただきたい。それから2点目は、ゼロカーボンの事業ですけども、300万から600万になったということは、申請件数が増えているということが考えられるんですけども、一般家屋の屋根の場合とはかくとして、通常の林地や農地、この辺にどのくらいの現在町内に件数があるって、例えば農地なんかで転用だとか併用だとか、そういったものの実態がどのようになっているのか。その景観の問題との兼ね合いはどうなっているのか、その辺を見解を実態と同時にあわせて教えていただきたいと思います。
総務課長	はい、お答えいたします。まず一つ目のアルルの中のカフェスペースでございます。今地方創生交付金、本年度駅の関係3年目ということですが、3年目の今年度の計画の中に福祉的な要素を取り入れて計画を修正したという経緯がございます。そしてその福祉的なもの、福祉的な例えばひまわり、ポップのような施設の皆さんが、例えば駅の場所、今までも今年の夏も夏祭りという形で合同のお店を出したといいますか、そういう合同のお祭りですね、開催したわけですが、こういったことをもう少し多く開催する。そしてその場で物を売ったりして収入も得たり、またコミュニケーションをとる。そういったことをしているわけですが、そういうことのための場所、それに今は夏祭りですと診療所側の場所を使ってるわけですが、今度駅もアルルやアルルの中、それから駅舎も利用したあの広い場所でそういったことを活躍できる場所、そういうものができたら理想的だということもございまして、その一環でこのカフェス

	ペースも設けたい。それで補正で計上していただいたということです。計画が変わったというのは、この福祉の要素が入って、入れてそれで計画を見直したという経緯から、このようにさせていただいたということでございます。そしてもう一つ、一点ですけれども、ゼロカーボンの関係です。ゼロカーボン、これにつきましては、太陽光もございますが、蓄電池と電気自動車を購入したそういった方々に助成をしているということがございます。今議員さんをおっしゃられたのは、太陽光のパネルで農地転用がというようなことですが、その状況どちらかと言いますと、こちら新築の際の住宅に対しての屋根にのせる太陽光、それとあと蓄電池等に補助をしてございますので、そのようにおっしゃられるような事例はありません。そういったことで今、蓄電池は特に需要も多くなってきたということで、申請の件数が増えまして、1件30万円上限ですので、それを10件分を計上させていただいたという経過でございます。以上です。
12番議員	はい。わかりました。1点カフェの問題については前回トライしたけども、なかなか持続性が確保できなかったと。その原因について、今回は福祉的な要素を加味することで、利用性を高めて、継続性を維持していくという理解でよろしいのかっていうのが一点。それから、ゼロカーボンについては私も誤解しておりまして、これはソーラーかなと理解してたんで、その点はお詫び申し上げますけども、1点景観の問題で、非常にソーラーが増えております。それで現実的に農地なんかでソーラーを配置している件数と面積、この辺の実態は把握しておられたら、公表していただきたいと思います。以上2点お願いします。
総務課長	はい、地方創生の事業に取り組んでいるわけですが、継続性ということをご指摘いただきました。駅舎にはエキウエですとか、アルル、今取り組んでいる場所があるわけですが、そういった施設の他に、部屋ですね、部屋の他にも先ほどご説明させていただいたようなカフェスペース。そこに設置をして、それで常時人が集まるような場所として盛り上げていきたいというふうに拡大をしながら、駅利用を高めていく。賑わいを取り戻していきたい、そういうふうに今考えておりますので、これからもそれこそ継続性ということをはもちろんですが、内容を充実させたもので継続していきたいと考えております。あと、ゼロカーボンの関係については、農地とかそういったところに対しては助成対象としておりませんので、ここに申請は上がってきていないので、ご承知おきいただければと思います。

議 長	3 番菊池一巳くん。
3 番議員	3 番菊池一巳です。企画費12節なんですけども、町政70周年記念事業385万円についてお伺いいたします。この金額が委託費に計上されているということは、記念事業の全体のレイアウトを含め、専門業者に委託するということであるのか。この場合、業者選定はプロポーザル方式にて選定するのか。また、町独自で記念事業に対する主要な事業内容について、検討作業に着手しているのか、あわせてお伺いいたします。
総務課長	はい、お答えいたします。70周年記念事業ということですが、この385万円の内容ですけれども、これは以前60周年の際もDVDに町の様子を観光PRができるようなというようなことで、小海の四季折々混ぜた映像を、動画を作成いたしました。今回町の職員の中、比較的若い職員でということで、準備委員会を設置をし、立ち上げをしまして、そして内容検討に入ったところです。ただ来年度なんですけれども、こういったものの四季を撮るということになれば、今のうちに撮影を開始しないと、来年度では例えば冬のようなものは間に合わないということですし、今回この同じようなと言いましても、DVDとしてというより、今ですからスマホでも映像が見れる。そういった使い方として、もうちょっと身近になるような使い方ができるような映像の作り方をしたいということで、この費用はその小海の四季というような紹介のもののみでございます。そしてその他のイベントの関係ですけれども、イベントといってもまだ内容を今出してもらって、その中からだんだん固めていきたいというようなことですが、まだ会議の開催1回という段階ですので、これから内容を固めていきたいという予定であります。以上です。
議 長	5 番渡邊晃子くん。
5 番議員	はい。5 番です。お願いします。やはり12、ごめんなさい、4 目企画費の委託料ですが、障がい者高齢者等の住まい整備。ご説明のときに、戸数など決めずになるとおっしゃられたかと思うんですけども、2号補正で開発行為許可申請当初500万だったものが2,845万4,000円に上がったと。それも兼ねて、その兼ね合いも兼ねて、ちょっともう一度詳細ご説明をお願いします。
総務課長	はい、お答えいたします。委託料の220万9,000円の建物調査委託という部分についてでございます。説明の中でさせていただきましたが、最終的な戸数ですとか、部屋の広さ、間取り。そういったものをもう決める時期になるということで、その話し合いは何回か実施はしてるわけですが、

	も、それを図面化できるようにしたい。そして配置についても場所ですね。配置というのは建物の形、構造もそうですけれども、そういったものを今度は実施に向け、どんな建物って言われたときにこういう建物って言えるような、具体的な図面化を図る。そういったものの委託料でございます。そして、先ほど議員さんに言われました開発行為の関係。開発行為の関係についてはそもそも様々な許認可関係のことでありまして、全体的な周囲の測量から始まって、GLっていうか地面の高さですね。それをどこに決めるかとか、そういったことをやることから始まって、道路の状況あと水道ですとか、下水道、そういったものが色々関わってきますので、そういったものの許認可を進めるというものが開発許可の関係でございます。これとは別ということをお願いします。以上です。
5 番議員	はい。内容というか進捗状況がどうなのかと、あと第2世代交付金はおりましたのかどうか、そこをお願いします。
総務課長	はい。今議員さん交付金が下りたかというようなことを言われましたけども。これについては補助対象ということではなく、単独で計上をさせていただいております。そして進捗状況ということですが、現状の例えばやすらぎ園の下に住宅がありますし、それから町営住宅の中の間取りも参考にできるものがあります。それから、障がい者の以前からグループホームも含めて考え検討していきっているそういった図面もありますので、そういうものを見ながら、関係職員で話し合いをしてきたという経緯がございます。何部屋ぐらいあって、どのくらいの広さか、車いすが通れるような入口も広いものが必要な場合もあると思うんですけれども、そういった部屋がいくつ必要か。そのような、そういった話し合いとして行っているということでございます。これを設計屋さんをお願いをして今度は実現していく建物の形として、見えるようにしていくという作業でございます。以上です。
5 番議員	はい。あと周辺住民に対しては、まだこれからっていう説明は、そのあたりはどうでしょう。
総務課長	はい、周辺の住民の皆さん、前回もお話しさせてもらったかもしれないですけど、用地のお話がございます、やはりまだそういう段階ではないということですので、もうすぐそちらの方も進み次第、用地の今度は購入費、そんなことにもなっていくわけですが、しかるべき段階で住民の皆さんへもこういったものを建築したいということで、説明はしていきたい

	と思います。議員の皆さんにつきましても、ちょっとデリケートな部分があるんだということを、ちょっとご承知おきいただきたいと思います。以上です。
議 長	6 番的埜美香子くん。
6 番議員	6 番です。すみません14ページの積立金 6 目の関係ですけど、当初中部横断自動車道の整備関連基金ということで1,000万入れたわけですが、これでまた1,000万ということで、当初の中で基金の設置に関して、私もちょっと意見を述べさせていただいて、やっぱり基金内容の方をもっとしっかりと確立すべきじゃないかというようなことを要望しました。その中で、それなりの一定の時期に明確にしていくというような、そういうお答えもあったと思うんですけど、あれから少し経つわけですけど、何か検討されたか。その辺お願いしたいと思います。
総務課長	はい、お答えいたします。その基金、中部横断自動車道の基金につきましては、当初予算を審議いただいたときに、今回というか前回の議員の皆様方からの意見だったわけですがけれども、長期振興計画ではこうだった、2,000万だったと。それが少なくなったなということで今後も随時検討していくということで、それに対するお答えとしまして、余裕って言ったら変ですがけれども、基金も必要ですので、計画に合うような2,000万ずつという長期振興計画に合うような方向で進めたいということをお答えした経緯がありまして、そういうことに基づいた2,000万円、長期振興計画に基づいて2,000万円という金額にさせていただきました。この内容についてですけれども、それこそ、中部横断関係の関連施設ということになれば、例えば駐車場のみを造るにしても何億というようなことになろうと思います。造成費用とか舗装とか考えれば、ましてや建物ということになれば、もっとということになると思います。いずれ今後そういった時期を見まして、関係の皆様方からのご意見を募った上で、内容を決めていく。そういうことは必要だと思います。当面は基金を調整していくということ。それは目的がないままということではないわけですがけれども、いずれ必要になる基金ということで、今の段階ではそのようにさせていただいております。以上です。
6 番議員	はい。目的というのが長期振興計画の2,000万というそういう話だと思うんですけど、いずれ必要になってくるとことはわからないでもないんですけど、やはり20年先をね生きる若い人たちからしっかりと声を聞いていただきたい、意見を聞いていただきたいということを要望したんですけど

	ど、そのあたりは何か進捗あったでしょうか？お願いします。
総務課長	はい、これから若い人に限らず、高齢者にしても町民の皆さんにはこの内容についてはお聞きしてないのが現状です。今後、そういったご意見を聞く機会を設ける必要があると思いますし、また関係機関のね、皆様方にお集まりいただいたり、そういった組織化だったものそういうものも必要になると思いますので、そういう段階でお聞きしていくということになるかと思います。以上です。
議 長	15ページ。16ページ。17ページ。18ページ。12番渡辺均くん。
12番議員	渡辺です。結婚推進、子育て支援費の増額が240万から870万になってますけど、この中身を教えてください。
総務課長	はい、ではお答えいたします。資料なんですけれども、提出してありますので、そこをご覧いただきたいと思います。資料綴、議案の資料です。議案の資料綴の一番最後のページ。あれ違う。すみません、間違えました。
教育長	はい、お疲れ様でございます。先ほどの18ページの一番下段でございます。在宅育児応援支援事業、当初240万を計上させていただいておりましたが、870万に増額をさせていただきたいということで、その内容というご質問でございます。この制度につきましては、生後8週から3歳に達する年度末まで保育園などを利用しないで在宅で育児をした場合、お1人につき月2万円の支援をしていきますという制度でございます。当初予算では10人を見込みまして月2万円の12ヶ月の240万円を計上してございました。年度が始まりまして実際に運用を始めたところ、35人程度の該当者がおります。その皆さん2万円ずつ12ヶ月計算しますと840万円でございます。その他に、今年度生まれる子供さん、その子供さんの分を加味しまして、870万円ということで、630万円を増額させていただきたいという補正内容でございます。以上でございます。
12番議員	そうしますと町の施設を使わない方が35名いるということですよ。それで、町の利用者の総数に占める割合ってどのぐらいになりますでしょうか？
教育長	はい、これにつきましては町の保育園を利用しないということもあります。その他に幼稚園だとか、職場の保育園、そのような保育施設を利用せずに自宅で保育をするという内容でありまして、人数的に申し上げますと、今2歳児には大体20人ぐらいの子供さんがおるんですが、この中で8人程度、3分の2ぐらいが保育園へ通われております。そしてその下の1歳児につきましては、24人ぐらいおいでになりまして、17名ぐらいが在宅

	でありますから半分程度が在宅でございます。0歳につきましてはまず誕生日を迎えてから保育園を利用するということです、若干数字は下がるわけではありますが、小海保育園の状況ですと今年度中に7名程度の方が入園をする。そのような状況になっております。以上でございます。
議 長	10番古谷恒晴くん。
10番議員	はい。10番古谷です。すみませんね18ページ、その前の問題ですけれども、児童館の増築工事ということが出ておるんですが、現在の児童館の工事の進捗状況を教えていただきたいんですが
生涯学習課長	はい、お答えいたします。現在の進捗状況でございますが、詳細設計がほぼほぼできてきておりまして、そういった中で今回増額の補正をさせていただくという形の中です。この補正をお認めいただいた暁に入札の発注をかけまして、10月頭ぐらいに入札。その後臨時議会を開いていただいて契約議決を行っていただくという段取りで、今進んでいるということです。お願いします。
10番議員	はい、ありがとうございます。児童館の計画の中で、電柱の件があったと思うんですが、移設だとか。その件につきまして、何か進展はございましたでしょうか？
生涯学習課長	はい。東電の大きい電柱につきましては、東電との協議の中で移設は難しいと、全国的な移設をしている中で、突発的な移設に関して即時に対応できないということで、大きな東電の電柱については設置したまんま、それを活かすというかある中での設計という形になってます。その隣に町の防災無線があるわけでございますけれども、こちらにつきましては今現在総務の方で防災無線の工事やっております、その中で移設の方も見ていただけるということになっておりまして、防災無線の方は移設するという形で進んでおります。
10番議員	移設をしない、3,000ボルトの電柱の移設をしないということでございますが、安全面とかそういったものに関しての考え方をお聞きいたします。
生涯学習課長	はい、安全面等に関しましては東電との立ち合いの中、また設計士さんの設計の中でそういった中で、安全距離ですとかそういったものをちゃんと確保して、安全面は考慮して設計をしているという状況です。
議 長	6 番的埜美香子くん。
6 番議員	はい、6 番的埜です。今の関連なんですけど、まず12節の委託料の関係なんですけど、児童館の用地地形確定測量委託ということなんですけど、この内容はどういうことかということと、下の工事請負費の関係で、これだけの

	プラスになった理由、当初から物価高騰ということはわかっているので、この一番の大きな内容はということなのか。そのあたりお願いします。
生涯学習課長	はい。まず測量の関係でございますけども、建築確認を取るにあたりまして、詳細な地形の測量等、境界の確定測量が必要になるという中で、改めて工事の前に測量を行うという内容でございます。また増築工事の増額に関しましては、やはり物価高騰というのが一番大きかったりするわけで、招集日にお配りした資料綴の最後のところに予算の概算工事費と、実際の設計工事の比較が出ております。中でも大きいのは内装工事ですとか、雑工事、そういったものが大きくなっている。大きくかけ離れてしまったという中で、今回補正をさせていただくということでお願いいたします。
議長	19ページ。20ページ。5番渡邊晃子くん。
5番議員	すみません、19ページに戻っていただきたいと思います。5.1.2、1節の報酬なんですけど、まちづくり委員会報酬ワイン部会ということなんですけども、当初のではまちづくり委員会は企画費だったと思うんですが、この括弧ワイン部会とあわせてちょっと説明をお願いします。
産業建設課長	はい。ワイン部会の委員の報酬ということでございますが、現在町は小海町まちづくり推進委員会というのを、総務の方で取りまとめ行っております。流れ的にはそれが町のいろいろなことを話し合っていく機関なんですけど、今地方創生の関係で内閣府もそうなんですけども、国も内閣府で全ての事業を受けると、そして道路関係だとうちらの町でいうと産業建設課、国で言うところ国土交通省、農林のことにしましては、農林水産省の方についていうふうに事業を下ろすということで、この部会につきましては、ワインの方の部会というのを総務課の方で取りまとめた中、ワインの方は産業建設課農林の方で行っております。その中で今地方創生の事業というのは、産官学言いろいろな機関が集まって地方創生やっていくということの中で、このワイン部会今3年かけてワインぶどうの構築を、ワインぶどうの地方創生やっておりますので、この中に入ってください委員の皆さんということで、農林水産費の方に上げさせていただいております。以上です。
5番議員	ちなみにどういう方に入ってくださいのかということ、部会はワインだけなんじゃないかな。ってということをお願いします。
産業建設課長	渡邊議員おっしゃる通りでございます、ワインの地方創生、そして入っていただくのは地方創生の中で言、報道マスコミ情報発信の部類を担当する皆様、そして教育の方については学校関係者、教育関係者の皆さんに入ってくださいということで、言の方は放送部門、長野朝日放送の小海に携

	わってくださってる鷹野さん。そして教育の方は松本大学の李先生ですかね、そちらの方学生と一緒に入っている。入っていただくということで、こちらの方を入れております。
議 長	21ページ。4番小池今朝之くん。
4番議員	はい、4番小池今朝之です。商工費の観光費の関係でございますけれども、14節に工事請負費ということで、先ほど県の商工費補助の関係では562万5,000円というような補助が見込まれる中、にゅうの登山道整備ということで876万7,000円という予算が計上されておりますけれども、この整備内容等伺いしたいと思います。
産 業 建 設 課 長	はい。白駒の池からにゅうの方に向かう、池から少しななかなんですかね、こういうところ行くと、湿地帯という平らなところがあります。そこまでは木道ができているんですが、その先ににゅうとシャクナゲ尾根の合流点までのところってというのが、木道とかがあったんですけども、6月だか7月、6月でしたね大雨で流されてしまったということで、そちらの方を整備するんですが、この整備につきましては八ヶ岳観光協会、それから南佐久遭対協、小海町、佐久穂町いろいろな皆さんが携わって、ここはちょっと登山をするにはきちっと木道とかも復旧しないと駄目だということで、今県の方とそういう協議を始めまして、災害復旧で何とか取れるんじゃないかということで、この湿地帯の平らのところから今年度は120mにつきまして、縦木道の片側2車線の木道を120m整備するという事業でございます。以上です。
4番議員	はい、実は私も建設課長ご存じのように、ちょっと山の関係は関わりが多くありまして、過日諏訪の山小屋関係者の方からも連絡がありまして、ぜひ前向きに協力してやってくれという話もありました中で、みんなに期待されている路線でございますので、ぜひ今言われましたように、各種の団体との協議を密にしまして、より良い安心できる登山道整備をお願いをしたいと思います。以上です。
議 長	12番渡辺均くん。
12番議員	白駒の池シャトルバス運行委託なんですけども、どことどこをどう結んで何回ぐらいやるのか一点。それから想定する利用者数はどのぐらい想定しているのか。3番目に利用者、利用料金はいくらぐらい設定してるのか。お聞かせください。
産 業 建 設 課 長	白駒の池、ご存知の通り町を二分する佐久穂町と小海町の持分でございまして、こちらの方を共同事業ということで佐久穂町さんと実際にバスを運

	行させております。走らせる区間は八千穂高原のスキー場から白駒の池までです。あの夏のシーズン、それから紅葉のシーズンというのはもう車が停められないほどになるということで、基地から白駒の池の入口までということでございます。それで、回数なんですけど、詳しいちょっと数字を持ってないんですけど、佐久穂町が大体3分の2、小海町が3分の1、土休日、祭日等を佐久穂町と分担して運行させております。利用料については無料でございます。パーク何とかっていうのと同じみたいで、車を地元のところに停めて、それでバスで運ぶということでございます。
12番議員	利用者をどのくらい想定しているのか聞かせてください。
産業建設課長	利用者を想定というよりも、白駒の池の駐車場ではもう停め切らない車、それを遠隔地に置いて運ぶことなもんで、利用者がこのくらい来るからっていう想定ではなく、来場される車をそこに集中させないためにやっていることなもんで、ちょっと利用者は把握しておりません。すみません。
議長	22ページ。6番的埜美香子くん。
6番議員	はい。21ページ、上の1目の18節、創業支援事業ということですが、説明の中ではワインの関係他という話だったんですけど、当初の100万も含めて、内訳の方、資料として出していただけないか、今説明でわかるようならあれですけどお願いします。
産業建設課長	資料で出させていただきます。
議長	23ページ。6番的埜美香子くん。
6番議員	23ページ、都市計画事業費の都市公園の整備事業基本設計委託料ということなんですけど、もう少し詳しく説明いただきたいと思います。
産業建設課長	はい。公園整備事業でございますが、今度9日だけな、全協で最初の経緯からご説明させていただきますが、今、本年都市計画公園ということで話が進んでおりまして、基本設計をするということの中で都市計画公園に至るまでには、昨年度予算で認めていただいた費用対効果便益B/Cというのをやっていってるんですけど、今皆さんの意見交換、それから令和6年度にやったアンケート調査等から2ヶ所、土村、それから松原高原に都市計画公園を設置していくということの中で、まず2ヶ所になってもB/Cをその公園ごとにやらなければいけないと。それから緑の基本計画、町をどういうふうに守って緑を守っていくかというマスタープランがあるんですけども、そういうものを作らなければいけないと。それからPFI、こういう公園を作るのに民間導入のそういう検討をしてくださいと。いろいろな要

	件がありまして、そういうものをこれから作っていくということの中で、計上をさしていただきました。
6 番議員	はい。今ご説明あったんですけど、今の説明ですと当初変わらないというか、まだ意見交換の方もまた続くということですが、この設計委託料がこれだけ増額した理由をお聞きしたいんですけど、お願いします。
産 業 建 設 課 長	はい。ですから基本の設計の委託というのは当初予算にあったんですが、これから事業とすれば2本立てていく。ていうのは、一つは都市計画審議会等を経て素案を公示して、都市計画の公園としての工事をするというのと、あともう1個は国にお金をいただくためにですね、事業計画を作らなくちゃいけないと。そういう事業計画を作っていく中で必要な調査事とかがありまして、そん中で主なものがB/C、それから緑の基本計画、PFIの検討ということを追加でやらなければいけないというふうに思ってます。その他のことについては、他にもいろいろあるんですが長寿命化計画ですとか、総合都市計画のマスタープランですとか、そういうものっていうのは小海町の中の長期振興計画だとか、そういう代用できるもの。そういうものでどういいかどうかっていうことも確認し合っているんですが、そういうものでOKとなれば、そういうのは作らなくていいことです。今、今回上げさせていただいた748万につきましては、ちょっとやらなければいけないんだろうなという調査を入れさせていただいてるということでございます。
6 番議員	委託先は変わらず環境設計さんという、そういう認識でよろしいでしょうか？
産 業 建 設 課 長	その通りでございます。
議 長	12番渡辺均くん。
12番議員	都市公園の審議会とかに私も出させていただいて、個人的な意見を言う場じゃないんでそれは控えますけれども、都市公園の手続きの資料を見ましたら、基本構想が事前にあらばならないというふうに書かれております。それでその基本構想を、町はどのような形で描いて提示しているのか。私手元にないんであれば説明していただきたいと。それは本来、長期振興計画なんかで踏まえられるべき中身だと思いますんで、まずはその基本構想を示していただきたいというのが一点。それからもう一点、先ほどまちづくり推進事業を一生懸命やってる。これはこれでいいんですけども、このまちづくり推進事業と都市公園造りがどのようにリンクしていくのか。

	そういったことの整理ができていないんじゃないかと思っておりますんで、その関係を説明お願いいたします。
産業建設課長	まず、まちづくりの基本構想というのは、私が記憶してるとかちょっとあれなんですけども。平成27年ごろから子育て支援課の方で公園を作るという話がありまして、そこから始まっている話でございます。そのときに町民アンケート等実施して、その後総務課の方の企画の方で公園を作るっていう形の中で、松原高原のところフィールドアスレチックのところに作っていくという話がまたちょっと頓挫しまして、パターゴルフ場のところに作っていくと、そのときの所管は八峰の公園、八峰のなんだ、交流センターの所管でやっておりました。ていう中で諸々話していくと、それが変遷をしまして都市公園にやっていくということで、その基本計画基本構想というのを今現在作っているところでございます。こちらの方の原案とすれば、いろいろな構想とかあるんですが、それを一方的に作るわけにいかず、皆さんと意見交換会等いたしまして、それから令和6年に実施しましたアンケート調査、子供さんたちの何が公園、何が欲しいとかっていうそういうアンケートに基づきまして皆さんと議論しながら作っていると。それをまとめればよろしいんですか。ていう経過のところから、現在こういふところまで来てますという資料を、全員協議会の方で示させていただきます。それからもう一つは、何でしたっけ。公園につきましては総務課主導のまちづくり推進委員会の中で取り込めると、この中にたまたま都市町県のアドバイザーがいらっしゃったので、そこで一緒に公園の方については、見ていただいております。
12番議員	基本構想があるのかないのかっていう問いなんですね。それに準ずるものは、平成27年子育て支援課でそれなりの形を作ったけども、それが今、課長の話だと頓挫したと。その後、八峰の交流センターの事業のようなもので、基本構想的なものが代替えさせられるというような説明があったと思うんですけど、それ自体の経緯を一度、27年度子育て支援課で作ったものはこれですと。それからその後、それが頓挫して交流センターの事業で、立ち上げたのはこれですと。その資料をぜひ開示していただきたい。それが基本構想に相当するのであれば、それをベースにして、私も都市公園の方を関わっていきたいと思ってます。それから、まちづくり推進事業との関わりについては、県が来たからといって関係なくて、町としてどうやって二つの事業を関連付けているのか。その説明をいただきたいと思うんでお願いします。

産業建設課長	はい。一つには渡辺議員さんも私の方に公園っていうのはこういうものであるものだっていう、素晴らしい資料をいただきまして、そういうものを使って考えていくということなんですが、そもそも都市計画公園につきましては平成27年から言ったときには、小海町につきましては保全型の都市計画ということで、下水につきましては区域内で行っているということで都市計画を持っているという中で、これから我々が考えていくっていうことはその自然の保全を目指していく公園、都市公園という大変に大きなマスタープランがあるんですけども、そういうものをやってるということで、それぞれを今こさえているというところでご理解いただければというふうに思います。あと、渡辺議員さんがいろいろな資料をいただきましたので、それを熟読して参考にさせていただきたいというふうに思っています。ただ現在、ここでぽっと始まったわけではなく、昨年度から経緯ありまして都市計画公園になったということでございまして、その過去の公園は都市計画公園ではないという。それにも理由があるんですけども、そういう形になったということでございます。
議長	24ページ。25ページ、補正予算給与費明細書。26ページ。27ページ。28ページ。29ページ。 その他、全体を通して質疑のある方はございますか。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。これより11時30分まで休憩とします。 (ときに11時19分)
<u>日程第5 議案第41号</u>	
議長	(ときに11時30分) 休憩前に引き続き会議を開きます。 日程第5、議案第41号、「令和7年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。 歳入、4ページ。歳出、5ページ。 その他、全体を通して質疑のある方はございますか。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。

<u>日程第 6 議案第42号</u>	
議 長	日程第 6、議案第 42 号、「令和 7 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。 歳入、4 ページ。歳出、5 ページ。 その他、全体を通して質疑のある方はございますか。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 7 認定第 1 号</u>	
議 長	日程第 7、認定第 1 号、「令和 6 年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも決算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。 1 ページ。2 ページ。3 ページ。4 ページ。5 ページ。6 ページ。7 ページ。8 ページ。9 ページ。10 ページ。11 ページ。12 ページ。歳入、13 ページ。14 ページ。15 ページ。16 ページ。3 番菊池一巳くん。
3 番議員	3 番菊池一巳です。寄付金のふるさと寄付金ですけども、この点についてちょっとお伺いしたいと思います。本題に入る前の事前の説明が長くなりますけど、お許しいただきたいと思います。ふるさと納税、24年度は5年連続最高を更新し、県内は16.8%増となっております。寄付額の上位は、全国的には北海道白糠町の212億円、宮崎県都城市の177億円など、海産物ブランド牛のある認定の返礼を揃えた地域が上位となり、米の高騰などに伴い、新潟県南魚沼市が71億円などとなっており、県内では産地偽装があった須坂市が47億5,000万、中野市が22億9,200万、軽井沢町が20億400万円などとなっており、小海町のそれとは比較にならない内容となっております。ふるさと納税本来のふるさとへの思いがないがないがしろにされ、通信販売として利用されている感もあり、国もふるさと納税制度の根本的な見直しを検討しております。それにつきましても以前、総務課長より、ふるさと納税の町の対応として、物品の返礼という一過性の繋が

	りでなく、ホテル旅館などの宿泊券式ゴルフ宿泊パックなど、小海との繋がりを重視した返礼に重きを置いて対応していきたいとの発言があったように記憶しております。そこで本題です。今後、国がふるさと納税制度を根本的に見直そうとしてる中で、町はこれからふるさと納税に今後どのような形で対応していくのか、基本的な考えをお聞かせいただきたいと思います。
議 長	3 番菊池一巳議員、ふるさと納税とかまだ行ってないんだけど。そういったところで、今の答弁でいいですか。 17ページ。18ページ。19ページ。20ページ。21ページ。22ページ。23ページ。24ページ。25ページ。26ページ。27ページ。28ページ。29ページ。30ページ。31ページ。32ページ。33ページ。34ページ。35ページ。36ページ。37ページ。38ページ。39ページ。40ページ。3 番菊池一巳くん。
3 番議員	先程は大変失礼いたしました。もう一度発言の機会を与えていただきたいと思います。ふるさと納税につきまして先ほど申し上げましたように、全国的な寄付状態とか、今長野県の状態等についてお話した通りであります。その中で総務課長が以前、先ほど言いましたように町としては、その返礼品で対応するのではなく、一過性でなく長い付き合いをしていただくような、そういった繋がりを持った返納品といいますかそういったものに趣を置いてまいりたい、というような話をされたことを記憶しております。国も今回いろんな問題が起きまして、納税制度の根本的な見直しを検討しているようであります。そんな中におきまして、町としては総務課長が前に発言されたような形で、このふるさと納税に対して対応していくのか、その基本的な考えをお聞かせいただきたいと思います。
総務課長	はい。お答えいたします。ふるさと寄付金につきましては、この金額、決算の金額1440万2,000円ということでございます。令和5年まで3年間は右肩下がりという状況でしたが、令和5年度に比べて多少増えたという結果になりました。先ほど議員さん言われました、今度内容を、返礼品の内容少し工夫をしていきたいということで、昨年度末から今年度、今申し込みのサイトも楽天というようにところを増やしまして、対応しているところでございます。返礼品につきましても、何かカタログ販売のような、欲しいものをもらう。そのために納税していただくというようなこともあるんですけども、小海町に来ていただく、そういう方々をより増やしたいというようなことで、シャトレーゼの宿泊券ですとかゴルフプレー券であるとか、それからイベントの競技の参加費、参加費用、参加出場枠ですよね、

	そういうものを返礼品にしていくようなことを今年度でしているところでございます。考え方を全て変えるということではなく、もちろん特産品でございますので、小海産の梨、南水の梨はとても好評で、返礼品の中では件数としては一番でございます。次に人参ジュースですとか、野菜類入ってくるわけですが、そういったものに加えて、こういう体験できるような、そういうイベントなんかを増やしていく。今後ね、増やしていく。そういうことで金額や件数にとらわれずに考えていきたい。ただ、しかしこの金額もたくさんいただく方が町にとっても有利ですので、そちらの方ももちろん工夫をしながら、今後伸ばしていけたらなと考えてございます。以上です。
議 長	41ページ。42ページ。43ページ。44ページ。45ページ。46ページ。47ページ。48ページ。歳出、49ページ。50ページ。51ページ。52ページ。53ページ。3番菊池一巳くん。
3番議員	3番菊池一巳です。2.1.1の17節備品購入費で、公用車の購入375万1,028円となっております。この関連につきまして質問させていただきたいんですけども、備品購入費公用車購入にあたっては、使用年度等を考慮し、計画的に更新がなされていると思いますが、町のバス、ナンバー15-76が、平成10年度購入で27年経過しているようです。昨年出張先で故障が生じたようですし、今回私どもが視察に行きました28、29日の東京への視察の際にも、私個人の見解ではないと思うんですが、エンジンの負荷が大変多いと感じました。更新の時期を迎えているのではないかと思慮されます。更新の予定があるかどうかをお伺いしたいと思います。
総務課長	はい、お答えいたします。町のバスでございますけれども、トラブルがあるということで、その辺は総務の方へも連絡がきているところでございます。今年度当初予算の中でも検討には上がっていたわけですが、見送りをさせていただいたということで、整備をしながら使っていただくということにしたわけですが、いずれもう更新が必要だということは承知しておりますので、全体の予算の中でももちろんバス関係者であったり、町民の皆さんも乗ることもありますので、その辺については更新の方向で今後考えていきますので、お願いいたします。以上です。
議 長	54ページ。55ページ。56ページ。57ページ。3番菊池一巳くん
3番議員	3番菊池一巳です。7節の報償費でふるさと寄付金の事業の返礼品ですが、これにつきまして、ふるさと納税の返礼品はその自治体内で生産されたものや、製造加工の主要な部分が行われたものが対象とされております。

	す。小海町の返礼品で人気があるとされるリンゴ和牛ですかね。リンゴ和牛信州牛の製品各種について、この返礼品の対象とされた項目に該当しない点があるように思われますが、町の返礼品として扱って問題がないのかをお伺いしたいと思います。
総務課長	はい、お答えいたします。菊池議員さんには以前にもこのようなご質問を受けたことございます。その際にもお答えをしたわけですが、リンゴ和牛ということで信州牛を謳うということで、市場から一頭買いというですね、子牛を購入して育てるのを、これは小海町外なんですけれども、育てるために肥育についてを委託する、しているという現状でございます。これについてはその肥育する場所、山ノ内町なんですけれども、当初この制度が始まるときに、共同の返礼品ってということでその肥育先の市町村との共同という意味で書類のやり取りをして、それでそういう書類をもらって返礼品としている。そういう経過がございます。この前もいろいろ新聞紙上でもね、話題になる大変厳しくもなっているという現状がございまして、その辺もね、確認もするわけですが、制度の中にそういった共同の返礼品ということは可能な枠がありますので、それに該当をしているということで、当時の文書、やり取りをした文書も残っておりますので、そういう枠の扱いということで実施していますので、ご了解いただければと思います。以上です。
議 長	58ページ。6 番的埜美香子くん
6 番議員	6 番です、お願いします。58ページの14節、豆腐事業の承継関係工事ということで決算として載っていますが、次の59ページの方で、主要施策の実績効果についてということで、この豆腐の承継事業のことが載っていないわけですが、豆腐事業、ちょっとね結構大変な部分もあったと思うんですけど、その辺実績がどうだったのかということと、しっかりと承継されてされたのかということをお願いしたいと思います。
総務課長	はい、お答えいたします。事業承継関係工事請負費で載ってございます。これにつきましては、それまで使っていた冷蔵庫やボイラー、それから豆腐のプレス機であるとか大豆蒸し器、このような設備を使えるということで移設するための工事、これは事業承継という意味で町負担の部分であるということで実施したわけでございます。移転先はご存知のように、八那池地区に工場といいますか建物を建設して、土地も取得してそれで現在も行っているということです。この監査委員の皆さんともお伺いしたわけですが、順調に販売製造しているということでございます。やはり

	時間的にはね、前より時短ができるようになった、使い勝手もよくしているようですので、なんか順調に進んでいるようです。油揚げにつきましてもそれも以前休んでいた時にもあるあったわけですがけれども、再開をしているということで、今後もご活躍いただくように期待をしているところでございます。以上です。
6 番議員	はい、順調にいつているということですが、令和 6 年度に関しましては、地域おこし協力隊の企業支援補助っていうのがね、当初ついてたと思うんですけどそれもなくなったということで、以前から売り上げだったり、そういった表とか見てますとその 200 万があって何とか生活が成り立つという、そういうシミュレーションだったと思うんですけど、実際のところ今順調にいつているということなんですけど、そういった補助金、当てにしていた補助金がなくなったということで、ちょっと軌道にしっかりと乗れたのかどうかということと、今町の負担という部分で、いろいろが機器を移設したという話なんですけど、そのことで途中でね、ちょっと壊れたものとか、そういったもの今油揚げの話もありましたけど、油揚げを揚げる製造機とかも自分たちで買い替えた、そういうことの中でですね、町の所有が何なのか。権利関係どうなっているのかということ、そういうことが明確になっているのか。原状回復するものがあるのか。そういったものがきちんと書面化されて整理されているのか、その 2 点お伺いしたいと思います。
総務課長	はい、お答えいたします。協力隊が終わった後の起業をするための補助金。これは事業を委託していたということから、既に実施していたということで対象外。これは協力隊に関係している県国の見解ということで、これは対象から外れてしまった。これはやむを得ないということですがけれども、町としましては、事業所がね、新たにできるということで他の補助金もあるので、そういう該当できるところはするように支援をしたということでございます。二つ目の移設した設備、これについては確かに何年も使っていっぱいやるものだということですので、移転前から使用料についてはいただいた時期もあるんですけども、もう使用料いただかないでというようなことを対応してきました。今後につきましても、移設したわけですがけれども、今度壊れたものは今度は自前でというか、更新をお願いしていくという面から、やはりこれまでと同様に使用料はいただかない方向で先ほど説明した、いくつか移設したものがございましてけれども、そういったものについては、物によっては本当に耐用年数をね、過ぎているようなもの

	のもあるというようなことですので、修理をしながら使えれば使えるという状況のようではすけれども、今後はそのように対応をするということで、使用料いただかない方向でいきたいと思います。また書面については担当の方で持っていると思いますので、その辺りも了解を得た上でね、話し合いをしながら進めていますので、できるだけできることは支援をしながら順調に運営していただきたいという考えでいます。以上です。
6 番議員	はい。そうすると町所有のものはあるのかないのか。そのあたりがどうなるのか。万が一、万が一彼らが辞めたとすればそれはどうなるんでしょうか？お願いします。
総務課長	はい、お答えいたします。先ほどご説明した工事費で関係の工事で言いまして移設したボイラーとか豆プレス機、そういったいくつかある設備これが町所有のものだったから移設をしたわけです。なので売り買いはしていませんので、今後も使用をしていただくということで契約をしております。ですので、今度辞めた場合の所有、辞められた場合にはもちろん所有権残るわけですから、町のものということになるわけではすけれども、今後継続していただくことでこういう支援をしましたので、今後継続していく中では、この使用料、先ほども言いました通り使用料いただかないで使っていただくということで、そんな契約を結び進めております。以上です。
議 長	5 番渡邊晃子くん。
5 番議員	すみません。今の関係なんですけども、豆腐のお2人との契約書があるのであれば開示していただきたいんですが。
総務課長	はい、お示し委員会の資料でよろしいでしょうか？はい。用意します。以上です。
議 長	59ページ。これより1時まで休憩とします。 (ときに12時02分)
議 長	(ときに13時00分) 休憩前に引き続き会議を開きます。 一般会計歳入歳出決算説明資料60ページ。61ページ。62ページ。63ページ。64ページ。65ページ。66ページ。67ページ。68ページ。69ページ。70ページ。71ページ。72ページ。73ページ。74ページ。75ページ。6 番的埜美香子くん。
6 番議員	6 番的埜です。負補交の18節の関係ですけど、社会福祉協議会の補助金ということで決算として載っていますが、次のページの主要施策の実績効果のところでは社協の補助金の関係が掲載されています。その中でシルバー人

	材の件と移動販売、その事業が社協に今度6年度から変わったということで、町としては補助金という形で出しているんですけど、いろいろ問題があったわけですが、社協の方に今度移ってどのような形になってきたかご説明いただきたいと思います。
町民課長	はい。シルバー人材につきましては、現在やっぱり社協の方に委託して小海支部の関係につきまして職員1名を中心として行っているというような状況でございます。なかなかシルバーを受けてくれる方がいなかったというのが発端でございます。所長を受けてくれなかったというのが発端でございますが、今のところは社協の方に委託した中では順調に進んでいるというような形ではございます。また、移動販売につきましても、協力隊で実施していましたがそれもなかなかうまくいかなかった部分もございまして、今後は社協の方へ委託したというような形でございます。また、社協の方といたしましても、障がい者の工賃を多くしたいというような希望がありまして、職員とプラス障がい者というような形で訪問に歩いているというような形でございますが、今のところは主だった課題というところはないというふうには感じております。売り上げ等がまた順調に伸びるというようなことができればいいなというところはあると思いますが、今のところ社協の方からは課題というような形で連絡は受けておりませんので、運営的にはいいというふうに感じております。
6番議員	はい。両方とも今のところ順調というところなんですけど、課題もいろいろチラリと聞いたりもしてるんですけど、社協の方では詳しくというか、一応売り上げがいくらだとかっていうところは、移動販売に関してですけど、載ってきてるんですけど、このやっぱり社協に移ったということで、議会の方でも中身がどうなのかっていうことを示した方がいいんじゃないかと思いますが、その辺いかがお考えでしょうか？
町民課長	はい。補助金という部分ではありますが、移動販売の状況というところでは社協の方で理事会、評議員会というところでも出ております。またその中にも議員さんが参加しているという部分では、そちらの方で詳細な説明はできているかなというふうに思っておりますので、そちらの方の資料でよろしいのかなというふうには考えております。
議 長	76ページ。77ページ。78ページ。79ページ。80ページ。81ページ。82ページ。83ページ。84ページ。85ページ。86ページ。87ページ。88ページ。89ページ。90ページ。91ページ。92ページ。93ページ。94ページ。95ページ。96ページ。97ページ。98ページ。99ページ。100ページ。101ページ。102ページ。

	ージ。103ページ。104ページ。105ページ。106ページ。107ページ。108ページ。109ページ。110ページ。111ページ。112ページ。5 番渡邊晃子くん。
5 番議員	5 番渡邊です。お願いします。すみません、111ページに戻っていただいて、すみません。18節負補交の中なんですけども、店舗新築等助成事業13件と創業支援2件ということなんですけど、ちょっとこれ内訳を教えてください。あの委員会でも資料をお願いしたいと思うんですけど、ちょっと私の探し方があれなのか店舗新築等助成事業の方が要綱が見当たらずなくて、これどうなってるか教えてください。
産業建設課長	内訳につきましては委員会で資料をお示しさせていただきます。要綱につきましては、ちょっと私今持ってないんですがありますので、それも委員会のときにお示しします。
議長	113ページ。114ページ。115ページ。116ページ。117ページ。118ページ。119ページ。120ページ。121ページ。2 番小池喜昭くん。
2 番議員	2 番小池喜昭です。この121ページの道路維持管理費等の費用がありますが、60ページにございました集落支援の溝の原などは集落支援でも行ったりしておりますが、この区別を教えてください。
産業建設課長	集落支援と道路維持修繕費の違いでございますが、集落支援の精神は地区住民協働の事業でございまして、業者さんにやっていただくこともあるんですけど、皆さんが共同してできる仕事ということで、特に区の中でこういうところを重点的にやりたいという要望をお聞きしてやるところでございます。道路維持修繕費につきましては、ちょっとこれは集落支援に合わないということで、公共の誰もが共用する水路ですとか道路、歩道そういうものを修繕していくということで、はっきりとこれからこれは集落支援、これからこれは町の方というのはないんですが、町が管理するところの事業につきましては、道路維持の方でやらせていただいております。
2 番議員	はい。ありがとうございました。以上です。
議長	122ページ。123ページ。124ページ。125ページ。126ページ。127ページ。128ページ。129ページ。130ページ。131ページ。132ページ。133ページ。134ページ。135ページ。136ページ。137ページ。138ページ。139ページ。140ページ。141ページ。142ページ。143ページ。144ページ。145ページ。146ページ。147ページ。148ページ。149ページ。150ページ。151ページ。152ページ。決算書に移ります。44ページ、実質収支に関する調書。45ページ、財産に関する調書。46ページ。47ページ。48ページ。49ページ。50ページ。51ページ。52ページ。53ページ。

	その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。12番渡辺均くん。
12番議員	はい、少し前の方にさかのぼりますけど、町民税で未納のケースが報告されております。それで、未納の原因等についてですね、徴収の現場サイドでどのような未納の原因が要請されているのか。昨今、非常に物価高で生活が厳しいとか、それから生活保護世帯なんかも増えているように聞いておりまして、そういう現場の生の姿というものが、町税徴収のときに立ち会ってどんなふうな印象で受け止められているか現場の声を聞かせていただければと思います。
総務課長	はい、お答えいたします。直接税務係の方で、直接はね電話、それから訪問等をしておりますので、生の声というのは聴けていないわけですが、総じて最近外国の方も多くなってきている傾向ですけれども、なかなかやり取りが難しい、困難、会話が難しい。それから所在やその方を雇っているといいますか、農業の関係者だとそういう農家さん通じてというような方法もやってるようでございますが、なかなかコミュニケーションが取れない、そういう方も最近の傾向としては多くなってきております。また町内にいる他の方ですけれども、それにつきましてはやはり収入の変動、前の年度は給料等もらえてたけれども、給料多かったけれど今年度は少なくなってしまった。そういった方については、どうしてもそれを基にした課税になりますので、その辺が大変なことということはございます。なるべくこういった何期かに納めてもらうわけですが、そういったものが重ならないように連絡はしているわけですが、期数がまとまってしまうと高額になってしまうという状況が発生する。そんなこともございますが、なるべくそうならないように連絡を取る、通知を出す、そういうことを心がけて現状は行っております。以上です。
議 長	5 番渡邊晃子くん。
5 番議員	はい。すみません漏らしてしまいまして、説明資料の97ページ衛生費、生活環境衛生費、お願いします。し尿下水処理費 3 目ですけども、佐久環境衛生組合し尿処理負担金、令和 5 年度は3,474万4,000円だとそこから下がっている。令和 4 年が2,630万だったと。その変動なんですけど、その下ですね下水道負担金は令和 5 年度4,856万円からこれは上がっていると。改めてというか算出方法ちょっと教えていただけるでしょうか？
町民課長	はい。算出方法についてはちょっと詳しく、ちょっと資料ないんであれですが、人口割とあとはし尿の使用料というような形になると思います。あと、下水については計画人口とあとは均等割というような形だというふう

	に思います。詳細についてはまたちょっと委員会の方でまた報告をしたいと思いますが、いずれし尿の方について大きく減っている部分については、6年度については要するに大きい事業を実施するということがなく、5年度の繰越事業をそのまま遂行したため金額的には負担金は大きくならなかったというふうに報告を受けております。また、下水道についてはその分負担が大きくなっているという部分については、交付税措置されていたものが措置がなくなってきた部分があるので、その分負担金の方に上乘せが来ているというような状況だということで、佐久環の方からは受けております。はい、以上です。
5 番 議 員	はい。改めまして詳細、委員会をお願いします。
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 8 認定第 2 号</u>	
議 長	日程第 8、認定第 2 号、「令和 6 年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも決算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。 歳入、1 ページ。2 ページ。3 ページ。4 ページ。5 ページ。6 ページ。7 ページ。8 ページ。9 ページ。歳出、10 ページ。11 ページ。12 ページ。13 ページ。14 ページ。15 ページ。16 ページ。17 ページ。18 ページ。19 ページ。20 ページ。21 ページ。22 ページ。23 ページ。24 ページ。25 ページ。26 ページ。決算書に移ります。10 ページ、実質収支に関する調書。11 ページ、財産に関する調書。 その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 9 認定第 3 号</u>	
議 長	日程第 9、認定第 3 号、「令和 6 年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも決算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。

	歳入、1 ページ。2 ページ。3 ページ。4 ページ。5 ページ。6 ページ。7 ページ。8 ページ。9 ページ。10 ページ。11 ページ。12 ページ。13 ページ。歳出、14 ページ。15 ページ。16 ページ。17 ページ。18 ページ。19 ページ。20 ページ。21 ページ。22 ページ。23 ページ。24 ページ。25 ページ。26 ページ。27 ページ。28 ページ。29 ページ。30 ページ。31 ページ。32 ページ。33 ページ。34 ページ。35 ページ。決算書に移ります 15 ページ、実質収支に関する調書。16 ページ、財産に関する調書。その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第10 認定第4号</u>	
議 長	日程第10、認定第4号、「令和6年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも決算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。 歳入、1 ページ。2 ページ。3 ページ。歳出、4 ページ。5 ページ。6 ページ。7 ページ。決算書に移ります。7 ページ、実質収支に関する調書。その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第11 認定第5号</u>	
議 長	日程第11、認定第5号、「令和6年度小海町簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも決算書及び決算附属書類で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。 決算書、1 ページ。2 ページ。3 ページ。4 ページ。5 ページ。決算附属書類、6 ページ。7 ページ。8 ページ。9 ページ。10 ページ。11 ページ。12 ページ。13 ページ。14 ページ。15 ページ。16 ページ。17 ページ。18 ページ。19 ページ。20 ページ。21 ページ。22 ページ。 その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。

(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第12 陳情第9号</u>	
議 長	日程第12、陳情第9号についてを議題といたします。 陳情書の朗読及び審査は、付託した委員会をお願いいたします。
<u>○ 質疑終了</u>	
議 長	以上を持ちまして、議案、認定に対する質疑を終結いたします。
<u>○ 常任委員会付託</u>	
議 長	本日議題としてまいりました議案第37号から議案第42号、認定第1号から認定第5号及び陳情第9号は、会議規則第39条の規定により、掲載した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	「異議なし」と認め、議案付託表のとおり付託いたしますので、ご審査の程よろしくをお願いいたします。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。一般質問は9月8日、月曜日、午前10時から行います。これにて本日は、散会といたします。ご苦労様でした。 (ときに13時43分)

令和 7 年 第 3 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 8 日」	
* 開会年月日時	令和 7 年 9 月 8 日 午前10時00分
* 閉会年月日時	令和 7 年 9 月 8 日 午後 4 時11分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さん、おはようございます。 開会に当たり一言挨拶申し上げます。 本日は、一般質問であります。今回の質問者は8名であります。本日、6名、明日2名が行います。 一般質問は議員が町に対し、町政全般について、行政の活動状況の確認、行政課題への指摘、新しい政策の提案、住民生活に関する事項など多岐にわたり質問いたします。議員にとっては、持ち時間の中で町政全般について自分の意見・質問・提案のできる、議員活動の中でも非常に大切な活動の一つであります。 定刻になりました。ただいまの議員数は12人であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。 なお、議会の I C T 化推進の目的から、議場へのタブレットの持込みを許可します。 暑いようでしたら上着を脱いでいただいで結構です。
<u>○ 議事日程の報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、掲載したとおりであります。 本日答弁のため出席を求めた者は、町長、教育長、各課長、所長であります。
<u>日程第 1 「一般質問」</u>	

議 長	本日は、第7番、黒澤敦史議員から、5番、渡邊晃子議員までの6名の一般質問を、会議規則第61条の規定により行います。 あらかじめ申し上げておきますが、同63条の規定により一般質問を行いますので、ご協力をお願いいたします。 それでは順次質問を許します。
<u>第7番 黒澤 敦史 議員</u>	
議 長	初めに、第7番 黒澤敦史議員の質問を許します。黒澤敦史君。
7番議員	7番、黒澤敦史です。通告に従い質問させていただきます。 私は、総務産業常任委員会に所属しており、委員長の職を拝命しております。現在、当常任委員会では、担当する各事業等に対して、私たち委員の見識を深め、町とより建設的な議論を深めることを目的として、研究会、勉強会を開催しています。現在取り組んでいるテーマは、町の林業についてであり、林業に関わっておられる方々から、町内林業に関する現状をご説明、解説いただき、委員会内で意見交換を行っています。今回は、そこでの内容を参考にしつつ、町内における森林の状況、そして、林業をこれからどうしていくかということについて質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 さて、町の森林面積は9,427ヘクタールにのぼっており、そのうち22%が国有林、78%が民有林で構成されています。また、民有林の中でも23%、1,704ヘクタールが町及び財産区の所有となっていて、これは町民共有の財産とも言えるものですから、まさに森林は町の重要な地域資源ということが出来ます。 町の多くの森林、とりわけ民有林は、戦後に植林されたカラマツの人工林で70%を占められており、今や、その多くが伐期を迎えています。しかしながら、現場では、森林組合をはじめとした施業主体の人的、機械的な能力不足から、既に、伐期、更新時期を迎えているにもかかわらず十分な伐採と更新が行われていないという現状があります。 また、伐採後に放置されたままになっているような山林も増加しているとのことであり、このままでは町の将来にわたる森林資源の持続性に深刻な影を落としかねないことが懸念されます。 こうした問題意識のもと、森林の役割と町の施策の現状、他自治体の取組等をお互いに共有しながら、今後の方向性について町の考えを確認させて

	いただければと思います。 まず、1つ目の質問ですが、町では、産業建設課の農林係がこれを主管していると承知していますが、この町内の森林の状況について、町はどのように評価をしているかお聞かせください。
産業建設課長	ご苦労さまでございます。 町内の森林の状況に対する町の評価でございます。町内では森林の管理が行き届かない森林も見受けられ、適正な維持管理が一番の課題となつていると考えております。今後は、森林経営管理制度の活用などを通じ、持続可能な森林管理に取り組んでいかなければというふうに考えております。 森林の評価でございますが、森林の役割、生態系を保全し、地下水の涵養や土壌侵食の防止を果たしたりとか、特に水道の水源等ございまして、水源涵養林としての機能、町が位置する八ヶ岳山麓、それから、秩父山系の東側の山麓、水資源の保全が重要でありまして、森林地帯では多様な動物ですとか、また観光資源ということに関しましては、山麓エリアはとても重要な場所だというふうに考えております。 森の散策や高原の風景を楽しむ旅行者が訪れるスポットでもあります。大変に小海町は自然環境豊かな森林を持っておりまして、そのほかにも、土砂災害防止の土壌保全、快適環境の形成、実際には木材などの切り出しと、いろいろな役割を森林は果たしているというふうに考えております。 森林の管理には課題がありまして、特に人工林、ただいま黒澤議員から出ました人工林、利用されていない間伐の問題ですとか、一部地域では森林の適切な間伐等が進んでおらず、資源の循環型利用がとても課題だというふうに考えております。現在はカラマツ材の需要が高まっているということで、私も、昔はヒノキですとか、すばらしいんだろうなと思ったんですけども、いろいろな多方面からのお話を聞くと、カラマツというのは構造物としても物すごく耐力があつて、使うには非常にいい材だということで、現在に至っては需要が高まっているということで、大規模な産業化には至っていないんですが、これを活用する術はないというふうに考えておりますので、そこら辺のところを皆さんと協力しながら考えていきたいというふうに思っています。 町の評価とすれば、大切な森林資源、これから活用を考えて、ぜひとも進んでいきたいというふうに考えている。 以上です。
7番議員	ありがとうございました。

	大切な町の資源であり、そして、その管理にも非常に課題、危機感をお持ちのことだったと思います。ありがとうございます。 では、改めて、森林の持つ多面的な役割について、先ほど、課長がおっしゃいましたけれども、確認させていただきます。 森林は、国土の保全や土砂災害の防止、水源の涵養など、私たちの生命と生活を根底から支えるインフラであることは言うまでもありません。さらに、私たちが生命活動や経済活動により発生させる二酸化炭素を吸収し、酸素を供給する貴重な存在としての機能は、私たちの命を支えるものと言っても過言ではありません。加えて森林は、木材資源の供給を通じて地域・国の産業や雇用を支え、また、心身の健康、教育、伝統文化の継承など、人間社会にとって多面的な恩恵をもたらす公共材であるとも言えます。 町が進めている憩うまちこうみ事業も、ミクロ的な見地からは、その舞台は松原湖高原の森林がほとんどではありますが、町全体の豊かな森林に魅せられた企業の方々が、協定を結んでくださっているのだろーと思ひます。 そして、こうした価値を将来世代に確実に引き継いでいくためには、計画的かつ持続可能な森林経営と地域ぐるみでの適切な管理が不可欠であることは言うまでもありません。しかしながら現実には、木材価格の長期低迷により林業所得が減少し、または、ほとんど所得を得られないままにいる場合が多く、森林所有者の経営意欲は減退し、計画的かつ持続可能な森林経営がなされている事例は少ないのが現状です。さらには、所有者や林業従事の高齢化と減少も進みつつあり、適切な整備が行われない森林が増加するなど、多面的機能の発揮が困難となる傾向が全国的に見られています。 一方で、希望の光も見え始めています。先ほど述べたとおり、戦後一斉に植林されたカラマツ人工林が伐期を迎え、今まさに本格的な活用が可能な時代へと入ってきています。これらの人工林は、かつて日本が木材を海外に大きく依存していた時代、また戦後復興期にあつて、自分たちの手で資源をつくろうとの理念のもと、生活条件の厳しい中山間地域において地域住民や林業者によって植えられたものです。現在、カラマツ材は、合板、集成材の原料として活用が進んでおり、国産材料のすそ野は着実に広がってきています。例えば、構造用合板や、CLT、直交集成板、LVL、単板積層材といった新しい木質素材の開発、普及が進んでおり、ビルや中・大規模建築物への木材利用の道が開かれました。こうした需要の広がりに伴い、かつて極端に落ち込んでいた日本の木材需給率は、平成14年の18.8%という低水準から、令和5年には43%へと回復を見せています。これは、20年
--	---

	余りで倍以上の伸びを示していることになり、林業再興への重要な兆しであるとも言えるでしょう。 さらに、国策としても、公共施設等における木材の利用の促進に関する法律、公共建築物木材利用促進法が制定され、国や地方自治体が建設する庁舎、学校、保育園、福祉施設などにおいて地元産の木材を優先的に使用する流れが加速しています。実際に県内では、多くの自治体が小・中学校の校舎や図書館、公民館等に県産材を導入しており、木のぬくもりを感じる空間づくりと地元林業の支援を両立させる事例が増えています。 このような国産材利用の広がりや、伐採の促進だけでなく、再生林のインセンティブ、刺激、動機にもつながり、森林資源の健全な循環を生み出します。林業の雇用創出、山村地域の経済波及効果、そして何よりも、森を育て、使い、また育てるという文化の継承にも寄与するものです。私たちが今、目の前にしている成熟した森林は、昭和の混乱期、敗戦後の物資不足と生活困難な時代にあっても、後世の私たちの暮らしを思い、苦労をいとわず植林に尽力してくださった先人たちの尊い努力の結晶です。木を1本植えても利用できるまでに何十年もの歳月を要するこの営みは、まさに未来を信じる行為そのものであったと言えるでしょう。その恩恵を今、現実の資源として享受し得る私たちには、極めて大きな責任と役割が伴います。すなわち、得られた資源を無駄にせず、次の世代のために再び森を育てるサイクル、循環をつくること、そして、森林の公益的機能と経済的価値を両立させる持続可能な仕組みを構築していくことが、私たちに課せられた使命ではないでしょうか。 ここで質問させていただきますが、この資源の活用の可能性を住民にも広く認知いただくため、その使用量は僅かであっても、公共施設へのカラマツ材の活用は有意義なことだと思います。本町において、町有林や町内産のカラマツ材等を建築や施設整備に活用するための具体的な方針や計画はありますか。 また、これまでに地元産材を活用した事例があれば、併せてご紹介をお願いいたします。さらに、町全体として森林の循環的な活用、すなわち伐採、利用、再生林を一体的に推進するための長期的なビジョン、展望や民有林への支援を含む具体的な制度設計、財源確保等に関する今後の方針について、お考えをお聞かせください。
産業建設課長	戦後日本が、これはいろいろな方面からお聞きしたんですけれども、日本は木を伐って、そして、そのときに植林をしたということで、50年サイク

	ルの森林を考えると、非常に今、伐期が来ているということで、小海町においても、その森林の伐期というのが来ております。 そういう中で、町がカラマツ産材を公共施設の利用活用とかにということで、明確な方針は定まっておりません。ただ、いろいろな活用法を考える中で、例えば、八峰の湯では、灯油代、電気代、昨今の物価高騰で、こういうものを、例えば木材チップを燃料にしてお湯や蒸気をつくるチップボイラーの導入ですとか、そういうことを検討するというで調査を始めております。 それから、林業振興や地産地消、脱炭素への貢献といった価値から高い評価があるものですから、こういうものを公共施設、そういうものに、なるべく活用していけないかということで、多方面いろいろと考えているんですが、現在、そのようなことで活用されているというのは、あまりないというふうに考えております。 ただ、今後、例えば、公共施設の利用とかに考えましては、ただいま黒澤議員から提案いただきましたように、使う活用の方向を考えていかなければいけないというふうには考えております。例えば、非常にカラマツというのは構造材としてはすばらしいと、ほかの木に比べますと力強い、耐力等を持っているということで、LVLで梁をやったりとかということは考えるんですが、もともとこの地元で使えるのは、カラマツ、佐久認証のとてもブランド化された木もありますので、そういうものを無垢材として使ったりとかということを経営組合さんなり、そういうところと協力しながらやっていくこともありかなというふうに考えます。今後、町は、いろいろなことで、住宅建設だとかそういうものをやります、そういうものに活用していければということで検討することは可能だというふうに考えております。 それから、地元の資源活用ということで、輸送コストですとかそういうもので考えますと、地元で使うということは、1回、見延見だとか千葉だとか、ああいうところに出して、それをまた戻すというよりも、直接、輸送コストとかそういうものを軽減させて使うということでは、地元のものを使うということが大切だろうというふうに考えております。CO₂の吸収や森林保全につながり、地産材を使用することで公共施設の地域性を取り入れ、小海町ならではの施設が建設できる可能性として秘めているというふうに思っております。公共施設にカラマツ材を使用することで、町民や次世代の方に対して、森林資源の重要性と環境保全の意義を育てる材料を提
--	--

	供することにもつながるということでございます。カラマツ材の伐採と利用計画は、持続可能な森林管理と連携し、過剰伐採を防止する方針など、明確化する必要があります。地元の森林組合、製材業者、それから建設会社との連携を深め、カラマツ材加工の技術開発や販路拡大を目指していきたいというふうに考えております。 以上でございます。
7 番議員	ありがとうございました。 町で育ったカラマツの活用を身近なものとして感じさせ、まず、住民の意識を向けていくという観点からも、公共施設での活用は有効な手段と考えます。ぜひ、積極的に活用をご検討いただきたいと思います。 町では、町及び財産区が保有する1,700ヘクタールを超える森林を含め、町内全体に広がる広範な森林が管理対象となっています。共有林や財産区有林については、町の計画的な管理により一定の施業が進められている一方で、それ以外の民有林に目を向けると、極めて深刻な課題が浮かび上がってきます。民有林においては、まず、森林所有者の分散が大きな障害となっていて、所有者が高齢化により管理から手を引く一方で、相続により所有者が不明確になったり、町外に住む相続者が森林の存在そのものを把握していなかったりするケースも少なくないようです。 その結果、管理の意思や経営意欲を持つ所有者が減少し、施業が放棄される森林の増加が懸念されます。さらに、林業そのものの採算性が低く、所有者にとって施業意欲が持てない状況も深刻です。長年の木材価格の低迷に加え、原油価格高騰による運搬費や人件費の上昇、機材価格の高止まりなど、林業経営は非常に厳しい環境下にあります。また、実際に施業を担う事業体である森林組合や民間の林業事業者においても、人手不足や高齢化、機械設備の老朽化などにより、森林施業に対応し切れない状況が見られることはさきに述べたとおりです。 こうした背景から、伐採そのものが進まず、たとえ伐採が行われたとしても、その後の再造林が行われないまま放置されている森林が数多く見られます。特に再造林においては、苗木の購入費用、植栽作業、下刈り、除伐、間伐、さらには獣害対策といった複数年にわたる管理が必要であり、林業者や所有者にとって大きな負担となります。再造林義務が制度上存在するとはいえ、実効性のある履行体制が整っていないため、実態としては放置が常態化している森林が少なくありません。その結果として、経済的価値の低い広葉樹林化が進み、植栽目的導入された針葉樹林の機能が失われて

	います。 また、管理されない森林の増加により、シカなどの有害鳥獣の生息地が拡大し、周辺の農作物への食害や里山の植生変化といった新たな問題も発生しています。森林が適切に管理されないことで、本来備わっている水源涵養や土砂災害防止といった公益的機能が損なわれるリスクも大きくなっており、単なる林業課題にとどまらず、地域全体の暮らしに影響を及ぼす深刻な事態を迎えつつあります。このような状況を打開し、再び健全な森林の姿を取り戻すためには、長期的な視野に立った森林整備計画の策定と、その計画に基づく着実な実行が不可欠です。森林施業は、1年や2年で成果が出るものではなく、樹木の成長や再生林の成果は数十年というスパンで捉える必要があります。まさに、森林整備計画とは世代を超えて森林と地域の未来を導く道しるべと言えるものであり、その実現には行政による継続的かつ強固な支援と森林所有者、事業者、地域住民との連携と協働が欠かせません。実際、当町においても、小海、南北相木の森林を管轄する南佐久中部森林組合が、国・県・町村の補助金を活用した主伐後の再生林、保育10年保証制度を創設し、所有者負担金ゼロ円で再生林に取り組んでおり、先進的な取組ということで全国的にも高い評価を得ています。 また、他の自治体の先進的な事例にも、取組にも学ぶべき点が数多く見られます。長野県阿南町では、再生林の促進を目的に、苗木や防鹿ネット、シカよけのネットの購入費用に対する町独自の補助制度を設け、再生林のハードルを下げる工夫がされています。 また、森林環境譲与税を活用して森林台帳を整備し、所有者や協会、施業歴などを見える化することで、計画的な施業の推進に結びつけています。さらに、ドローンを活用して、山林の地形を把握し、伐採ルートや搬出経路を事前に精査することで施業の効率化と安全性の向上にもつなげています。岐阜県内の一部の地域では、伐採と植栽をそれぞれ専門業者に委託する仕組みを導入し、作業工程ごとの責任を明確にしています。これにより、伐採した後に放置されることなく、確実に再生林へとつながるような体制が構築されているとのこと。責任の所在が明確であることは、行政や所有者にとっても管理がしやすく、再生林の実効性を担保する有効な方策と考えられます。 宮崎県では、都道府県初となる再生林推進条例を公布、施行し、抜本的な再生林対策に取り組んでいます。今後、この条例をよりどころとして、再生林率日本一を目標とするグリーン成長プロジェクトを推進していくとの
--	--

	ことです。このように、森林整備と林業振興の課題に対しては、町単独で対応するには限界がある一方で、行政による制度的、財政的な後押し、先進事例に学んだ仕組みづくり、そして地域との協働によって確実に前進させていくことが可能です。 以上を踏まえ、当町における林業振興は単なる林業振興にとどまらず、さらなる森林の健全な更新、地域経済の循環、そして次世代への資源継承といった幅広い観点からの取組が求められていると考えます。カラマツが伐採期を迎えている今こそ、再造林支援や木材の地産地消の仕組みづくり、担い手の育成といった政策をこれまで以上に戦略的かつ実効性のあるものとして位置づけていくべき段階にあるのではないのでしょうか。 そこで、町長にお伺いいたします。町は、今後の林業振興にどのような姿勢で臨もうとしているのか、また、再造林や木材の利活用、地域林業の再構築に向けて、町長としてどのようなリーダーシップを発揮していくお考えか、お聞かせください。
町 長	大変先進的な調査とご意見、拝聴いたしました。 私も、関係者として、思っていることは全て言っていたような気がします。全てに近く言っていたかと思います。なぜ、この背景としまして、外材、あるいはほかのものに移行したかという背景が、入手しやすく、物が安価であったと、材木にしる燃料にしる、そういう背景があろうかと思います。そこを打破することは今の状態では無理だと思います。しかし、諸外国とのやり取り、それから、今、トランプさんが申している誠身勝手な関税とかそういうものに左右されずに、この国は生きていく、あるいは町が生きていくという話になれば、必ずやそういうことが必要かというふうに思います。先ほど、議員のおっしゃる9,427ヘクタールというのは、町の総面積が114.2キロ平方メートルという町の表示してあります。その82.5%ぐらいになるんです。この面積があるということは、まず、これを活用しない手はないというのは私の考えでございます。それが1つ目です。 それから、それをどうして守っていくかということのご意見もありましたし、また、質問もございました。これは、今、一番大きな組織として中部森林組合がありまして、あと、個人経営者数社の林業をなりわいとした皆さんがでございます。その皆さんの生計を立てていくということがまず必要ではないかというふうに思います。私は今、主伐したものを、先ほど言った加工材に持っていつていると、合板とか集成材とかというものに活用して

いただいていると、そして、その品物が非常にいい評価を受けていると、この辺のカラマツは高水準であるということです。そういった売り方も大変必要ではないかというふうに思っておりますけれども、私は、経験上から申し上げまして、カラマツ材12センチ角のものを1本の木で6本以上取れる木は、これは、今まで懸念されていた、いわゆる狂いというものが、ごく少ないという結果が出ておりますし、それから、大木になったものはなぜ珍重されないかという今の傾向は非常に疑問に思っております。それで、組合等々に相談しまして、大径木についても建築材の利用ができないかということと言っているわけなんですけれども、どうしても、冒頭申し上げました需要と供給のバランスの関係でコスト高になってしまうという部分が、今大変な、その中ではネックになっていると思います。それを打開するには、いわゆる伐採、搬出の方法、それから流通、需要等々、広く大きな課題があるわけですが、これらを一つ一つつぶしていくということが大切なことじゃないかというふうに思っております。

私も、経験上、50年以上前に植林した木が大変立派な木になっております。そうしたものを見る限り、ただ簡単に森林も育っていくわけじゃない、間引きをしたり、下刈りをしたり、日光を十分に当てて、いい環境で育てていくということが必要であることは不可欠でございます。その手間、いわゆるそういうものをどうするかということで、組合が打ち出しました21万円で1ヘクタールを、いわゆる皆伐をし、再造林し、10年間は面倒を見るというものを打ち出したわけですが、これが非常に国・県でも評価され、県のほうでみんな面倒を見てくれるという状況になった経過はご存じだと思いますけれども、そういった有利なものもございます。それらを有効に活用し、そして、これからの林業経費というものに充てていければというふうに思っております。

林業というものは、我が町では農業と同様、一次産業の本当に中心になっていっているものであります。それで歴史もございます。これは、林業に関しては、歴史がなければ、とても正業として、なりわいとしてしていくものではないと。私がここでもう一つ求めるものは、山主が、先祖代々のものを受け継いで、あるいは、取得したものを育て、そこで、十分な利益が上がるような形がというものを目指しております。したがって、方向、あるいは方針といたしましては、これは町の重要な産業だと思っておりますので、そういった面の推進をしていきたいというふうに思っております。また、ご意見ありましたら、いただければというふうに思っております。

	以上です。
7 番議員	ありがとうございました。 重要な資源になって、力強く進めていくというお答えだったと思います。ぜひよろしくお願いします。 林業は、他の産業と比べ、成果が可視化されるまでに長い年月を要する分野であります。大切なことなので再度申し上げますが、今、私たちが享受している、日本そして小海町の森林の恵みは、戦後の困難な時代を生きながらも未来のために植林に力を注いでくださった先人たちの努力の成果です。先人たちがそうであったように、未来の世代に何を残せるかを、今を生きている、今を生かされている私たちが考えて行動に移すことが求められていると思います。 今、全国各地で大資本による大規模ソーラー発電施設の問題が取り上げられています。最近では、熊本阿蘇山周辺や北海道釧路湿原での事例が報じられ、見渡す限りソーラーパネルが敷き詰められた光景は圧巻とも言えます。こうした施設は、山林を新たに切り開いて設置される場合もありますが、牧草地やゴルフ場跡地の再利用といったケースも少なくありません。土地所有者にとっては、現状のまま維持するよりも、ソーラー発電による売電収入を見込めるため土地を事業者売却または賃貸する判断に至るのだと推察されます。 しかし、この流れが加速すれば、山林を切り開いてソーラー発電所を建設する動きが一層進む可能性も否定できません。次の世代に豊かに手入れされた山林を残すのか、それともソーラーパネルで覆われた山並みを残すのか、その選択は今、私たちの判断にかかっています。今日植えた苗木が地域の財産として活用されるのは数十年後となります。一世代どころか二世代後といってもいいのではないのでしょうか。言い換えれば、私たちが今ここで下す判断や取組の質が、将来の町の資源、景観、産業構造を大きく左右することになります。こうした意味で、林業、森林行政とは、まさに未来に責任を持つ政策領域であるといえます。 本町の広大な森林は単なる風景ではなく、地域そのものを形づくる基盤であり資産です。その持続的な保全と活用に向けて、行政がしっかりと先導し、地域住民、森林所有者、事業者とともに、長期的な展望をもって歩んでいくことが求められています。とりわけ、町が一定の森林を保有しているという本町の特徴は、行政自らがモデルとなる森林施業の実践者であるという点において、他地域にはない強みでもあります。町長におかれまし

	ては、今後も、この森林行政の重みと可能性を認識いただきつつ、単年度の施策にとどまらない持続的かつ戦略的な取組を通じて将来世代に誇れる森林の姿を残していただくことを期待します。 町長からのご答弁を真摯に受け止めつつ、町の森林行政に対するさらなる前向きな取組と地域ぐるみの協働による林業振興の推進を強く期待して私の一般質問を終わります。ありがとうございました。
議 長	以上で、第 7 番 黒澤敦史議員の質問を終わります。
<u>第 2 番 小池 喜昭 議員</u>	
議 長	次に第 2 番 小池喜昭議員の質問を許します。小池喜昭君。
2 番議員	第 2 番、小池喜昭でございます。よろしくお願いいたします。 まず初めに、議会の招集日に黒澤町長から招集の挨拶にもございましたが、特に今年の夏の気候は全国的に驚異的な酷暑や集中豪雨が続きました。総務省、消防庁のまとめによりますと、全国で 7 月の 1 か月間、熱中症で救急搬送された方は 3 万 9,375 人、そして、死亡された方は 48 人ございました。また、異常気象による線状降水帯の発生により、豪雨災害が、8 月だけでも、石川県をはじめ九州地方や青森県などで多く発生し、また、先週の金曜日におかれましては、静岡県で竜巻などによる被害もございました。お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈り申し上げ、被災されました皆様にお見舞い申し上げます。 それでは、通告に従いまして、道路の安全対策についてお尋ねいたします。今年 1 月 28 日、埼玉県八潮市の下水道管陥没事故、また、今年 7 月 20 日、国道 141 号、この役場から北側のところで死亡事故もあったのも皆さんご記憶に新しいと思います。この小海町での死亡事故は、令和元年以来の死亡事故であり、今後、道路の安全性を高めていかなければならないと思います。また、小海町交番で確認いたしましたら、昨年の小海町の交通事故件数は、国道、県道、町道合わせて 86 件、うち国道での事故が 59 件であり 68.6 %、人身事故につきましては全体で 13 件、うち国道で 12 件 92.3 % と特に国道での発生が多くなっております。事故件数は、前年より増加傾向にあるそうです。 本日から町内の 15 か所の橋梁点検が始まりましたが、町内の国道、県道、町道、その他の道路及び路肩などの点検で、危険な個所は把握されておりますでしょうか。併せて、危険な個所の改修工事の計画を教えてください。

	ますでしょうか。
産業建設課長	町内の道路での危険個所の把握ということでございます。危険個所の把握ということで、道路にまつわる土砂災害、崩れてきて通れなくなるとかそういう個所、それから、寒冷地に多い凍結、それから、なだれというのも発生してもおかしくはないんだなと考えておりますが、そういうところが危険、それから、通行規制ですとか、工事をやっているところで片側通行になったり、こういうところも危険、それから、通路などの危険個所、通学路の危険個所、小海小学校周辺などの通路についても安全対策をやっていかなければというふうに考えております。 それから、小海駅周辺、東口に行く歩道や段差の解消、それから、交差点マークの設置ですとか様々な標示、警告等の必要性も感じております。それから、国道につきましては、先ほど、小池議員からありましたように、7月20日の事故につきましては、カーブの出口辺りで事故になってしまったということで、カーブというものは大変に危険。そして、国道141号線については、信号機とがなく、スピードが出せる国道ではないかなというふうに考えている、そういうことから、鎰掛地区ですとか福山については、とてもスピードが出るところ、そしてカーブとかもあって大変に危険、そして、その洞門内、歩く歩道も狭く、そして、構造的に雨が吹き込む、冬はそれが凍結するということで、我々のほうで把握している道路の危険という箇所は、どこを見ても危険がたくさんあるということで認識しております。そういうものを一つ一つ解消していく、そして、国道・県道につきましては、県・国との協議、要望等を本当に強く要望しまして、修繕を図っていかねばならないというふうに考えております。 それから、これも1つの危険な個所ということで把握しますと、動物の飛び出し、これについては大変に、シカが飛び出したり、ネコですとか、鳥獣等飛び出して、その中で事故になってしまったとかという、そういうこともあります。そういうことで、全てのことを危険個所と捉えて対応していかなければというふうに考えております。 以上でございます。
2番議員	ありがとうございました。 今のお話のとおり、国道は非常に厳しいということで、国道で、特にナナエ様より南側にある黒澤組さんの寮があると思いますが、その近くに、国道141号で下り線の車線から上り線の車線に歩道が変更する場所がございます。ここに横断歩道がなく、先ほどのお話のとおり、福山のところ、ナ

	ナース様の前後で多くの商業施設ができて、国道を横断される皆様もよく見かけられます。事故の発生の危険もあり、ここに信号または横断歩道の設置が必要であるように思います。設置のお考えがございましたら、お聞かせください。
産業建設課長	小池議員から出ました福山の国道、大変にスピードが出て危ない場所でございます。過去にも、ナースさんの前ですとかそういうところに横断歩道を設置してくれないかということで、公安委員会のほう、警察のほうに要望とかもしております。まず、その横断歩道とかの設置については、公安委員会、警察が主体でございます。横断歩道は歩行者の安全を総合的に判断した上で都道府県の公安委員会が設置するということになっております。最初は、地元の警察なり交通課へ相談するのが一般的なんですが、過去にも何度か要望書を出しているが、現在、そういう設置については至っておりません。地元からの要望・要請等、必要で、また、例えば、鎰掛区の区長様から学校長等、そういう関係機関の方が要望を出しても、やったりもしたんですが、かなりハードルが高いと、そういうのが、安全性ですとか歩行者数、交通量、それから道路の幅員、渋滞スペースの有無などと、いろいろなことで設置に至っていないという状況でございます。ただ、小池議員おっしゃるとおり、ちょうど黒澤組さんの寮の辺りで歩道が入れ替わるところがあるんですけれども、ああいうところに横断歩道、もしくは、もう商店とかお店がかなりできてきているもので、ああいうところに信号機をつけて、一旦は車を止めて安全に歩行できるというのを、これからも強く要望していかなければいけないんじゃないかというふうに考えております。 以上でございます。
2番議員	ありがとうございました。 ぜひ、商業施設等も以前よりもどんどん増えてきておりますので、再度、公安委員会などに要望を上げて、ぜひ、これが通るようにしていただければと思います。 また、今度は県道480号線、松原湖高原線入り口の通学路である上り車線のバス停までの歩道がなく、冬季間は除雪により車道を歩かなければならないケースがあります。このように道路と歩行者の歩く境界線も白線1本で、白線とU字溝の間は65センチと狭くなっております。そして、この反対側の下り線は、このように白線から40センチ下がって20センチの縁石があります。その上、190センチの歩道があります。さらに、上り線、下り線共に

	U字溝がございますが、清掃作業もなく、加えて枠の老朽化があり、グレーチングに車に乗ると音もうるさく、U字溝の役割をしていなく危険なため、埋め戻しの必要があるように思います。早急に、通学路であり、上り線の歩道と縁石の設置工事をする計画をお願いしたいと思いますが、町の考えをお伺いいたします。
産業建設課長	県道松原湖線でございますが、松原湖駅から上ってきて、国道の交差点から松原に上っていくところでございます。かつては小海町の町道として管理をしておったんですが、中部横断道の関係か分からないんですが、県道への格上げということで、管理については県の管理という形になっています。ただ、住民が使う県道ですので、小池議員のほうからご指摘をいただいて現地も確認しております。そして、令和8年度の県事業にかかる市町村の要望ということで、係の者が写真と、危険ということで、このように、先ほども言いましたが、危険箇所ということで、代表例なところで、このU字溝、それから、歩道については設置を要望していくということで内部で決まりまして、これを要望していくと。確かに、言われますと、交差点から松原方面に入ると、この藤の家さんの前なんですが、バス停がちょっと上のほうにあります。そうすると、そこで降りた子供さんたちが、歩いて交差点のほうに来るとということで、そこに歩道も何もない、冬については除雪で雪がたまってしまうと、そうすると歩くところもないということで、これについては本当にご指摘をいただきまして、大変に危ないところだなというふうに考えております。ということで、来年度の県の要望、そういうものに載せまして、改良をしていただけないかということで話を、この間、係の者が行ってきまして要望しております。 そして、町の考えとしては、なかなか、いろんなところに危険箇所があって、県も国もあまり、実証するには時間がかかります、自営工事ということもあるんですが、なかなか交差点については技術的にも法令的にも難しい場所がありますので、こういうことについては県に要望していくという形を取らせていただきたいというふうに考えております。 以上でございます。
2番議員	ありがとうございました。 ぜひ、県のほうの要望の優先順位の高いほうにして、県のほうをお願いをしていただければと思います。特に通学路であり、交通量の多い場所につきましては、早急に改善をお願いし、町民の皆様には交通ルールを守って安全運転に心がけていただきますようお願いして、次の質問に移りたいと

	思います。 小海町の特別職非常勤公務員の業務と報酬についてでございます。 1 つは、農業委員会委員は、資料つづり 1 ページにもございますが、昨年の招集実績で12回となっておりますが、それ以外にも長野県農業委員会大会、視察研修、月に10日間の農地の見回り活動、さらに、住民からの農地に関わる相談窓口の業務もありますが、委員の報酬は 1 か月 1 万 7,000 円となっております。また、期日前投票の投票立会人は、8 時半から 20 時までの 11 時間 30 分立会いで 1 日 9,500 円であり、長野県の最低賃金が、現在のところ 1 時間 998 円でございますが、10 月 3 日から 1,061 円に改正されます。基準値より達していないため、その他の特別職非常勤公務員も含めて、業務と報酬が適正であるか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。
総務課長	お疲れさまです。お答えいたします。 今おっしゃられました特別職の職員で非常勤の者の職、今ご紹介ありましたように、農業委員さん、定例会は 12 回ですけれども、それ以外にもあるというようなことでございます。この資料の 1 ページですけれども、監査委員、選挙管理委員、そして教育委員、農業委員というふうに、町の行政委員会の委員としての位置づけということで、このようなお仕事に携わってもらっています。この定例会のようなこと、これは確実にあることでございますけれども、それ以外にも、それぞれのお立場で、教育委員会におきましても、そうですし選挙管理委員の皆さんにつきましても、その都度、発生するものということがございまして、お仕事に携わってもらっています。 まず、報酬額についてですけれども、自治体が条例で定めるということでして、それぞれの自治体ごとに異なるところがございます。小海町の実態としましては、近隣や郡下の様子を聞きながら一部改正をしております、全面的に改定するということはしていないのが実情でございます。小池議員のご質問の金額が適切であるかどうか、日額の報酬につきましては、これまで、他町村との金額を比較しても、それほど差はなく、ほぼ適当と考えておりますけれども、月額報酬、この表の上にあります行政委員会の委員の場合、これにつきましては、やはり、多少異なるところもありまして、今、小海町が、農業委員の場合だと 3 万 2,000 円、それは代表の方でございます。委員は 1 万 7,000 円、ほぼこれに近い形で、他の行政委員会の委員もこのような定め方をしております。他町村はどうかということですね。

	れども、やはり、高いところがあります。川上村におきましては小海町の1万7,000円のところが2万円ということで、これ、郡下でも高いほうでございます。佐久穂町では、農業委員の会長は3万3,500円というようなことがあります。小海よりも多少高い。川上村においては3万4,600円ということで、まだもうちょっと高いというような差があります。ただ、全体的には、小海町の位置づけとすれば、それほどかけ離れているとは考えられないわけけれども、実際の小池議員がおっしゃられた業務量、それがどうかということでございますので、回数が多い、それから、農地の問題が多くて、月1回の定例会、もうちょっと回数が増えているというような事象があれば引上げに値するというふうと考えられます。先ほど、ご紹介ありましたとおり、最低賃金は1,061円というような答申がありまして、長野労働局が10月3日にこれを適用するというふうな発表をしております。5年連続での更新ということですので、報酬額のアップについては、全体的に非常勤の特別職の皆さん全員の方々の報酬の見直しについて、今後検討していく時期であるかなという考え方はしております。 以上です。
2 番議員	ありがとうございました。 特別職非常勤公務員と同様に、役場職員、会計年度任用職員の報酬や待遇の見直しは、議員の報酬の見直しより優先すべき事項だと思います。ぜひ、役場職員等の待遇、報酬について、ご検討をいただいて、アップしていただければと思います。 次に、農業委員会の手続についてお伺いいたします。 農地法第5条第1項の許可申請について、農業委員会提出までの経過が次のようになっております。初めに、太陽光発電計画に伴う申請でございしますが、設置までの流れは次のようにお聞きしております。初めに、小海町へ事前協議、事前協議許可後、2番目に住民説明会、これには隣接住民全員の同意、事業区域の境界線から水平距離50メートル以内の土地または構築物の所有者、住居等の3分の2以上の同意が必要であると、事業区域が存在する行政区関係の代表者の同意が必要だと、3番目に、区との協定の締結、4番目に小海町への申請、これが本協議となっております。5番目に、この本協議で許可が出てから、農業委員会で農業委員会の意見をつけて県へ提出、県から許可後、設置が可能になるというふうにお伺いしています。このような流れで、町で許可後に農業委員会に申請は形式だけの農業委員会になっていないか、お伺いいたします。

産業建設課長	農地法第5条の関係でございますが、農地になっている地目を別の地目に変更するために必要な農地法で定められている手順の1つをやるということでございますが、これが、今、小池議員の言ったとおり、最後の、町のほうで太陽光を許可、事前協議をやって、本協議をやって許可、その後に、農業委員会のほうで許可を得るということが、確かに、おっしゃられると、じゃ、農業委員会は何の価値があるんだいというふうに思われるんですが、私的に申しますと、農業委員会のほうで、それは駄目だよというふうになれば、これはここでおしまいという形になるということで、決して農業委員会の許可について、軽んじるべからずではなく、そういう、農地に携わって詳しい皆さんに判定をしていただくということで、このようになっております。順番的に最後ということで、じゃ、ここで、農業委員会のほうで許可が下りなかった場合にはどうなるかという、これは事業はもうなかったということになるというふうに思いますので、そういう流れになっているということで、ご承知おければというふうに思っています。 太陽光発電に関しては、設置条例で施行規則が定められていると。事前協議をして、太陽光発電を設置してもよいかと、住民の説明会だとか問題がなければ事前協議の許可証というのが出ます。そして、それに基づいて、隣接する地権者だとか住民の方に説明会をしながら同意を得るということで、農業委員会に許可証が発行されると、農業委員会に事前協議、本協議の許可証を提出いただいて定例会にかけられるということで、農業委員会の定例会で出た意見を県に送付し、県からの許可が出れば設置となるということで、この定例会で出た意見が、要は、駄目だよということになれば、これは県に提出できないということになりますので、こういうシステムになっていますんで、これはこういうことで、私のほうでちょっと説明ができないんですが、こういう流れになっているということで、申し訳ございませんが、よろしくお願いします。
2番議員	ありがとうございました。 まずは、農業委員会では、事前に決まったことに対しても、許可が出なければ、それは取消しという形になるという理解をしておいてよろしいでしょうか。
産業建設課長	そのとおりだと思います。ただ、太陽光を設置する業者さんとかは、農振地域、それから、農振地域じゃないところで許可が下りる下りないというのは、事前に調査をしたりということをやっていると思いますので、どういった理由で許可が出ないかということをお示しすることも大切なのかな

	というふうには考えております。
2 番議員	ありがとうございました。 その辺につきましては、農業委員会では、よく吟味して検討して判断しなければいけないと思いますので、その辺につきましては了解いたしました。 1つの例として、令和5年4月の農業委員会に提出された豊里、島の向こうの申請ですが、場所は、小海町音楽堂ヤルヴィホールの近く、さらに長湖にも近く、以前に近くに太陽光発電の施設があり、観光拠点の近くであり、自然との競合に不具合な施設であると思います。先ほど、黒澤議員のほうでございましたが、森林の山の中で阿蘇山のところの一例が出ましたが、こういったもの、また、県道松原湖高原線の松原湖の猪名湖まで行かれる道路の右側に、以前に設置された太陽光発電施設も、観光客にとっては景観が損なわれて幻滅ですねというふうに、八峰の湯でお会いした千葉県からお越しのご家族からも言われました。今後の太陽光発電の設置について、町のお考えをお聞かせください。
産業建設課 長	松原湖高原線、それから、長湖の周りの風光明媚な観光地につきまして、太陽光発電に関する制限というのを小海町は設けておりません。ということで、来られる方、太陽光発電の設置が、来て目に入ると、非常にわずらわしいなとかという意見はお聞きすることは確かでございます。今後、そういうものを設置して、観光地については制限をかけていくのかどうかということも含め検討していかなければいけないというふうに考えていますが、もしそういうことをするのであれば、その理由をしっかりと、この地域、ここからこの区域ということでやるんですが、現在は町にはそういう条例はございませんので、申請があって許可が下りれば設置していかれるという状況でございます。 以上です。
2 番議員	ありがとうございました。 ぜひ、観光地の位置づけを、観光開発も、いろいろと町もやっていくと思いますので、その辺については、ぜひご検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 2つ目に、令和7年7月の農業委員会に提出された小海なかよし児童館の増設用地に伴う申請についてでございます。児童館増設計画経過について、次のようにお聞きしています。令和5年10月に、耕作者の意向として令和6年から耕作をやめる意向であると、令和5年11月、耕作者の意向を受け、土地所有者と交渉、賃貸することで大筋合意と、町としては購入の検討は

	なかったでしょうか。 令和6年5月、不動産鑑定委託、令和6年10月概算設計委託契約、令和7年4月、用地賃貸借に関わる覚書、実施計画管理委託契約、令和7年7月、農地転用許可申請ということで、ここも、契約がここまで進展しているのに農業委員会に提出されていますが、ここについて、形式的なものになっていないか、先ほどと同じような意見かどうか、お聞かせください。
生涯学習課長	ご苦労さまでございます。 農業委員会に転用の許可を申請するに当たりましては、ある程度、場所、それから平面図等、土地利用計画図、そういったものが、ある程度そろわないと提出できないということでございますので、先に土地交渉ですとか設計の契約をさせていただいて、概算の設計を進めさせていただいたというところでございます。
2番議員	ありがとうございました。 先ほどと同じような感じに、設計だとかそういったものについて、ある程度決まってから農業委員会の転用が諮られるということですので、そこで、よほどの反対意見がなければ通っていくというような形だと思いますので、了解いたしました。 1つ、児童館増設地の土地借用料について、借用地1,546平米で年間91万2,000円とは、50年間で約4,560万円、耕作していない土地の価格としては高額ではありませんか。購入の場合にはここまで高額にならないと思います。 次に、このような計算根拠はなかったでしょうか。今回の契約の土地借用料年間91万2,000円から算出しますと、1平米当たり年間で約590円、50年間で約1平米2万9,500円、今、小海町で住宅造成をしている本間村上団地の販売価格が1平米当たり1万5,000円台から1万6,000円台です。また、令和6年9月の本間の国道沿いでの売買事例がございますが、751平米530万円、1平米当たり7,060円でした。例えば、稲作をやめたということなんですが、稲作をしていた場合、1,000平米の平均的収穫量が600キロです。1,546平米ですと約930キロの収穫があった場合、JA、昨年の30キログラムの買上げ価格が一等米で7,785円の売上げにしかありません。これは年間で、仮に30キロが1万円としても、930キロですと年間で31万円の売上げにしかありません。児童館増設地の土地借用費が、耕作していない土地で年間91万2,000円は、かなり高額ではないでしょうか。まだ、農業委員会を通っていないので、農地価格としても、ある程度の考えで、ここまで高額に

	なった契約の経緯を教えてください。
生涯学習 課 長	賃貸の価格につきましては、交渉の中で、農地として借りるのではなく、児童館用地、いわゆる宅地として借りるというのが前提でございます。それを踏まえまして、宅地で借りた場合どうなるんだということで、土地鑑定委託のほうをさせていただきました。その土地鑑定委託の結果を踏まえまして土地所有者の方と交渉した結果、こういった金額になったというところでご理解をお願いいたします。
2 番議員	土地鑑定結果の金額をお教えいただけますでしょうか。
生涯学習 課 長	宅地で借りた場合、鑑定額83万3,000円ということになっております。
2 番議員	83万3,000円の土地が91万2,000円までつり上がった理由をお聞かせいただけますか。
生涯学習 課 長	そちらにつきましては、交渉事でございますので、一概に何だから上がったというところではなく、交渉の中でこれだけの金額に増額させていただいたということでございます。
2 番議員	交渉の中で金額が上がったということなのですが、もし仮に、ほかの場所に土地を探して移転するというような話でもあれば、そこまでつり上がることはなかったと思いますが、その辺はいかがでございますか。
生涯学習 課 長	場所につきましては、中学校の駐車場とか、そういったことも検討の中には入ったわけですが、せっかく既存の児童館が今ございます。また、場所的にも、保育園にも近い、小学校からも近い、そういった中で、その前の土地が耕作をしなくなるという中で、そこに増築したほうが経済的にも場所的にもいいのではないかとということで場所の選定はさせていただきました。
2 番議員	いろいろとご説明ありがとうございます。 50年間契約しておきますと4,560万円ということで、それ以前に、そんなに高い金額でなく購入することは可能でしょうか。
総務課長	私も、土地の交渉の際に一緒に同行しまして話の経過は承知していますので、お答えいたしたいと思います。 まず、所有者の方ですけれども、この方も売買はしないということが前提で話が始まっております。そして、その価格、先ほどおっしゃられた、つり上がったというような表現だったんですけれども、土地の鑑定士も一緒に話をさせていただいた経緯もございます。土地の鑑定をするに当たって、いろんな方法があって、鑑定士についても、そのいろんな方法、4種類等

	の方法で金額を出して、その中から平均と思われる数字を最終的には決定するということなんですけれども、交渉していく中で、その方法の中の最も結果として高かったわけなんですけれども、一番高いところということで、つり上がったというより、鑑定の範囲のうちということなんですけれども、確かに、農地を購入するという意味では高いわけなんですけれども、一般的にどこの土地にしても、鑑定士の鑑定をしていただいて町は交渉する、それがバックにないと、なかなか最終的にどこに落ちつけるか、どこまで出せるのかという部分が徹底しないので、異常に高い、安い、そういうことがあって不公平にならないように、そういう鑑定士にお願いしてバックのデータを得るわけなんですけれども、そういうことで、非常に難航といいますか、回数多く話をさせていただいたのも事実なんですけれども、最終的にそのようになったということで、できるだけ、これで進めていって、また交渉ができるような際には、そんな売買のお願いもするということも考えにはございますので、今のところは、こういうことでスタートさせていただきたいということをお願いします。 以上です。
2 番議員	ありがとうございました。 ぜひ、近い将来にでも、賃貸から、町の資産として購入する場合には4,650万円というような話にはならないかと思しますので、ぜひ、その辺をお進めいただければと思います。 最後に、6月の一般質問でもお願いしましたが、町民が元気で明るく安心して過ごせるのは、職員が働きやすく、待遇面でも満足して明るく業務に携わることが必要だと思われます。黒澤町長はじめ幹部の皆様は、職員を大切に指導して育てていただき、待遇面でも満足して働いていただけるよう検討をお願いして、私の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。
議 長	以上で、第2番 小池喜昭議員の質問を終わります。 これより11時30分まで休憩とします。 (ときに11時23分)
<u>第11番 井出 和人 議員</u>	
議 長	(ときに11時29分) 引き続き、会議を行います。

	次に、第11番 井出和人議員の質問を許します。井出和人君。
11番議員	11番 井出和人です。通告に従いまして、質問をさせていただきます。質問の前に確認だけさせていただきたいと思います。答弁は要りません。第1に、大畑の監的壕について雑木の除去等の維持管理、地元区民から出ております案内板の設置等対応していただくという問題がありましたけれども、予算がつきまして、落石防止の工事をしたことは承知しております。ぜひ来年度に向けて予算を取っていただき、地元の皆さんの納得のいくようなことをさせていただきたいというふうに思います。 2番目に、農業共済で推薦しております収入保険の補助金の制度の在り方ですけれども、答弁では研究しますという答弁をいただいておりますが、令和7年度はもう間に合いませんので、令和8年度に向けて、より深い研究を行っていただきたいというふうにお願いをしておきます。 それでは、質問に入らせていただきます。 最初に、Jークレジットの取組について、現状はどこまで進んでいるのか。令和7年度の予算では丸紅に委託する予定ですということで、予算が上がっております。いかがでしょうか。
産業建設課長	令和6年度に丸紅に業務委託をし、長野県が保有する航空レーザー測量というのを活用して地位測定、要はここがJークレジットで使えるか使えないかということを行っております。その対象地区でございますが、町有林、豊里水利保護組合、三区財産区、千代里財産区、それから北牧財産区、親川生産組合というところで、地位測定といって、ここは除外するのかどうかということをして令和6年度に実施いたしました。 そして、今年度になりまして、これで丸紅さんを通じて申請をしていくと、Jークレジットを認めてくださいということで申請をします。その中で、町有林、豊里水利保護組合、三区財産区、千代里財産区については、主伐再造林が主で、実際にはCO₂を吸収できる状態ではない森林として調査が行われ、結局、北牧財産区それから親川生産組合のところで実施、申請をしていくという形になって、令和7年度に国のJークレジット認証委員会に登録申請するためにプロジェクト登録の作成を進めているところでございます。 これで登録が終了しましたら、森林所有者である財産区や生産組合の皆様に説明会を実施し、事業の内容や進め方についてご説明する計画であります。以上でございます。
11番議員	私の予想よりも早いスピードで進んでいるというふうに理解しております。財産区の財政状況というものは、非常に悪いところがあります。マツタケだ

	けの売上代金しか入ってこない、それで運営しているというような財産区もあります。 除外された財産区についても、植林をすればカウントできるという方法があります。金額は少なくても、できたら植林した後の幼木であってもカウントできますので、そういったところも申請に入れていただいて、財産区の運営が安定的に、しかも若い人たちにも後継者として役員をお願いしたときに快い返事をいただけるような運営を考えていただきたい。そのためには、こういったクレジットの販売がぜひとも必要かというふうに考えます。 前回、手続等にはあまりお金はかけられないということでしたけれども、これだけ順調に進めば、あとは申請の審査あるいは地主の承諾だけだと。地主の皆さんも、たとえ安くても60年間収入がなかった森林に幾らでも収入があるということは、反対する人はいないと思います。この制度を理解している人が少ないわけですから、説明会のときに十二分に分かるような説明の方法、あるいは資料も持参していただいて、反対をすることのないように、するわけがないと思いますので、こういった事業をじっくり休まず確実に進めていただきたい。 60年間、間伐材が少々入っただけ、あとは切捨て間伐等々で、人件費をかけただけで収入がなかった財産区の皆さん、こういったお金がたとえ年間10万円でも入ってくることは、運営に対して非常に役に立つというふうに理解しております。 ぜひとも実行できるようにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
産業建設課長	井出議員の言うとおりに、本当に貧乏なんて言ったらいけないんですけれども、お金のない財産区とかがございますので、そういうところに僅かでも収入があるように町は考えていかなければいけないというふうに考えております。 その中で、今回はCO₂を吸収できる地区、財産区が2団体、約1,100ヘクタールということで認定をもらうんですが、今後、再造林の手続をやってきて、吸収できる森林ができてくるという場合には、そういうところもまた追加で申請していったりとかして、各財産区ですとか、そういうところにお金が落ちるようにということを考えていきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。
11番議員	何回も言うようですが、収入のない財産区に救いの神だというふうに私は考えます。よろしくお願いいたします。 次に、カラマツ林再造林のために町は広報をしておりません。私の集落では、

	先ほども主伐が終わっておりますけれども、20町歩ほどの面積の主伐を行いました。最初は3分の2の皆さんが再造林をしますと、3分の1が私は後継者がいないので再造林はしません、自然林にしますということでした。しかし、森林組合の係の皆さんが説得をいたしまして、全額、組合ということではなくて、制度として出ますよということで、20町歩全部植林が決まりました。 組合では再造林のための保証制度というのを、黒澤議員が言ったように取り組んでおります。10分の10のうち、昨年度までは20万円個人負担をしてきましたけれども、今年度からゼロになりました。 これは、県のそういった事業を一緒に取り組んでいるということでございまして、ただ、県は3回までの事業費しか補助しませんよということです。では、残りの分はどうするのか、残り2回分、それから種苗代1本200円だそうですねけれども、そういったものを森林組合で負担しますというふうに答えておりました。 ただ、ここにも実は、問題ということではなくて、町でカラマツ嵩上補助金というものを再造林あるいはこういった事業をやる皆さんに出していますけれども、このお金が実は、ここまで言っていていいかどうか、森林組合のこの経費に充てられております。どっちにしろふだん個人が負担する金額でするので変わりはないんですが、せっかく町で唯一林業の補助金、このお金が所有者に分からずじまいで終わってしまう、非常に残念です。ただ、経費的にはこのお金が入っておりますから、所有者は安くできる利点もあります。 そういったことで、せっかくの町の出している林業の唯一の補助金、カラマツ嵩上補助金というものを、広報一緒に、これを出すことがいいのかどうかは組合と相談してみてください。 こういった制度が埋もれてしまって分からないということは、非常に残念ですが、どう考えますか。
産業建設課長	これも井出議員のおっしゃるとおりで、まず、保育10年の保証制度も絡めて、今の現行制度、地ごしらえと植栽については10分の10、そして基本の下刈りを3回やるということで、この制度、所有者様の10年の維持を保証していくということで始まっているんですが、基本的に先ほど黒澤議員のほうからも出ましたが、森林の経営については再造林が一番の主目的、これからやっていく、そういう中で、再造林をしていただく、植栽をしていくという中の方については、こういう補助があるということ、我々も異動したりいろいろして、仕事の内容が分からなかったりするんですが、こういうことを住民の

	方、所有者の方に分かれといっても、本当に分からないかもしれない。しかも、こういうふうに町が補助金を出している、県が補助金を出しているという、嵩上げについても出しているということを、本当に周知していない。だから、要は本当にもうかっているのか、ただでやってもらっているのか、そういうことも分からず来ていることが現状でございます。 ですから、今後はこういう制度も分かってもらえるように説明する、ただ、本来は町の嵩上げ分も所有者様に1回お金をやって、それを森林組合に払ってもらおうというような制度だと分かりやすいんですが、直接町と森林でやってしまう、そこが問題なんです、事務の繁雑さを考えると、直接やって、それを所有者様にも分かてもらえるように、広報等をやっていくことが大事だというふうに考えています。 そして、せっかく出た質問なんです、先ほどからも言われているとおり、森林組合も10分の10の補助と町の補助嵩上を使ってやっているんですが、森林組合も実際には下刈りを5回やると、そうすると2回分とかは足が出るわけですね。そういうのを森林組合さんが泣いているという言い方はおかしいんですけれども、組合負担でやっている。そういうところにも井出議員からも前から言われていますとおり、補助嵩上をもうちょっと、再造林する方には出してあげたほうがいいのではないかとということで言われておりますので、そういうことも検討しながら、それをこれからやっていくということに関しましても、所有者様皆様にこの制度を熟知してもらいまして、町がこれだけ嵩上げをして補助をしているということもやっていかなければいけないというふうに考えていますので、今後、そのように考えていきたいと思っております。 よろしくお願いします。
11番議員	先ほども言いましたように、私の集落でさえ再造林をする希望が少なかったということが事実です。よって、町内の皆さん、特に勤めをされている皆さんは、若い人でも自分の林を知らない方もいらっしゃいます。それから手入れになんか行ったことがないという方もいます。そういったことで、再造林の意欲というものが非常に低い、これが事実です。 先ほどから言いましたように、再造林をするためにお金がかかってしまうということがまず第一で、補助金で全部を埋めろ、あるいはゼロですよといっても、本当にゼロかどうかは分かりません。 それから、カラマツがいいのかどうか、あるいはナラで短期間にいろいろなところに使う用材として入れていくのがいいのか、これは専門家が研究して

	いると思いますけれども、そういったことも必要になってくる、これから。またこれで植林して50年先しか売れない種類がないということではなくて、30年で何かないかなとか、あるいは25年で何とかならないかなというような研究も、本来はするべき問題だと。これは、行政でやることではなくて組合でやることですけれども、そういったことにも協力をしてやっていただきたい。 それから、何回も出ておりますように、地元の林材を使いなさい、あるいは利用してくださいということも一つの手かもしれませんが、これだけ膨大な面積の中で出てくる材木、川西地区はねじれが多いそうです。それは、低温あるいは標高が高いため、それから川東のカラマツについては非常に需要がある。しかし、地元で加工して出さないと、いくらいい材でもどうにもならないということが事実です。 これから何年か先、5年先、10年先で一旦は落ち着くと思います。でも、その後、再造林をしていかないと続いていかない。そのためには、いろいろな手段があろうかと思いますが、町長、先ほど言いましたが、農業も林業も大事な産業だよということであるならば、林業の面積に対して補助金は嵩上だけ、前年度約300万円弱かな、の補助金しか出ていない。今年は機械導入のために1,000万円ほど入れましたけれども、お話の割合に、今までそういった助成というものは少なかった。 例えば農業安定基金、90数名で1,000万円ちょっと、すると1件当たり10万円強です。ここまでやってくれということではなくて、目に分かるような助成制度を考えていただきたい。 それから、農業の場合、安定基金の恩恵にあずかっていない方も20数名いらっしゃいます。その方には前回例えば2万円でも3万円でもいいですよ、加入保険の掛け金の一部を出してあげることも、農業政策あるいは林業政策に必要なことではないのかなと、目に見える形で何とかしていただきたい、この辺は、町長、いかがでしょうか。
町 長	今、井出議員の申していることは正論でございます。林業に冷たくしているのではなくて、林業頑張ってくれと、私が見るのに、やはり建設の小さな皆さん、重機を10年も15年も使っております。林業の皆さん、数件とさっき申し上げましたが、6件の皆さんは全部新車でやっているという実態を見れば、これは勢いもあるし、それからお考えもあります。そういったことで、元気かなという判断も、遠いところではさせてもらっておりますけれども、井出議員おっしゃるように、やはりその補助というものを見直すということ

	になれば、林業にも手厚くという部分は承知いたしました。
11番議員	どうしてもやれということではなくて、目に見える形で助成というのはしないと、効果が薄いというふうに私は考えております。金額ではなくて、目に見えてありがたさが出てくる保証制度を、ぜひ考えていただきたいと思います。 町内の林道整備の計画について伺いいたします。 林業の生産向上のためには、どうしても林道整備が必要であると思われます。幅員が狭い、あるいは数十年前に造っただけの手の入っていない林道というものが、町内に何か所かあります。例えば稲子の集落内から八ヶ岳ゴルフ場の下「山の神」の下沢を通って、本沢温泉の入り口に道の左右に駐車場がありますけれども、そこに出ていく林道、中田線というそうです、間違っていたらすみません、非常に利用価値のある林道です。終点のほうには吉本の林がありまして、それは間伐というか、主伐してあります。その先の沢から両側がカラマツ林、あるいはナラの林です。もうすぐ主伐が始まるくらいの大きさの林がそろっています。これは稲子地区の皆さんの林だと思います。 そこのところに、昭和の初期に造った橋だと思いますけれども、短い橋ながら鋭角90度以上に曲がる橋、2メートルあるかなしかの橋です。4トン車なんかとても通れません。2トン車しか入れない。これから出していく林道が、手の入っていないところが、稲子地区は代表的にはここです。 例えば川東地区、西と東と比べて森林の手入れは東のほうが行き届いています。それは、地元業者に業者が多かったということが一つの要因で、水上から北相木の三滝山の上に抜ける林道がありますが、これも台風の水害で手が入っただけで、それ以降、入っていません。 舗装をしろとか、あるいは毎年砂利を入れろとかいうことではなくて、何年に1回かこういった林道にグレーダーを入れて整地だけしていく、そうすると後で使う皆さんが、簡単な補修で作業ができる。何百万円もかけてやれということではなくて、1か所か2か所、あるいは何キロになるか分かりませんけれども、そういった林道整備をやっていただきたい。 そんな中で、今年の林道整備の計画はいかがでしょうか。
産業建設課長	これもご指摘のとおり、林道につきましては、搬出路それから今大型の重機ということで、そういうものが出入りするのに非常に支障を来している、そして度重なる豪雨ですとかで、ほとんどの林道が洗掘されたりという形になっています。

	ご指摘の中田線というのも、ちょっと様子を見てきました。そうしますと、やはり洗掘されている、そして道幅が普通乗用車も通るのにきついような道路、それから倒木等で結局、本沢温泉のほうからではなくて本沢温泉の入り口のほうにたどり着けない状況になっています。 そうなんですけれども、そのほかの林道についても同じような状況で、通れなくなっている林道もございます。そういうものをご指摘のとおり、碎石を入れたりして整備を、補修をかけているんですが、今年度の事業につきましては、町道から林道に認定替えさせている今議会でやっています五箇から林業センターのところに出る路線を大きな修繕をかけていくということで計画がございます。 そして、茂来線ですとか、そちらのほうは昨年、路肩の草刈りとかも兼ねまして、グレーダーでが一っつと突いた、距離的に2,000メートルほどやったんですが、そういうふうに補修をしていくんですが、基本的には私が見た限りでは、道路がちょっと狭いかな、林道が狭いかなという感じがありますので、そういうところを、拡張ではないんですが、大型重機が通れるような林道に整備をしていくということで、来年度については小海軽井沢の笹ノ沢線整備と森林組合から要望が出ているところを県のほうに要望して、整備していく予定でございます。 以上でございます。
11番議員	分かりました。 余計なところに金をかけるということではなくて、例えば今茂来線という話でしたけれども、あれは県有林がほぼ100%です。地元でやるのではなくて、必要があるんだったら県に依頼して出していただくという方法もあります。それから草刈り等々も毎年やっていますけれども、入札方式でやっていますが、いろいろな業者が見えます。遠いのは上田から来ていました。そういったことで、県有林のところの中の仕事をするのか、荒れたどこでも管理できないのを町でやるのか、それが町の仕事だと私は思っています。しかも、森林環境譲与税というお金は、そういったところに使うのが本来の目的で、河川の木を切ったり障害木を切る、それも一つの方法かもしれませんが、私は本来の使い方と違っているというふうに考えます。 予算がないのではなくて、2千数百万円の環境税の中から、1路線、今年100万円だけでもいい、グレードでつきますというようなやり方でないと、1,000万円あるいは1億円投じて、全線の修繕は困難だと私は思っています。あまりにも林道の長さがあり過ぎる。しかし、必要だからあるんだということ

	も忘れないでほしいというふうに考えます。 さっき課長おっしゃいました五箇の林道については、林道を廃止して町道になるわけです。逆か。そういった林のほか、五箇の水源地から下ってくる林道が、県の県有林の中、臼田の実習林の中を通過して集落内に下りています。そういったところは、地方事務所をお願いして修繕してくださいというのも一つの方法だと思いますが、いかがでしょうか。
産業建設課長	いいお知恵をいただきまして、確かに県有林ですとか演習林のところを県に願いますというのは、いい手だというふうに考えております。 それで、最近の動向なんですけれども、林道整備につきましては、社会資本総合整備交付金というもので道整備と同じにやってきたんですが、国も県も大体そういうのをシフトしてきまして、今は地方創生の道整備交付金というのをやりなさいということで、それにつきましては、いわゆる町道についてはそういうものでやっていく、国もお金がないから、そういうので整備していただきますよと、でも必ずその道、町道とかを整備するのに今は林道とセットにしなければ採択されないということで、今回のお願いしているのが五箇の白石線という全線3キロぐらいあるんですけれども、それを本当に単費なりでやっていくとなると相当なお金がかかります。 ということで、国も県も地方創生の道整備交付金でやっていきなさいよということなもので、そういう林道が必ずセットになっていきますので、そういうのをご指摘のほかの林道とかも一緒にだんだん加えていって整備をしていきたいというふうに考えております。
11番議員	セットでなければ駄目ということであれば、これはやむを得ないと思いますけれども、先ほどから言いますように、環境譲与税もそういったところに使っていいお金なんです。私は、それが主体であるべきだというふうに考えます。河川の障害木を切る、それは別の予算でできることです。手の入らない林道を整備していくということが、この地区のカラマツ林の素材を生かすための一つの手段でもあるというふうに考えます。 確実に再造林をしていただける方法、これは組合と行政で一緒になって、法律が変わって、後継者がいない方あるいは所有者がいない方は没収になるのも近い将来だというふうに考えています。 この中で、後継者がいないから植林しないのではなくて、いずれは後継者がいなくても町の所有となるわけです。今そんなことを言うと失礼ですけども、安心して植林してください、責任は持ちますよというような広報も、まだちょっと時期的には法律が施行されていませんので早いかなと思いますが、

	そういったこともこれから先、広報が必要になってくる。 いろいろな事業で行政の告知の仕方が、専門家がいらないからやむを得ないとはいえ、なかなか町民に届かない。この再造林の話は公民館報に1回出たことがあるように記憶しておりますけれども、それ以後、一切出てこない。本当に重要なことと考えているのかどうか、この辺ももう一度考えていただいて、公平に、しかも町民の皆さんが承知している、それからいろいろな補助金もちゃんと入っていますよ、再造林することが大切なことですよ、今しても決して無駄にはなりませんよということを、ぜひとも伝えていただきたいというふうに思います。 金額の話で申し訳ないんですが、私が今年、最近売った木材に対して、1ヘクタール当たり売上げが900万円です。大まかにですよ。3分の1が機械代、人夫代で、組合の経費として取られます。森林組合の収益が売上げの純益の30%です。そうしてみると、地主は30%強です。そういった中で、苗木代出せ、それからこれから再造林のために経費がかかるよ、私も返事しません。しかし、補助金あるいはこういった県、組合の助成があるから再造林します。これから先、誰が使うか分からない林ですけれども、近所の皆さん全員賛成してくれた、非常にありがたいことです。 町長先ほど言いましたように、1,140ヘクタールがある中で、仮に3分の1植林ができなかったと、自然林になってしまったと、非常に想像するだけで怖い話です。特に急傾斜地であったり作業条件の悪いところが残る可能性がある。自然とこれは災害につながっていく。作業のしやすいところは、誰でもやります。経費もかからない。そういった中で、1万1,420ヘクタールというこの面積を、3分の1ではなくて、全面積が再造林されるように、ぜひとも取り組んでいただきたい。 それから林道の整備についても、必要な時期に必要なだからやるのではなくて、あらかじめやっておかないと、林の手入れにも行けない、これが事実です。 一番近いところで、馬流の清水から杉尾に抜ける道がありますけれども、途中から真っすぐ入ってくる道路、農道です。昔の畑の跡地にカラマツを植えて、ぼつぼつ切れるかなという林があります。沢の左側はすごい篠原さんという方が手入れがよくて、県の展示林に指定されるぐらいきれいになっています。その沢は大まかにきれいなところですが、作業道がありません。昔の農道、多分農道だと思いますけれども、軽四輪でようやく上まで入っていくような道路です。これも必要で、多分近い将来、作業のためにきれいな道路
--	---

	になっていく。ただ、あとはほったらかしになりますから、また荒れてしまうということではなくて、町の管轄する林道は林道として、お金をかけなくてもいいから、きちんと整備をしていく必要があるということで、お願いをしながら、私の質問を終わらせていただきます。 ありがとうございました。
議 長	以上で、第11番 井出和人議員の質問を終わります。 これより 1 時15分まで休憩いたします。 (ときに12時08分)
<u>第 4 番 小池 今朝之 議員</u>	
議 長	(ときに13時15分) 休憩前に引続き会議を開きます。 次に第 4 番 小池今朝之議員の質問を許します。小池今朝之君。
4 番議員	第 4 番、小池今朝之でございます。まずもって、この 4 月の町議会議員選挙におきましては、多くの皆様からのご支援、ご協力を賜りまして、当選をさせていただくことができました。この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。 与えられました 4 年間、頑張ってまいりたいと思いますので、旧任増しまして、今後ともご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。 さて、長年お世話になってまいりましたこの議場も、立ち位置が変わりまして、非常に緊張しておりますけれども、通告順に従いまして質問をさせていただきます。 それでは、町の職員定数ということでございますけれども、一番目といたしまして、予算説明資料における職員の在籍数調べ、4 月 1 日現在ということで、各課における会計年度職員数はということで、資料請求をお願いしてございます。4 月 1 日付でございますので、職員定数も含めまして、ご説明をお願いをいたします。
総務課長	お答えいたします。 それでは、資料つづり 2 ページになります。職員在籍者数調べをご覧いただきたいと思います。 まず初めに、人数合計が、左側が男女とありまして、合計の一番下、総数76と記載がございます。それぞれの課ごとの集計をしておりまして、教育委員会、議会事務局、それから派遣等ございますので、それを全て足した人数が

	76となっております。予算説明資料につきましては、3月1日付の人数を記載していますので、そこの数字の違いがあるということをご承知おきをいただきたいと思います。 それから右側は会計年度任用職員の数でございます。やはり課ごとの数字を入れてございます。合計のところですけども、89というふうに記載がございます。これも補正予算書の後半のほうに、会計年度任用職員の数もあるわけですけども、ここの102人というのとの数字の差ですけども、これにつきましては、協力隊あと町民課所管になりますあゆみ園等の人数、こういった数字のものを各課に割り振っていないということで、全てこういうものが入ると100人を超えているわけですけども、ここでは分かりやすく89名ということで、各課のところに配置をさせていただきました。 現在は、このような数字となっております。ご確認をお願いしたいと思います。 以上です。
4 番議員	ありがとうございました。 ただいま説明をいただきまして、会計年度任用職員の多いのには、大変驚いております。町もこんなに大勢の皆様にご協力をいただいていることに感謝を申し上げるところでございます。 さて、私が何でこんなような質問に至ったかと申しますと、4月1日付の職員の配置表を見せていただき、驚きを感じたのは私ばかりではなく、大勢の町民の皆様からの心配をする声でした。 ご存じのように、役場職員が二、三年前に1名、この3月末で1名の中堅職員が自己の都合により退職をし、その頃、今後まだ退職者が出るであろうとの話さえ出ておりました。その理由は知る由もありませんけれども、この6月定例会では、同僚議員からの質問に、職員応募や採用、そして町役場は魅力のある職場か、また、労働環境についての質問もありました。 現状は国家公務員、県職員、近隣町村も含め、応募が減少し、職員採用に苦慮しているとの声も聞きます。この点につきましては、民間企業の採用条件が起因しているとの見方もあるそうです。 当然、私たち議会議員は、町職員の人事まで口出しはできないことは承知しておりますが、現在の役場の各課の配置状況等を見ますと、観光交流センター所長は産業建設課長が兼務、総務課長は副町長の不在で多忙を極める中、会計管理者兼室長、総務係長、税務係長をも兼務と。内面的に見ますと、各課長同様、係長不在の担当係も非常にオーバーワークの感が強く感じますの

	は、私ばかりではなく、多くの町民からの心配をする声です。 この点につきまして、町長、総務課長には、現状はどうなっているかお伺いしたいと思います。
総務課長	お答えいたします。 まず、職員数についてということで、これほど多くの職員、人数いるのかというところでございます。職員数につきましては、小池議員さんが在籍していた頃より人数が増加している係というのが目につくかと思います。 長期的に述べますと、温泉施設の設置、あと障がい者、高齢者等の要支援者の増による保健福祉分野の職員の増、近年では保育園、それから特に未満児の利用増による保育士の増、また、現在検討中の子ども家庭センターなど、町全体の人口は減少するものの、行政に求められるサービスはアップしているという現象があるため、このような職員数の増加につながっているところでございます。 会計年度任用職員につきましては、必要な係に必要な人数を置くようにということで、最小限にしておるわけですがけれども、恒常的になっている部署もございまして、そういうところは正規職員での対応が望まれているところでもあります。 いずれ増えることによって、職員の数は職員定数条例というもので一定の縛りがあるわけですがけれども、こういったところの改正も、ぎりぎりぐらいの人数にはなってきておりますので、改正も含めて今後検討していきたいということでもあります。 それから後半の兼務ということでございます。 係長職を課長が兼務するということなんですけれども、今現在のそれぞれの年齢層の職員数に問題がありまして、今係長を務める40代あるいは30代、そういった層がとても少ないというのが現状でございます。係長のポストに係を置いている、そういう実態が幾つかあるわけでございます。 人数的には兼務をしているといっても、長の兼務をしているということで、仕事自体がそのために滞っているということではなく、係長という、そういう役職の者がいないということなんですけれども、いなければ、なるべく早くということですが、層が極端に少ないという事情がありますので、少し待っていただいて、経験を積んでいただいた上で、長の職を担ってもらう、そんなふうな考え方をしております。 何とか今のところ現状で努めていますので、今後、職員の採用も含めた中で、いずれ対応をしていきたいと思います。

	以上です。
町 長	小池議員におかれましては、大変ご心配をしていただきまして、誠にありがとうございます。 後半の部分につきましては、今、総務課長が答えたとおりでございます。 前半2人の退職者ということですが、2人とも私と十分相談、協議をした上の退職でございました。いまだに相談事があれば、まず私にということに来てくれますけれども、人生100年というものを見据えた中で、この役場でこれから続けて全部で40数年勤めるのが自分の人生かというものを顧みたときに、今ここで次のステージに行くのが自分の生き方だということで、十分話をし、相談に乗り、その結果が退職ということになりました。 それで、大変この人生の中の先輩、後輩とすれば、大変慕っていただいていることに感謝するわけですが、やはり公務員というものが魅力のあるものかということに今なっております、本当に魅力のあるものではないというような風潮がございますけれども、私はこのリーダーとして、それが魅力のあるものというものをつくっていきたいわけなんですけれども、やはり世間の流れというものは、そんな形になっているかと思います。 しかし、そういう中で、今76名の職員全員と個人面談をし、そして私の悩みといいますか言ったり、それから個人的なものを聞いたり、これで8年、私が町長に就任してから全部の年にやっております。そうした中で話を聞いていると、やはりとてもやる気のある若手も随分おります。そういうことで、希望の持てる団体だということは、私自身が自負しているわけですが、採用の時点で、小池議員ご承知のとおり、ちょっと空間があるんですね。しかも今度辞めた2人は、その中に入っているということで、大変痛いわけなんですけれども、それはそれなりにいる人数でやっていかなければいけないというのが宿命でございますので、そういうことも含めた中で進めていきたいと思っております。 見守っていただければ、大変ありがたく思います。よろしくお願いします。
4 番議員	ありがとうございました。 ただいまの町長それから総務課長のお話を承りましたけれども、実は次の質問も、ちょうどかぶる部分が出てきましたので、直接そっちのほうにいきたいと思います。 2番で、年金の支給開始年齢に起因して定年が65歳となるまでの間、町での暫定再任用の対応ということで設問をお願いしてあります。暫定再任用といいますのは、定年が65歳となるまでの間、引上げ期間中の定年年齢から65歳

	年度末までの期日、雇用と年金の連携を図ることを目的として、定年退職した職員を再任用職員、フルタイムまたは短期勤務ということもございますけれども、として採用することができる制度ということで、原則令和13年度までの制度ということでございます。 いずれにいたしましても、このような状況の中で、今一部話がありましたが、年齢ごとに引上げがされるわけですがけれども、今後、町職員も構成を見ておりますと、数名ずつの対象者が毎年出てくるように感じます。このことについて、どのように取り組んでいく予定かをお伺いできればと思います。 よろしくお願いします。
総務課長	お答えいたします。 今、小池議員さんご指摘のとおり、定年が延長されておりまして、令和13年度に65歳に定年が引き上げられている途中であるということが現在言えます。その間、職員数といいますと、定年は延びていくわけですから、その職員数については、どうしても増加傾向になる。定年が延びるから採用しない、それは将来にわたって不均衡を生じることとなろうかと思っておりますので、一定の数は採用しなければならないということは考えてございます。 その暫定再任用の職員の対応といいますか、該当者の意思にもよるところがあるわけですがけれども、必ず再任用するというふうに決まっているわけではありません。業務内容についての経験や職務の遂行に対しての選考採用ということがうたわれておるところですので、その都度、対応が必要だということでございます。 現在、該当する職員はおらず、早くても2年後の令和9年度から該当になってくるということですので、その後はまた2年後の令和11年度というふうに、毎年で生じてくることは見込まれますので、その都度、どういった方法がいいのか、会計年度任用職員とのバランスも含めながら、その年ごとに対応を考えてまいりたいということでおります。 以上です。
4 番議員	大変ありがとうございました。 この点につきましては、個人の希望等も含めた中でということもありますので、非常にお答えづらい部分も多々あると思います。 実は私も、この部分については、総務課長の考えておりますように、この4月の組織の見直し等を含めた中で、また、職域の多様化と職員配置などを見たときに、近い将来、職員定数の見直しも視野に入れた中で取組が必要かなと、こんなふうに思っておりまして、そんな質問をする予定でございました

	けれども、今、総務課長のほうから、今後に向けた計画等をお話しいただきましたので、それは控えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。 いずれにいたしましても、私は、どんな組織もマンパワーと職員同士の連携、これが非常に大事だと考えております。さっきの議員さんの質問の言葉にもありましたように、職員の皆さんがともに働きやすい職場の環境づくり、この創出が一番大事かなと、そんなふうにも考えておりますので、ぜひそんなところを前向きに考えながら、取り組んでいただければと思います。 それでは、続きまして、2 番目といたしまして、町長にお伺いをいたします。挑戦・新鮮・実行の第 2 ステージの総括はということで、コロナ禍に直面し、公約実現が大変な中、今回が 2 期目最終の決算でございます。これを迎えての成果ということで、町長におかれましては、前回、第 2 ステージということで、コロナ対策、流入増加、健康長寿、出生率の向上、消費力向上の 5 本の柱を挙げ、施策の実施に向けて全てを傾注し取り組まれてきたと思います。成果も含め、達成率はどのようにお考えかお伺いをしたいと思います。といいますのは、私もこの 4 月に任命をいただいて、その間、この細かい部分について、いろいろ聞く機会が、まだ日が浅いこともありまして、ぜひここで町長に、達成率を自分でどんなふうに受け止めているか、また、これは多くの町民の皆さんも同じ考えだと思います。といいますのは、来年任期ということもある中でございますので、その辺のところを含めたご答弁を伺えればと思います。よろしくお願いします。
町 長	ただいま小池議員おっしゃるように、私の 1 期目の後半から 2 期目の初めは、コロナ、コロナで毎日が明け暮れたという日々が続いておりました。2019 年にコロナというものが始まりまして、4 年間続いたわけなんですけれども、こうした中、我が町はもとより、県、国そして世界中が、このコロナというものに巻き込まれ、医療機関、行政を中心に、我が町も町民を挙げてパンデミック収束へ向かったわけなんですけれども、いかんせん相手が相手だけに、今まで経験したことのないことの連続でございました。 その中で、私は、ただいまおっしゃいました挑戦・新鮮・実行、コロナ禍に 5 本の柱を立てて選挙をやらせていただきまして、当選させていただきました。そして、早くも来年の 3 月 25 日をもって任期ということになりました。そこで、小池議員においては成果というふうに今おっしゃっていただきましたので、1 本目から一つ一つお答えしたいというふうに思います。 コロナ対策といたしまして、生活や事業に影響を受けた皆さんということ

で、町独自で給付をしたものもございますし、そして近所にといいますか、私も受診して実はコロナの判定を受けたわけなんですけど、隣に佐久病院の分院がございまして、そこでいろいろな悩みというか現状を聞いていただきまして、とてもありがたかったというものを覚えております。

私自身もコロナになってみまして思いましたのは、やはり人それぞれ症状は違ったわけなんですけれども、私は何か軽症であったというような、熱もなかったし喉もどうもなかったしというようなことでありましたけれども、国の施策として5日間は家に居なさいということで、体温と血中の酸素を測ったものを毎日報告というものをやらせていただきました。

そうした中、やはりこの町としても、そのものを積極的にできたというふうに思っております。それで2023年の5月に5類に移行したということで、これは通常の業務になるということでございましたけれども、その制約のあった期間も、行政とすれば対応、これは十分できたのではないかというふうに思います。保健師をはじめ町民課挙げて大変な作業だったにもかかわらず、町民の皆様にはご迷惑をかけることなく、ワクチンの接種等々しっかりできたように思います。

それから、そのステージの中で、事業主に手厚くするよということの中で、これは金利の補填だとか、そういうものを施策の中に挙げまして、これは十分できたというふうに思っております。

それから、奨学金につきまして、その貸付及び返済支援ということでありますけれども、特に私が感じましたのは、町職員は奨学金の返済に対して救済がなかったわけです。救済といいますか、普通の形に持っていきたいということで、これは持っていくことができました。

それから、2番目の移住定住促進対策ということを謳っていましたが、何としても緩やかなカーブで成長ということを、急激なということは望めません、緩やかなカーブということで、町営住宅の建設それから宅地造成、これは本間の皆さん、特に当時区長だった篠原さんには大変お世話になり、区のほうからの申出ということで、スムーズに造成ができたように思います。36区画ありますけれども、今8区画が販売されて、建築は7区画で進めているところでございます。

やはり土地というものは相対のものが合わなければできないということと、それからここへ来て物価の高騰ということで、住宅の建設費にいたしましても1坪100万円以上かかるというような形の中ですので、なかなか土地を含めて5,000万円近い借入れをしなければ今は住宅にならないということで、

	大変な状況ではありますが、これにつきましても次の施策というものは必ずやあろうかと思いますので、そんなふうに進めていきたいというふうに思います。 それから、空き家対策でございますけれども、1件50万円の補助金を出しましてやっておりますけれども、ここで一番問題だというのが分かったのは、長年暮らしてきたお宅の生活ごみの片づけに、かなりのお金がかかってしまうということでございます。それで、究極解体してしまえばというふうに、50万円の補助金を出しているわけですが、それはなるべく避けて、利用して、また使える人に使っていただきたいという考えでおります。 それから、集落支援でございますけれども、集落の支援につきましては、引き続き33地区マックス100万円という形で補助を出しているわけですが、それぞれの区長さんは非常に積極的で、相談がたくさん来るわけですが、100%とはいけませんが、90%の使用率であるというふうに自分では自覚しております。 それから、福祉の面においてですけれども、高齢者が大変多くなっております。しかし、その中で、町の中でのデータをしっかりまとめた中での福祉ということで、保健師等々大変苦勞しているわけですが、結果は出てきているように思います。 それから、タクシーの補助券につきましては、大変活発に使っていただいております。町民の皆さんからも大変好評であります。これはこれからも続けていくつもりですが、タクシーの会社がしっかりもつように応援をして、続けていきたいというふうに思います。 あとは、あとはといいますか、大変重要なものでございますけれども、障がい者の皆さんへの応援といいますか手助けといいますか、なかなか難しいものでありまして、私が公約に掲げた中にもございましたけれども、誰が看るんだ、どうしていくんだということになっておりますけれども、来年度になりますけれども、今計画を立てているところでございますけれども、この計画を立てるのに、どこまで時間がかかったか、そして、どういう機会にどういうお願いをしなければいけないかというのが、しみじみ分かりました。そういった中で、障害、福祉、高齢、全部まとめた中で、土村地区にその基点を設けて進めていきたいということでございます。 したがって、達成率はここまで来れたことが半分ぐらいかなというふうに思っております。 4番目は子育て支援でございますが、不妊治療の応援、それから多子世帯へ
--	---

の応援、それから出産祝い金につきましては、ご存じのとおり第1子30万円、第2子30万円、第3子が70万円、第4子からは100万円ずつというような形で支給させてもらっていますけれども、小海町でも4子の世帯もございます。そういった中で、毎年24名から30名ほどの出生がございます。そして、ここ数年、がくと落ちたことはございません。底止まりという言い方はどうかと思いますけれども、その辺に来ているように思います。

ただ、お亡くなりになる方が100人以上おるもので、どうしても人口減少は否めないというふうに、その数だけでも否めないというふうには思っております。私は、人口を増やすんだという大声を出して2期目、選挙をやらせてもらいましたけれども、増えていっていないのが実情でございます。

それから教育の施策でございますけれども、当時、学校にエアコンがどこにも入っていませんでした。それは、小中学校どちらも、ほぼほぼこれは完了しております。そういったことで、いい環境で勉強していただくということと、それから大学進学への応援ということで、30万円という形のものをつくらせていただきました。これは100%できております。給食の無償化、これも実行できたように思います。

あと農林業につきましては、やはり先ほど来、林業が中心に議論になってきたわけですが、我が町の中で、まずは農業の皆さんが元気になっていただきたいということで、農協ともタイアップしまして、様々な施策を行っているわけですが、やはり川上の例を申しますと、世界に通ずるレタスということでしたが、我が町はやはり日本各地に通用する白菜作りということではないかというふうに思っております。そういう中で、研修生を受け入れやすくするとか、それから経営の相談、それから税制面の相談というようなもので、農家もだんだん高度になってきております。そして、機械も必要でございます。お金の面等々の相談に乗ってということで、手厚くとまではいきませんが、まあまあ成績ではないかというふうに思っております。

林業につきましては、先ほど来、2人の議員から、そういった質問もございましたが、それなりにといいますか、積極的な姿勢を出していくということですが、今の時点では私の打ち上げたものは60%ぐらいというところでしょうか。そんなところでございます。

最後に、商工業観光施策でありますけれども、駅前再開発ということで、大変苦慮しているわけですが、やはりやっていないければ何も残らないというのが実感でございます。

	そうした中、自分自身が感じるのは、小海駅の取得ということで、駅の周辺の皆様は確実に元気になったというふうに思います。それは、一番は役場が遠くなってしまう不安を取り除いたというような、取り除いたまではいきませんが、相談ができる状態であるということを感じました。当初5名の職員が行ったわけですが、近所であるということと、それから食事等々、あそこでお世話になるというような、そういう身近なところからの職員とのつながりというものができたように思います。 また、観光につきましては、憩うまちこうみ事業におきまして、現在36社と協定しているわけですが、毎年毎年成長しているわけですが、これはまず職員の成長につながるということが分かりました。一流企業の職員の皆様の考え、会社の考え、そして会社における立場というものをいろいろ精査した中で、日本のトップに立っていくには、こうなんだなということは、職員の皆さんは分かってくれたというふうに思います。 それから、やはり36社になりますと、様々な会社がございます、トップの中のトップというような感じもしないわけではないですが、そういうところを職員が体験することによって、職員の成長を促すということは、これは点数でいえば70点ぐらいはつけられるのではないかなというふうに思います。 ワインブドウの生産のほうも観光に結びつけた中で、ただいま今年度のいわゆる小海で生産したブドウを使った白ワインが200本ほどできましたけれども、それを使ってノーマンズの皆さんが頑張って、先日で3回目だったんですが、そのいわゆるお披露目といいますか、発表会をやりまして、大変大勢の皆さんに利用していただきました。私も参加させていただきましたけれども、発想、そしてワインの質、それから料理等々、まあまあいいかなというふうに思います。 これから千曲川ワインバレーにも参入しておりますし、そういった中で、後発ではございますけれども、やはり次の産業と、観光というものを目指していきたいというふうに思っております。点数をつければ80点ぐらいかなというふうに思います。 以上でございます。ちょっと言い切れない部分が多々ありますけれども、やはり私一人でしゃべっているというわけにもいきません。相対的に見ますと、私は70点という見方をしていただければというふうに思います。 以上でございます。
4 番議員	ありがとうございました。 非常に詳細にわたりご説明をいただきました。実は私、ここで町長の残すと

	ころ半年になりますので、差し支えがなければ70%というご答弁の中で、来期に向けた発表なり心構えなりをお聞かせいただければという無理な質問もしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
町 長	このトップの出馬というものは、なかなかやっかいなもので、いろいろな面から、いろいろなことがありますけれども、私は強い意思を持って、3期目に臨みたいというふうに思います。 お気を遣わないでいただきたいと思います。
4 番議員	ありがとうございました。 今、町長のほうから3期目に向けたという力強い前向きなお考えをいただいたわけですが、もちろんそのとおり、私は何よりもこの町に住み、住んでよかったと思えるようなまちづくりを目指し、残されました期間、先ほど申しましたように半年を切るという中でございますので、町長におかれましては、この残された任期、特に健康に留意されて頑張ってくださいますようお願いをし、私の一般質問を終わりとさせていただきます。 ありがとうございました。
議 長	以上で4番 小池今朝之議員の質問を終わります。 これより2時5分まで休憩とします。 (ときに13時54分)
<u>第12番 渡辺 均 議員</u>	
議 長	(ときに14時05分) 休憩前に引続き会議を開きます。 次に、第12番 渡辺均議員の質問を許します。渡辺均君。
12番議員	12番、渡辺均です。よろしくお願いします。 私は、通告どおりに話を進めてまいりたいと思いますけれども、初めに、6月の議会答弁、6名が質問しまして、町長、総務課長ほか各位から返事をいただいておりますが、そのおのおのについてこの3か月間にどのような対策なり、答弁に対する対応が図られたのか、この間の取組状況についてお聞かせいただければと思います。 よろしくお願いします。
生涯学習 課 長	ご苦労さまでございます。 まず、1番目の地域文化の活用、支援、継承という形でございます。 6月議会の一般質問におきまして、7番の黒澤議員より、スピードスケート

	をはじめ、町に息づく文化の町として、どのように位置づけ、どのように活用し、支援、継承していくのか、町の方針についてということで質問がありました。 それに対しまして、スケートをはじめ町の様々な文化は非常に大切であり、さらにそれを子供たちに教える意義も非常に重要であると。教育と連携させた中で、ぜひ継続発展をさせていきたいという答弁をさせていただいたところでございます。 具体的な動きとしては、スケート関係に具体的な動きがございますので、こちらのほうご紹介させていただきたいと思っておりますけれども、スケートセンターにつきまして本年も継続して営業をする予定でございます。11月22日にオープンを予定しております。それからオープン翌週の町長杯大会をはじめ、シーズン中5回の主催大会を開催する予定であります。 また、佐久地区各小学校の校内大会ですとか、教室のほか、今年につきましてはオール信州の県大会も予定されております。 また、裾野の拡大としましては、生涯学習課のほうと児童館等のほうで共催をしまして、未就学児童を対象に親子で楽しむスケート教室というものを2回ほど開催する予定であります。 また、先日行われました県議会の現地視察が行われたわけなんですけど、その席上、町長のほうよりスケートの振興についてということで県議会議員の皆さんに要望活動を行っております。 以上です。
12番議員	分かりました。 スケートについてはそれでよろしいと思っておりますけれども、そのほかの町の例えば三番叟の継承とかそういった問題、要するに芸術文化全般についてどういうふうに町に伝わる文化を継承してくるか、その大きな段取りを説明いただければありがたいんですが、いかがでしょう。
生涯学習課長	三番叟ですとか、そういった文化的なものに関して特別具体的な相談というものがまだ来ておりません。そういったものに対してどういった支援をしていくかということでございますけれども、町としましては、地域活性化活動支援金というものを昨年の総務の企画費から社会教育費に移してございます。こういったものを活用しまして、そういった芸術文化、そういったものの支援に活用していきたいという形で考えております。
12番議員	実は、これからのまちづくり、地域づくりで地域文化を活用するというのは、非常に大事なことで、しっかりその辺を踏まえて、地域が持続可能性を

	担保できるような、文化の継続性が担保できるような手順、段取りをぜひ次の議会ぐらいまでに提案していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。
生涯学習課長	全体的なというと、ちょっとアバウトな話になってしまうわけですが、個別具体的な話が出てくれば、またそこでお話は当然相談等させていただくわけですが、全体的なものに関して、アバウト的な大きな絵というものは描けるかもしれないですけども、そういったものをお示ししていければと思います。
12番議員	これはなかなか難しい問題ですので、私も私なりにいろいろ提案をさせていただきながら、できれば一緒に進めていかせていただきたいと思いますと思っております。 2番目に、先ほど小池議員も説明しましたけれども、役場職員のモチベーションの問題で、これはたしか総務課長が答弁したと思いますけれども、安定性が役場職員が求めるものじゃないかという、6月の議会に答弁がありましたけれども、職員のモチベーションを上げるという意味で、こういった認識でいいのかどうか、改めて見解を求めます。
総務課長	お答えいたします。 前回、6月の定例会の際の、第2番の小池喜昭議員のご質問に対する私からの答弁の内容でこのようなご質問だと受け止めました。ご質問の内容については、町内町外からそれぞれの職員の応募者数と実際の採用者数の現状から鑑みまして、地元からの人気が少ないのではないかというようなご質問でございました。町内町外の実応募者に対する採用者数、5年間で採用率では57%と21%、地元採用率が高かったという回答でございました。年齢以外の条件ないにもかかわらず応募者が少ないということや、役場からの採用通知を出しても辞退されることがあるとの回答も、させていただいたところです。そして、不景気になると公務員志向が強まる傾向があることから、安定性というような文言を使った次第でございます。 役場職員のモチベーションということは、また職員の職場環境ということで、もちろん新規採用する場合には大変関係はあるものではございますが、実際に職員採用をしてみますと、その中で動機は何かというような問いに対して、応募者の観点というのは地域の貢献性、どんなことが実現できるかというような地域貢献性、そして人との距離の近さ、窓口でこんなふうに対応したい。そして、先ほどに通じます長期的な安定性、あと給与とか待遇、休暇の取り方とか、そして立地環境というのは小海町のこの場所のことです

	けれども、こういう自然の中でこういうことをしてみたい。そういうようなことが生の声でございます。 なものですから、特別それを安定性がいいとか、そういうことを売りにする、そういうことではなく、安定性というよりは傾向のお話をさせていただいたということでございますので、その辺についてご承知おきいただければと思います。 いずれ小海の町の職員として応募していただくこと、これはこの地域性もあってハードルが高いなというふうに感じるところではございます。これから工夫は確かに要るのではないかと感じております。 以上です。
町 長	補足をさせていただきますが、先ほど76名、あと2人で個人面談終わるんですけれども、そういった中で、やはり皆さん、夢あります。安定性と言っても何が安定しているかと、給料は今もらえるのは当たり前であって、何をもって安定というかというお話だと思いますけれども、これは応募してきて採用して数年たっても、非常に何がやりたいということをはっきり言ってくれますし、それから私は民間人が長かったもので、大変言い方が汚いというか、いけない言い方なんですけど、税金使って自分の夢かなえられるんだからすごいところだぞ、という言い方もした覚えがあります。そういった面において、夢と希望の持てる職場ではないかというふうに私は思っております。
12番議員	税金を使って自分の夢を達成するということの大変有意義というか、何と言っていいんでしょう、こそくとも言えるけれども、それでもそれは大変評価すべき問題で、であれば、なおさら安定性を求めてというような声が出ないような形、職員の方がぜひ夢と希望を語れるような職場環境をつくっていただいて、よその町村ではなかなか人が集まらないけれども、小海町の役場、職員募集には手が挙がると、選ぶのに苦労するというような形で職場環境をつくっていただきたいと思います。 それから、3番目に高齢者、障がい者の住宅を造るということに対して、これはたしか渡邊晃子議員が質問したことだと思いますけれども、そもそも当事者に建設に当たっての意見聴取、希望、意向などを聞いたのかということが質問されていたかと思いますが、実際にはこの間行われたんでしょうか。 ご答弁お願いします。
町民課長	お疲れさまでございます。 現状、障がい者、また高齢者向けの住宅建設ということでございまして、意

	見交換というような話でございますが、この前に町におきましては、計画につきまして障がい者福祉施設等検討委員会という中で、関係機関や関係団体の皆様との意見交換その他を行っております。 その中で、また意見の中、町のほうとしても駅前再整備という中で、福祉ゾーンというところの在り方、方向性についても検討を重ねてまいりました。 その中で、最終的にグループホームということが当初言われた中で、計画的には国の補助制度も活用した観点から、障がい者及び高齢者の入居が可能な福祉住宅の整備という計画へ移行したということでございます。これにつきましても検討委員会、その中ではご説明し、意見を聴取しているところでございます。 以上であります。
12番議員	確かに、諸般の様々な基本計画だとか、実施計画に当たっては検討委員会等が形としてつくられています。しかしながら、その検討委員会そのものについて、諮問するときに、既に町の意向としてこういうものを造ろうという思惑が先行して、その思惑の先行が必ずしも実際に該当する方々の意見に反映されていないと、極論すれば、思いつきのこういうもので造ってみようという範囲に感じられるときがありまして、私は検討委員会の在り方も、実はまちづくりの検討委員会もやっていますけれども、多々問題があると思っていますんですけれども、この辺、今日は深く話しをするつもりはありませんけれども、ぜひじかに当事者に意見を聞いて、段取りを進めていただきたいと思います。 それから4番目、移住者の受入に専門家をという意見がこれは中村議員が質問した問題ですけれども、これについてはこの間どんな検討をされたのか、ご答弁をお願いします。
総務課長	お答えいたします。 移住者の受入に専門家配置してはどうかということでございました。 大変意義のある視点でということで受け止めていただきました。町では、令和7年度、今年度7月から国総務省の地域活性化企業人制度を活用しまして、空き家対策や移住者の受入れ態勢の検討を進めております。7月に着任をして今進めております。また、地域おこし協力隊も1名着任しております。この方々で対応をしていくということですので、ご提案の内容をしっかりと進めている状況でございます。 以上です。
12番議員	今、地域おこし協力隊とか地域活性化の関係、スタッフを想定していると言

	いましたけれども、移住者の受入れにとってどういう方が専門家と呼べるのか。専門家の専門家たる気質、どういうキャリアを持ってどういう成果を上げている方がこの窓口にもっと適切なのか、その辺をはっきりさせていただきたい。いたずらに、地域おこし協力隊、もちろん中には優れた方もいるでしょうし、でもそうじゃない方も多々おって、途中で帰ってしまう方がいます。要は受け入れるほうがこういう専門家に来てほしいんだと、移住者を促進するためにはこういう資質を持った方にぜひ来てほしいという計画、資質を精査した上でそういう方を受け入れていただきたいと、それを強く要請しておきます。 次に、5番目でこれは的埜議員が質問したことですけれども、物価対策で、あるいは米価の対策がどうなっているのかということになっていきますけれども、物価高の今、町民の支援策としては町としてどんなことを考えているのか、お聞かせください。
産業建設課長	6月に渡辺議員よりご提案いただきました、米の自給のまちづくり構想というものがございます。水田荒廃防止のための生産者、消費者の方の還元のために必要なことだと思います。 現在の米の価格は生産者さんにとっては妥当、消費者さんにとっては高いといった声を多く聞きます。生産者と消費者さんが両方納得できるように、また水田荒廃の防止のためにも、農協さんなどと多く関係する方と協議し、検討してまいりたいと思います。 以上です。
12番議員	実は私、町に対して今、産業課長が申し上げました米需給のまちづくり構想というのを提案しております。これはお聞きの方は漠としているかもしれませんが、ちょっと順番を差し替えてお話しします。 小海町の水田面積は約20ヘクタールと聞いております。1反歩で10俵取れるとしますと1ヘクタールで100俵で、20ヘクタールあると2,000俵の米が小海町で自給できます。町の世帯数はおおむね2,000世帯、したがって、1世帯に1俵60キロの米の提供が可能となりまして、需給の供給体制が整います。 ちなみに1世帯の米消費量は年間で約60キロ、したがって、町民は町内の生産者が作る米で1年間米を買わなくても済むことができるわけです。これを私は町が農家から1キロ400円、1俵2万4,000円、先ほどJAの買取価格がこれよりはるかに低かったと思いますけれども、こうなると農家収入は反収10俵で24万円、1ヘクタールを作っている農家は240万円の売上になります。この購入費用を消費者に、買ったお米を1キロ400円で販売します。400円で

	買って400円で売るわけですから、町の持出しはゼロになります。この売買価格に100円の差額をつけてキロ2500円で消費者に売ると。備蓄米の提供価格は5キロで2000円ですから500円上乗せします。500円の上乗せ代を直売所の利益として想定する。1俵6,000円の直売所の売上になりますから、2,000俵が売買取引されると6,000円掛ける2,000俵で1,200万円になります。この1,200万円というのは町が直売所の指定管理者の育成で提供しようとしている予算額約1,200万円に充当します。 この事業をやれば、売ったり買ったり、それで直売所の支援含めて生産者も町民も直売所も三方よしの関係がつくれます。ソバやくかけ豆と同様に、米もこのような形で地産地消を実践したらどうかと思っておるわけです。 ちなみに、小海町だけでできない場合には、南北相木村、あるいは米の生産量が少ない南牧村や川上村との連携でもこの事業はかなり有効ではないかなと思っておりますが、産業建設課長、改めて意見いかがでしょうか。
産業件設 課 長	これはたしか6月14日頃かに渡辺議員からお電話いただきまして、非常に画期的なすばらしい提案だということで、我々にはこの国が政策を続ける米の政策についてよく分からないので、渡辺議員にもちょっとお聞きしました。例えば買取価格このぐらいでやって、これ誰が集めてどこにストックしてどのように流通経路をつくるのかという話を、私たちノウハウがないもので、渡辺議員にお聞きした。そうしたところ、それを考えるのは、おまえたちだということと言われまして、非常に難しい問題で、今、日本全国、古いお米、それから新しい新米が出てきて、価格というのは自由競争の原理の中で動いております。それをこの町もしくは今提案いただいたように南佐久、近隣町村を巻き込んでということですが、はっきり申しますと、私たち産業建設課のほうで米のこういうのを考えるということなんですが、とてもノウハウがありません。 それと、もう一つは、そういうことで渡辺議員にお話ししたら、おまえには話すあれはないとちょっと怒られて帰ってしまったんで、その後、9月の議会でこういうことを報告しなくちゃいけないというところで、検討しているわけではないんですが、これが実際にできるかどうかということに関しては検討を係の者と考えてきましたが、今現在ではちょっとこれをシステム化してやるには、そのほかにお米の価格以外にかかる費用というのが莫大にかかるんじゃないかということで、今そこで止まっております。 途中経過ですが、そういう状態でございます。
12番議員	宮澤課長とのやり取りはまさにそのとおりでございまして、町で一番ひょっ

	として私が見ていて欠けているのは、こういった基本的な構想、これを具体化する、実施計画をつくるプロジェクトがないんです。ですからもしこれを、渡辺、具体的に検討しろというミッションをいただければ、私幾らでも各論で実施計画をつくってまいります。そのことで実施計画に一步踏み込むということでご理解いただいてよろしいでしょうか。
産業建設課長	私としましては、渡辺議員のすばらしいお知恵を借りてこういうことを実行できればいいと思うんですが、その提案とかをお互いにお話しする中では物別れに終わってしまったと、その中で渡辺議員の提案をいただいて、それを実行できるかという、ちょっと私には自信がございません。
12番議員	町長、いかがですか。
町長	いいお考えですから、課のほうへ知恵を与えていただきたいと思います。
12番議員	もちろん実施計画を具体化するには多々問題も出てこようかと思います。ですから、構想をつくって実施計画をつくっていく。その手順段取りをしっかりと進めることによって、宮澤課長のような答弁が克服できると思っております。 この問題について、提案をして、ぜひ実行して、今年無理でも来年度以降、生産者も手取りがよくて、消費者も安い米が食べられて、なおかつ直売所の経営にも利すると。この計画のどこにどんな問題があるのか、もう一度はつきり具体的に考えて、答弁はいい、考えていただきたいと思います。 今、ちょっと途中になりましたけれども、今米価対策のことで1番やっていますけれども、次に、私が用意したのはパワハラ問題でございます。くどいと言われるかもしれませんが、職員のモチベーションの問題も絡んで、私はどうしてもこれはしっかり町長なりのお言葉をいただきたい。 前回6月、町長はパワハラはなかったと、だからあたかも問題なかったかのごとく私は受け取りました。パワハラの有無は別にして、少なくとも、希望に燃えて、役場で地域のために汗流そうと一生懸命勉強してきた若い職員が半年で休業になって、その後退職になった。この事実自体は否定できないわけですから。 この事実に対して、何らかの職場の問題があったんじゃないのかと、私なら感じます。そしてそこを追及と言えは検証する。それに対してパワハラがなかったんだからという話だけで済ましていいものなのかどうか。 私は、そこに町長の謙虚な反省というか、あるいはお詫びみたいな言葉は必要本当はないのかと、改めてお聞きしたいと思います。
町長	パワハラの件につきましては、先ほどから言っているとおり、76名の職員の

	皆さんと、まずそれがあるかないかという率直な話をしております。私が危惧するのは結局、しているほうは分からない。されているほうが言ったことが100%になるのがこの事例だというふうに思います。 そういう中で、半年でちょっと休みになってしまったというような事例ございました。しかし、それは私どもの判断する部分とそれから事実関係、それから第三者の考え、いろいろなものを含めまして、私は結論的にはなかったというお答えをしております。 それで、あってはならないことですので、そういう疑いを持たれるということもこれはよくないことです。そのことについてもそういうことを含めて個人的なお話を全員からお伺いして、今どうなんだという、全然漏れていないもので、皆さん、結構言いたいこというんです。そういう部分であるんですけれども、そこを信じて、私は進めております。 そういう中で、長いこといろいろ検討したり、それから勉強したり、いろいろした中で、最終的な結論はパワハラはなかったということでご返事させていただきました。
12番議員	今、本当に町長いみじくもおっしゃられましたけれども、パワハラ問題というのは加害者のデリカシーに関する要素がすごく大きくて、デリカシーに欠ける方の言動というのは、被害者にどんな被害を、傷を与えているか、そこに配慮する力が弱いということです。可能な限り被害者、あるいは弱者という方々に対して気配りをして、俗にアンコンシャスバイアスと言いまして、意識しない圧力、こういったものに気を使わなければいけない。ぜひこれからの役場の職場において最大限そういった方に気を遣っていただいた施策を取っていただきたいと。 実は、弱者というのは意見を聞くから言えと言われて言う人じゃないんです。埋もれるんです。私は傾聴ボランティアとか、ボランティアでいろいろやっていますけれども、この人、一言町の制度に手を挙げればいいんじゃないかという人が手を挙げない。えてして弱者というのはそういう性格を持った方なんです。だから逆にこちらから話しかけを用意しなければいけない。そういう方々が最後に行くところは医療機関なんです。のっぴきならない状態になって、身体の不自由を感じたときに医療にかかる。そのときに医療機関が生活環境なり、社会環境なりをそれは独りぼっちだったからなったんだなと思っても遅いんです。 発言できない人をどうやってつくらないようにするか。そのことが非常に大事で、そのことについては私は前回の佐久総合病院の医療機関に1,500万円

	の予算は不十分じゃないかと、もっと増額しろという問題と同時に、相談窓口をつくってくれというふうに提案しましたが、その件についてこの3か月間で町長、どんな対応をされたか、お聞かせください。
町 長	隣の分院さん、あるいは佐久総合病院のグループとは常に連携取っているというのは事実でございます。 そして、渡辺議員おっしゃる1,500万円について、多い少ないは結局、こちらから少ないから増額するぞという意味の問題ではないというふうに思います。真実のところを、実のところを語っていただいて、こういうふうにしましょうという相談だと認識しております。 一方的に、補助で出している部分を我々が少ないと思うから多くやるというそれは、ちょっと1町2村でやっている部分もございますし、それから南部の部分でやっている部分もございます。そういったものを含めた中で、佐久総合病院のJAの管轄でございまして、JAのほうからの申出もございません。佐久広域の中で、なかなか経費がかかるというような話は聞いております。しかし具体的に数字がどうのこうのというものは今のところございません。 したがって、こちらから1,500万円少ないけれども、我慢してとか、出せないとか、これ以上どうだとかいう話をすべき問題ではないというふうに、私は思っておりますけれども。
12番議員	前回6月に私が質問した、医療を通じた地域づくりの必要性というのを訴えました。分院がなくなったら小海町は大変でしょうと、分院からヘルプがない、助けてというSOSの発信がないから考えないんだというのは、非常に私は問題意識の捉え方として弱いと思います。 町にとって分院は非常に大きな資源なんです。もしなくなったとき、町立の佐久穂千曲病院は3億何がしかの町の負担で、先般奥多摩町行きまして、奥多摩町の町立病院、それも町では大変な負担で3億円ぐらにかかっていると、こういう事態に陥らないためにも町が独自に、分院の窮状は分かっているわけですから、3月15日に由井先生が町長の前ではっきり言いました。その時に町長は応援しますと言ったんです。そのことに対して応援がないからというのは甚だ矛盾していませんか。 私はまちづくりということで、町主導で他の2村に働きかけて、これじゃ診療所の存在も分院の存在も、何年後かに厚生連の上のほうから分院の存続はいかななものかとあったときに、そのときに慌ててもしょうがないんです。そのためにこそ町主導で医療・介護・福祉をベースにしたまちづくりをぜひ

	掲げて、その調査研究機関を立ち上げてくれと私ははっきり申し上げました。それについてはどういう返事をいただけますか。
町 長	隣の由井先生、私は信じております。疑って金を先に出すなんていうことは誰ができるんですか。言いたいことは言ってくださいと。大変なことは分かっています。どういう部分が大変でどういうふうにしたらいいんですかという話までしています。その時点で出てこないのに、おい、金これだけやるわ、こういうこと言えますか。 それから、そういう問題では私はないと思います。話を十分にした結果、これだけの補助が欲しいという部分はこれだけだということで、議会にもちゃんとこれは通さなきゃできないことですから、そういう部分のものを通していくのが行政じゃないんでしょうか。 それと、もう1個大きな枠組みの捉え方として、JAの傘下の下でやっている事業でございますので、大きな枠組みの中で考えていただくという部分と、私は逃げるわけじゃないです。話を十分にしておいて、痛いところがあったら、その痛いところを治していく。それはお医者さんは本当に痛いところを治してくれますけれども、私はちょっと持論として、前統括長の先生と、今渡辺先生のところ、由井先生とも話していると、お医者さんはどんなに偉くなってもお医者さん、やったらどうなんだろうと言います。経営についての、いわゆる事務屋さんの中で経営のプロがいるわけですから、そういう中でやっていただければというふうに思っております。 本当に由井先生もご苦労願って、大変恐縮しているわけなんですけれども、そういう中で本当の話をしていますんで、その中からお金の話というのは具体的に生まれてくるんじゃないでしょうか。そう思っております。
12番議員	病院経営がここが赤字だからここを補填しようとか、そういう非常に実施可能な対応ではなくて、私が言っているのは町にとって分院の存在は大変だから、町としてこういう形で新しい医療・介護・福祉、こういったものをやりたいんだと。それは町民が憩う町をつくりたいからなんです。そういうビジョンをつくって、由井先生、これをやるにはどのぐらいかかる。そういう逆提案です。 由井先生、高潔な方ですから、金がないからくれよなんて、下世話なことをする先生じゃないんです。逆に町として、こういう医療・介護・福祉の町をつくりたい。ついては先生、相談に乗ってくれと。それが手順です。いかにも俺が出してやるから、言ってこないから出さないんだと、そういうようなふうに僕は今聞こえちゃった。もうあまり時間ないんで、この問題、私は調

	査研究機関を立ち上げでほしいしと、その予算をつくってくださいと申し上げているんです。町長と由井先生が個別に話しているからじゃなくて、見える形でやりましょう。そういうのできませんか。いかがですか。
町 長	隠していることなんか1滴もございません。これはちゃんと会議の中で話しています。ですから誤解のないようにしてください。由井先生と個人的にお金の話なんかできるわけないです。したがって会議の中でお互い立場上主張することはする。要望は要望でやっていったらというふうに思います。
12番議員	分かりました。 じゃ、その会議の会議録を開示してください、近々をお願いします。会議をやっているわけですよね。会議で話しているんでしょう。
町 長	会議しているんでしょうとは何ですか、その言い方。会議しています。しているから言っているんじゃないですか。
12番議員	私は分からないから質問しているんです。会議していると言うのであれば、渡辺、こういう形でこういう議論をしているから、ちょっと待て。それで済む問題でしょう。 私は、今こういうまちづくりの検討会を、医療・介護・福祉というのが、実は新しい町の産業になるという指針で、ある先生が提案しているんです。そういう方を交えて、町の新しい産業を導くような医療・介護・福祉のビジネスをつくっていったら、そうすれば、非常に町は有利なまちづくりになっていくと、個性的な町になっていくと。そういうもくろみがあって申し上げておるんでございます。ですから、ぜひ調査研究を立ち上げていただきたい。そこに由井先生とかほかの先生も入れて、ぜひ検討会を立ち上げていただきたい。ぜひそれをお願いします。 それから、続きまして、憩うまちこうみ事業について、お話させていただきます。私は、憩うまちこうみ事業、先ほど36社の提携企業があると申し上げまして、事業成果も町長いわく、70点の成果であると。私もこのリデザインというのは新しいキーワードで面白いなと思いつつ、そのこなし方が今一、こなれていないんじゃないのかなという実感を受けております。 この憩うまちこうみ事業に合わせて、私は2名の議員が林業振興について一般質問されまして、それはそれで個別林業についてはそれを具体化していくことによって、それなりに林業の再生持続可能性は担保できるのかなと思いつつ、しかし、それらの施策というのはこれまで20年、30年林野庁がやってきたこととあまり遜色ないんじゃないかな。果たしてこれで林業は再生できるんだろうかなと。

	私の考えるポイントは、例えば憩うまちこうみ事業と林業振興がうまくオーバーラップできないだろうかと、重ね合わせて事業化して、町の事業に取り組めないだろうかということを考えております。 例えば憩うまちこうみ事業で、この5年間で5,600万円予算使っています。毎年1,100万円使っています。この成果がどうだったのか。それを踏まえながら、私はこれをより成果の出るようなアイデアは出せないだろうかというふうに考えておまして、以下、幾つかの提案をさせていただきたいと思っております。 ちなみに、総務産業常任委員会で林業を視察しました。町が森林組合といえども民間企業ですので、一つの民間企業に補助を出すということはそれなりに大義が必要で、その大義は何かと言ったら、2人の議員もおっしゃいましたように、再造林の必要性です。環境保全、そういった要素を入れながら、新しい森林育成、60年後に実りが町に落ちるような投資事業として考えなければいけない。これも視察結果というのは、私は個人的にレジュメを作って用意しておりますので、後で必要があればご提出いたしますけれども、その中で私は、幾か新しい交流ビジネスというものが考えられないのか、提案いたします。 まず、1点目は、例えば参加企業に森林育成資金の拠出を要請すると一定程度の森林育成に対する支援をしてくださいと、企業にその見返りとはなんです、その代わり、企業に一定規模の森を提供し、その維持管理費に充当する。その維持管理は森林組合や地元の林業家などに賄っていただく。企業は森づくりを通じてカーボンオフセットというか、あるいは先ほどの井出議員がおっしゃった丸紅とやる事業です。あるいはカーボンオフセットなど、観光対策や企業の社会的貢献、CSR事業、こういったものに生かしていただく。 それから、3番目に社員に向け、年数回2泊3日ぐらいの体験型山仕事ツアーを企画し、自社の管理する森林の保全管理や植林、下刈りなどを体験的に実施すると。山仕事で憩いつつ、そこで汗をかってリフレッシュしていただくと、この後は当然温泉に入ってヨガをやってもいいし、リラックスしていただく。この体験林業のインストラクターとして、地元の林業家や組合に講師をお願いすると。林業家の講師代としてなりわいを支援する。このことは山仕事で暮らす町民文化の継承にもなるんです。 先ほど、生涯学習の課長さんが文化の継承と言いましたけれども、こういう形でいわゆる山仕事やる人、柚人と言いますけれども、柚人の暮らし体験を
--	---

	やって、小海町の森林のオーナーはこんな暮らしをしてきたんだというようなことを体験で周知していくと、汗を流した後は、山談義をしながら、会食を楽しむと、鹿肉の提供などで猟友会などとも連携、話題を広げるとこういったメニューをぜひ36社に提案して、その実現可能性を検証していただきたい。 併せて、今、佐久病院の支援の話が出ましたが、従業員50人以上、ちょっと10年前ぐらいの話なんで、50人が現在もう少し減っているかもしれませんが、企業には産業医というのを配置する義務があります。 この参画企業36社の産業医と分院が連携して、従業員の健康管理サービスを充実させる。住民の健康管理に加えて、外来の予防的患者を受け入れる。この手当を分院に支給する。 分院の経営悪化の一つは、いいか悪いかは別として患者数の減少です。こういった都会で健康にイエローカードの出た36社の従業員に対して、分院を通じてリフレッシュをしていくメニューをつくって、チェックをして、こういう生活をなさいます。これは実は20年ぐらい前に林野庁が森林セラピーとして取り上げた一番の核となる事業です。これをもう一度小海町で実現して、分院の支援と憩うまちこうみ事業の拡充発展に生かせないだろうかと思っております。 それから、協定企業ではないんですが、企業の力を生かすという意味では、例えば溝の原のリサイクルセンターの焼却炉の撤去は、その後の活用について町がまずは撤去に取り組むことを明確に示し、関連企業に事業参加を促し、溝の原地区などの振興や環境整備と、再造林などを盛り込んだ憩うまちこうみ事業、こういったものに集落を単位に起業化を図っていくと。このための例えば溝の原の活性化計画などのようなものは、検討される必要があります。 地区の自立を図るにどうしたらいいのかと、そういう視点から負の資産を企業の力を使ってプラスの事業につくり替えていく発想というのが、これからの森林育成に不可欠な要素です。これらについて町長のお考えはいかがでしょう。
町 長	ちょっと縷々ありましたけれども、一番最後のものが非常に印象に残りましたので、お答えしてよろしいですか。 リサイクルセンターの活用につきましては、県のほうからの提案で最終処分場をというご提案がございまして、これは地元、あるいは近隣の皆さんから反対ということで、これは没になったわけですが、非常にデリケート

	な問題で、あのごみを全部片づけてくれる、それから搬入路等々は全部会社で造ります。そこで出た熱源はとにかく温水プールなり何なりと。それから最終処分ですから、できた土地は全部お返しします。屋根つきで、だから何とかハウスというような形になろうかと思います。こういうふうに思いまして、発端が上村君の友人からの困った困ったということで、だんだんこう言ったところ県のほうが動いてくれて、ある企業がじゃそれをやらせてくれと来たんですけれども、なかなかデリケートな問題で、ゴールにはいきませんでした。いきませんでしたけれども、やはり取り組むには覚悟とそれからいわゆるメリットだけでは駄目だなというものを感じました。雇用も何もすばらしくよくなるという提案でございましたけれども。 そういったものを含めた中で、民間との取組、大切なことだと思います。必要だと思います。しかし持っていく方がちょっとずれるとこれはもう駄目かなというのを痛感した次第です。私としては、非常にいい提案いただいたなという考えでございました。百数十億円の計画でありましたけれども、ちょっと終わってしまいました。 あと、いただいた提案というものは、私、渡辺議員が選挙終わったときに上程したものを四の五の言われても困る、その前のお話をしましょうというお話をした記憶がございます。そういった中でのご理解ということで、お願いしたいと思います。
12番議員	町長のおっしゃる本当に微妙な問題で、その微妙な問題に具体的にぶれない基本計画というのは絶対に必要なんです。多様な主体の形成という言葉は国はよく使います。様々な利害関係者が一つのテーブルにあって、利と害を調整し合いながら、一つの共通目標を実現していくと。 SDGsにも書いてありますけれども、ステークスホルダーという言葉で言われていますけれども、利害関係者がしっかりした理念の下で常にぶれないで事業を進める。そのためには基本計画が非常に大事なんです。この事業目的は何なのか。そこを共有事項として実施計画でぶれないようにするというのが事業を成功裏に導く一番肝心なところでございます。 したがって、この基本計画というものをきっちりぶれないようにつくる。 都市公園の在り方についても余談ですけれども、基本計画がはっきりしていないんじゃないかという懸念がありまして、そこはぜひ注意していただきたいと思います。 それから、あと6分になっちゃいましたけれども、最後に財政調整基金の使途についてお伺いします。

	今年の予算の中で22項目にわたって財政調整基金の充当が予定されております。本来、財政調整基金というものの使途は、経済事情の変動等により、財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための経費、2、災害により消費した経費または災害により消費した減収を埋めるための経費、3、緊急に実施することが必要となった建設事業の経費、その他やむを得ない事情による消費した経費、4、公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地を取得するための経費と、こういう4項目が地方自治法の第241条第1項と第7項に決まっております。 この4つの使途の目的に対して、令和7年度の財政調整基金充当事業22項目、これがすべからく該当するのかどうか、私はいささか疑問に思っております。ここで詳細について検討する時間はありませんので、問題提起として、改めて財政調整基金の使われ方について、町長、お考えをお示してください。
総務課長	財政調整基金の関係ですけれども、私のほうからお答えいたしたいと思えます。 まず時間も少ないもので端的に申し上げますと、まず財政調整基金、他の基金と大きな違いを申し上げます。 他の基金、目的を持って、財政調整基金も渡辺議員おっしゃいましたような目的を設定されます。他の目的、その目的も例えば中部横断自動車道の基金としますと、その目的のみにしか基金からの繰入れをして使うことができない。ただし、財政調整基金の場合、一般財源として繰り入れることができる。これはここが大きな他の基金との違いであります。 結局、予算立てが難しい、財源が乏しい、そういうときにこのように基金から充てる。そういうことを実際に自治体ではやっています。市町村の財政、そこを悩ませながらやっているわけですが、またそういった基金もないと、年度間の調整ですとか、新しい事業、追加する事業、そういうときに、ほかの基金は目的を持っていますから繰入れ、取り崩すことができないわけです。このように、ある程度自由度を持った基金がないと、大変財政担当者は頭を悩ませるわけです。 そういったことで、財政の状況、実情に応じて課題に対して充当する。そういうことをしていきますので、財源が特に小海町もそう裕福ではございませんので、地方交付税も一般財源化しますけれども、この財政調整基金も一般財源化して事業に充てていく。このようなことは実際他の自治体も行う方法でございます。 以上です。

12番議員	もうあと1分半しかないんであれですけども、要は、私、予算を見て、去年はたしか補正を8回ぐらいやっているんです。一般会計の見積り、設計が非常に悪く言えばアバウトで、場合によってそれがアバウトな数字がいざ現場になってきたら、なかなか足りないと。そういうときの担保として財政調整基金をあてがっていると。そういうふうにしか思えない。それは一般会計の計画がきちんとしていないということの反証でもあると僕は思うんです。その結果、また補正が何度も繰り返される。こういう予算編成が適当なのか。議員必携自治法に見ても、なるべく一般会計できちんと年度会計しなさいというふうにうたわれているわけで、補正予算の回数も七、八回を限度にしなさいというふうに書かれています。その点をぜひ十分に留意して、私はこの22項目必ずしも緊急性があるとは思えない。単に、財政調整基金を都合のいい普通預金のように扱っているんじゃないかというふうに感じられて仕方がないんですが、それは懸念に及ばないということであれば、それはそれでそうですかと言う以外にございません。 これで私の質問を終わります。
議 長	以上で、第12番 渡辺均議員の質問を終わります。 これより、3時20分まで休憩とします。 (ときに15時06分)
<u>第5番 渡邊 晃子 議員</u>	
議 長	(ときに15時20分) 休憩前に引き続き会議に入ります。 次に、第5番 渡邊晃子議員の質問を許します。渡邊晃子君。
5番議員	5番、渡邊晃子です。 6人目、本日最後ということで、最後までよろしく願いいたします。 まず、3つ通告させていただきました。 1つ目、熱中症対策についてということです。先ほど2番議員さんからも酷暑ということで少し触れられましたけれども、私もそれが主の質問をさせていただきます。 総務省消防庁の9月2日の発表によりますと、8月25日から31日の1週間の熱中症による救急搬送人数が5,486人、今年は5月1日から調査を始めて、消防庁が掌握している累計人数、救急搬送人数は9万7人だということで

	す。前年2024年の同時期における熱中症による救急搬送人数2,661人、その倍以上となっていると、本当に今日も9月8日になりますけれども、まだ暑いという、酷暑が災害ということにもうなっていると思うんですけれども、資料も出していただきました。 そんな中で小海町の熱中症の状況、そして対策はどういうものをされてきたのかということをお願いします。
町民課長	お疲れさまでございます。 この夏の熱中症の町の状況、対策ということでございます。 熱中症の状況につきましては、佐久広域連合の消防本部より、1週間ごとであります、市町村別の熱中症の疑いによる救急搬送者の数というのを情報提供していただいております。これによりまして、町内の搬送者数を把握しております、今年度、年齢別で、子供、成人、高齢者というような感じではあります、7月はゼロ人、8月につきましては成人1人と高齢者2人というように、報告は来ております。このような中で町として、熱中症の発生が多く見られる7月から8月にかけて、次のような取組を実施しております。 行政防災無線による町民へのこまめな水分補給、また、適切な室内温度の確保、日中外出を控えることなど、熱中症の予防に関する呼びかけを定期的に放送しております。また、公民館報でも熱中症の予防ポイントを掲載し、広報活動も実施してございます。 また、高齢者を対象といたしましては、熱中症予防の講座というような形で、高齢者の教室等開いた中に、一つとして講座を開催いたしまして、特に体調管理などが必要な方への啓発に努めているというのが現状でございます。 このような取組の中で、何とか熱中症の対策ということで実施しているのが現状でございます。
5 番議員	様々な取組と情報ということも教えていただきました。 資料出していただいたんですけれども、せっかく出していただいたので、これをどのように使ったのかということも、ちょっと触れておいていただきたいと思います。 お願いします。
町民課長	こちら掲載されている資料につきましては、主に民生委員さんに配布をお願いしているところでございます。 民生委員さん、各高齢者とか老老世帯、独居老人、そういうところの訪問をしてございます。その中で、この夏場にかけては、訪問の際にこのチラ

	シを配った中で、熱中症の予防対策というのをお願いするというよう形で、気にかけていただきたいというようなアピール、また、包括支援センターでもこのようなチラシを配りまして、訪問した際には熱中症対策というような形でお願いするというところで実施しております。
5 番議員	ご説明いただきました。 今も聞いていまして、お話ししている中でも各地回っていただく民生委員さんだとか、職員の皆さんの暑さ対策、命の危険を感じると思うんですけども、そういうところには何かもう、それは個別でお任せなんですか。ちょっとそこもお聞かせください。
町民課長	職員、小まめな水分摂取というのもお願いしているというところでありますが、民生委員さんにつきましても、定例会、月 1 回ございます。その定例会の中ではこのチラシ配る、またこのチラシ以外でも週 1 回とか週何回、必要な自宅には訪問しておりますので、熱中症対策はしっかりしていくようにというように、定例会の中では呼びかけてございます。
5 番議員	呼びかけはしているということでした。あまり効かないですけども、首に巻くリングだとか、そういう備品も用意してあげてもいいんじゃないかなんていうことも今ちらりと思いました。 私も町を回っている中で、本当に暑い中過ごされている方々が、ご高齢の方が、回っていても、私の祖母も熱中症にかかって搬送されたことがあるんですが、高齢になると温度の感覚が分からなくなってしまう。エアコンがあったとしてもつけなかったり、扇風機もつけていないだとか、そういう事例を私も目の当たりにしました。特に認知症の方だと、窓を開けていても閉めてしまうとか、そういうこともある。なので本当にいろんな対策打っていただいているけれども、命の危険というのを本当に感じるこの夏です。 そんな中でも、エアコンがあってもつけていないというご家庭もあって、それもどうしたらいいのかというところではあるんですが、先ほども適切な室内温度というお言葉もありましたけれども、エアコンが欲しくても買えないご家庭もたくさんあるかと思います。そういうお声もたくさん私も回って頂戴しました。 酷暑で、災害レベルだと、この小海町でも皆さんもお感じになっていると思います。年々暑さのレベルも上がっているという体感もありますけれども、繰り返しますが、エアコンの適切な使用と幾ら注意喚起をされても、所得が、特に所得が少ない世帯ではエアコン購入は高嶺の花です。 以前もエアコン購入に補助ということで質問させていただいたんですけど

	ども、改めて、今現在町民がエアコン購入や設置に使える補助金、何があるのか、またその広報の仕方も併せて教えてください。
町民課長	エアコンの設置補助ということでございますが、町のほうといたしましては、エアコンの設置補助という形になりますと、住宅リフォームの助成事業というところを活用していただくということになるかと思います。これは一定条件を満たす方の町民の方に、エアコンを新たに設置や更新する場合の経済的負担をします。これで財政的な軽減を図っているというようなことでございます。 今後にも必要に応じまして、制度につきましては広報その他していく中で、周知をしていきたいというふうには思っております。酷暑というような時代でございますので、ここら辺の補助を利用していただくというふうに考えてございます。
5 番議員	広報に関して、周知広報、必要に応じてとおっしゃいましたけれども、現段階というか、この夏にこのリフォーム助成制度でエアコン購入できるかどうか、そういう広報はされたのか。それを教えてください。
町民課長	エアコンの補助については、この夏については特に広報はしてございません。ホームページその他のほうには掲載してございますので、そちらを見ていただければというふうに考えてございます。
5 番議員	皆さんが皆さん、ホームページを見られるわけでもないですし、もう少し広報広げてもいいのかなと思います。 私も商工会に伺って、エアコン購入に、設置にどれぐらい使われているのかということをお聞きしました。今年度の8月末まででエアコン設置工事、14件あったと。昨年度は25件あったそうです。広報はしなくても結構皆さんご存じで、やられている方はやられていると。年齢層についても伺ったんですけれども、特にどこというのはなく、子育て世代からご高齢の親御さん心配してつけてあげる方がいるなど、いろいろということでした。 価格もお聞きしたんですけれども、ちょっとそこが驚きで、一番安くて12万円台でした。恐らく最新機器だったり、対応できる広さの関係もあると思うんですけれども、1機で50万円台という工事の費用もありました。安くて12万円、20%の補助ということで大きいとは思うんですけれども、8割は自己負担ということは、10万円弱でやはりこれも大きな負担だと思います。 令和6年度の補正5号で出た、今議会も繰越事業で出ていますけれども、低所得世帯支援物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の補正が出ましたけれども、そういう取組も国のほうでもされている状況です。

	5号補正の当初見ますと、資料見ると、住民税非課税世帯は602世帯、県のほうの住民税所得割非課税世帯が150世帯と、およそ全2,000世帯のうちにこれだけの世帯が低所得者とされているわけです。先ほど言いましたけれども、町内回ってお話伺っていても、エアコン、それはもちろん欲しいけれども手が出ない。どうにかしてくれというお声を多く頂戴しました。環境省の統計では、熱中症による死亡者の約85%がエアコンを使用していなかったという深刻なデータもあります。命に係わる問題です。 住宅リフォーム助成制度、料金の話もしましたけれども、これだけでいいか、改めてこれだけでいいと思いますか、お伺いします。
町民課長	現状では、住宅リフォームの補助金でのエアコン設置ということをお願いするということでございます。 今、渡邊議員申されたように、低所得者への支援ということで、国・県も補助を出しているというような部分もございます。やはり低所得者補助というような給付というものもございますので、そういうものも活用していただいた中で、エアコンの設置というふうなことも考えていただくのも一つの手かなというふうにも考えてございます。
5 番議員	今のところ住宅リフォームでということでしたけれども、ちょっとほかの事例を紹介しますと、全然規模も違いますが、東京都、ちょうどこの8月22日に熱中症対策として、都内在住の65歳以上の高齢者と障がい者の方を対象に、エアコンの購入費用8万円を補助すると発表しました。エアコン設置していない、故障などで使えないなどの理由で、省エネ性能が高いエアコンなんですけど、これを購入する場合、店舗で値引きを受けられるもので8月30日から来年3月末まで実施するということです。 近隣ですと、上田市、令和3年度から高齢者エアコン設置支援事業補助金、市内に住所を有する65歳以上の高齢者のみの世帯に補助をします。エアコン設置されていない、または使用できるエアコンが一台もないとか、市民税非課税、市税等の滞納がないこと、また市内に住所がある方の扶養親族、税法上になっていないことということです。エアコンの購入及び設置に要した費用を補助する。購入設置費用の2分の1、または5万円のいずれか少ない額を補助しているということです。 令和6年度は50件の受付予定件数に対し47件の申請で227万5,000円の拠出だったと、今年度は9月5日時点ですが、45件の受付見込み、予算総額250万円に対して執行見込額224万8,000円、追加補正の予定はないというお話でした。令和3年度から34件165万1,000円、令和4年度37件、174万2,000

	円、令和5年度44件214万8,000円、令和6年度は繰り返しますが、47件227万5,000円と少しずつですが、件数と金額も上がってきていると、制度を利用された高齢者の方から感謝の電話いただくことが年に数回あるということでした。上田市の場合は障がい者の方入っていないんですけども、積極的な調査も行っていないので、広げるということはないということでした。低所得者の高齢者の方向け、やはり障がい者の方にもこういう制度を広げていったらと思います。 先ほど、住宅リフォームでということでしたけれども、ちょっと確認をしたいんですけども、勉強不足で申し訳ないんですけども、2つの事業、小海町障がい者住宅改良助成事業というものがあります。補助率10分の9、上限63万円で、令和6年度の決算、2件分で126万円でした。目的を見ますと、第1条、本事業は地域における障がい者の住宅改良に要する経費の一部を助成することにより、障がい者の日常生活を支援し、自立と社会参加の促進を図ることを目的とすると。対象経費は既存住宅のお風呂、トイレ、玄関、居室、その他の改良に要するもので、対象者の日常生活の利便を向上するため必要と認められるものとするがあります。 それからもう一つ、小海町高齢者住宅改良助成事業と、補助率10分の9、上限36万円、令和6年度決算は8号で皆減されて、なしとなっております。これも高齢者の住宅改良に要する一部の経費を助成と、高齢者福祉の向上及び家庭介護者の負担軽減を図ることを目的とすると。助成対象経費は先ほどの障がい者の助成事業と同じでした。対象者の日常生活の利便を向上するため必要と認められるものとする。これだけを見ますと、エアコンも当てはまるんじゃないかと思うんですけども、それはどうでしょうか。お願いします。
町民課長	こちらにつきましては、補助事業でもありますし、あと、これは生活の中で必要なもの、手すりだとか段差解消、そのような介護者のため、本人の利用もありますけれども、あと介護者がそういうところの手伝いをするのを補助するために、そのような補助を出しているということでもありますので、そういう介護者、高齢者の生活の中で支障のないような住宅改修ということでもあります。ですからトイレも和式から洋式に変えとか、そのようなことが主でございますので、エアコンということではないというふうに思います。
5 番議員	思うということでしたけれども、こういうのもあるということで、分かるは分かるんですが、いずれ本当に物価高騰で苦しい中、いろいろな補助金もありますけれども、これだけの酷暑が続くと本当に命に係わる問題だと思いま

	すので、繰り返しますが、ぜひエアコンの補助のほうもご検討いただきたいと思います。 できないという、今のところは予定ないということですが、3番目、クールシェアを町でもということで、すぐできる対策としてお願いしたいと思います。 クールシェアとは、環境省が2012年から始めたものです。オフィスや家庭での冷房時に快適に過ごすことができる工夫、クールビズからさらに一步踏み込み、エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合うということ、夏の暑い日は家の電気使用量の半分以上をエアコンが占めている。家庭では複数のエアコン使用をやめ、なるべく1部屋に集まる工夫をしたり、公園や図書館などの公共施設を利用することで涼をシェアするなど、1人当たりのエアコン使用を見直すことがクールシェアの考え方です。 ということで、これは環境省のホームページからなんですけど、これはエネルギー削減の観点からの政策なんですけれども、長野県でも熱中症予防の観点でクールシェアスポットの利用や、登録が呼びかけられています。近隣だと、佐久市が市庁舎や図書館、美術館など公共施設、プラザ佐久含め14か所をクールシェアスポットとして登録しています。 今日は、私、熱中症の観点からクールシェアだけの質問用紙出しましたけれども、もちろん冬はウォームシェア、温かいスポットとして活用もできる、これなら町ですぐできると。どうぞ役場来てください。図書館使ってくださいとか、そういうことができると思うんですけれども、そのあたりのお考え、今までご検討あったかどうかも含めていかがでしょうか。
町民課長	ただいま渡邊議員申されましたクールシェアということでございます。今のように暑い夏の中で、家庭でのエアコン使用を控えるというようなこと、また公共施設などの涼しい場所に集まって過ごすという電力消費の抑制というようなことで、熱中症の予防にもつながるというようなことでございます。 現在、町においてクールシェアとして登録されている場所はございませんが、町民の皆様のご利用できる公共施設として役場や楽集館、あとは社協のやすらぎ園、あと先ほど申しました美術館、温泉もございしますが、そのような施設を活用していただいて、利用していただくというふうに考えてございます。 今後も、これらの施設をクールシェアのスポットというような位置づけをしまして、町民の方に広く利用していただけるような広報等も考えていきたい

	というふうに思っています。
5 番議員	これからやっていきたいということでした。冬の暖房費もエネルギー価格高騰で特に暖房のほうが大変で切実なので、すぐ導入と広報をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。 そういう公共施設に行くに当たっても、役場でしたら、馬流、土村の方だとかはすぐに歩いてこられる方もおられると思いますけれども、どうやって行くかという問題も出てくると。それで2番につながっていくというか、別につながてはいないんですが、そういう問題もあります。 交通政策2番に移らせていただきたいと思います。 今後の交通体系について。 第1回定例会でも質問をさせていただきました。また、私も交通政策審議会に入らせていただきました。第1回と同じようなことになりますけれども、改めてまた質問させていただきたいと思います。 今回の補正予算でも本間、松原湖線もタクシー運行へという予算ついておりますけれども、改めて町全体、今後どうしていくか、この間8月の交通政策審議会での町からの報告も含め、まずお願いしたいと思います。
町民課長	交通政策審議会、会長の渡邊議員からご質問いただきましてありがとうございます。 今、交通政策審議会等この間実施してございます。その中でもございましたが、地区説明会、本間、あと松原湖線を行ってございます。その中でも現在の交通支援についてはタクシーによる代替運行、高齢者をはじめとする地域住民の皆様はドア・ツー・ドアの移動が可能になり、利便性が向上したという声をいただいております。極端な不便さに関する報告や一定の効果が見られているというふうに認識はしてございます。 一方で、利用者が枚数が足りないといった声もございました。その中で、実際に令和7年度では町外医療券の上限を200枚であったものを、今年度からは上限を300枚というような形に変えていくというような形でございます。 また、中高生の保護者からも、やはりテスト期間とか休み中の部活動の後、帰りということはどうするかというような声もいただきまして、対象者を拡大するというようなことで、制度の柔軟性を見直しも行っております。また今後も本間線や松原湖線などの対象エリアを広げていく中では、タクシーの台数の確保などといった課題も見込まれますので、また引き続き検討を進めていきたいというふうに思っています。
5 番議員	審議会では会長という拝命をしていただきまして、ちょっと会長というのが、

	本当に私も不慣れで難しく、審議会の進め方も反省をしているところで、それを込めて今回質問をさせていただいております。 ご説明ありましたけれども、8月4日に稲子、芦平、そして7日に宮下、本間での地区説明会があって、21名参加と審議会のときに聞きました。 先ほど課長からもありましたけれども、運転できないのでとてもありがたいという一方で、タクシーの台数少くないか。枚数が足りないというのは先ほど町外医療で増やしているということもありましたけれども、それから16時までの運行では短いという声が上がったということをお聞きしました。議案質疑の中でもご答弁ありましたけれども、改めて特に台数が少ないということと、また事前に予約しておかないと大分タクシー待たされるという課題、以前からの交通審議会でも出ておりました。 それから前回の一般質問のご答弁でも、これは課題だと、方法を町としても検討しなければならないと課長もおっしゃっていた。半年経過したところで、町長も一般質問、前回のときに業者さんと風通しのいい関係を構築しながら、問題どこにあるのか、迫らないと解決しないと、住民の皆さんの御意見最優先とおっしゃいました。 この半年の間、業者さんとの協議、どのように行われて本間線、松原湖線も広げていくということになったのか。業者さんとの協議がどうなったのかというところ、肝心のこういうところを審議会でちょっと議論できなかった反省も込めてお聞きいたします。業者さんとの協議はどのようなものだったでしょうか。 それから、課題について、どのような検討をされたのか、お願いします。
町民課長	業者との協議というようなことでございますが、タクシーにつきましては予約ということは事前に入れていただく。これはもうどうしても必要な部分だというふうにございます。使う方は1人ではない。数人と重なった場合等考えますと、先に予約を入れていただくというような形は必要ではないかと。そこは協議した中ではどうしてもやっていただきたい。当日の予約になりますと、重なっている場合は時間がかかってしまうということになります。 また、台数の問題については、業者との交渉、協議はしてございますが、台数的なものは今4台までというような状況であります。あとは運転手というところに、数にかなり問題があるという部分があります。従業員全員を出すような形というものも、検討はして考えているというような状況でございますが、それが常時という部分はちょっと難しいという形も、業者のほうからいただいておりますので、これが今後運営していく中での課題というふう

	に考えてございます。 こちら辺を要するに、少し協議をまた進める中で、町民の皆様への利便性を高めるというようなところでは、再度調整を重ねていくことが必要かというふうに考えてございます。
5 番議員	今、課題だとか協議どのようにされたのかということ伺いました。 台数が4台で、運転手さんの問題、かなり問題、常時難しいということで、そんな中、全域に広げていくということです。ちょっとまた考えさせていただきたいと思いますけれども。 それから、審議会で出された意見にどう応えるかということ、②番です。今回具体的にご意見、ご要望があったと思います。親沢線を利用されている方、中学生のお子さんがいるという方、昼間のバスがないので、夏休みの部活動に支障が出ているということで、バスなら無料だったのに、タクシーだと100円とはいえかかってしまう。そして中学生、先ほど中学生、高校生、テスト期間中も利用できるようにしてと、柔軟な対応もされたということもありましたけれども、一方で中学生にとってタクシー、ちょっとハードルが高いんだというお声もありました。 路線によっては、利用者が本当に少ないとはいえ、こういう問題があるわけで、全町に拡大していく中で、こういういろんな部活動やその他の子供たちの活動、子供たちの生活にも影響を及ぼすということが、その問題も拡大していくかと思うんですけれども、ここをどうクリアしていくおつもりか、お聞かせください。
町民課長	ご指摘のとおりでございまして、審議会に出ていた意見の中では、子供への対応というようなことでご意見が出ております。中学生まではバスは無料であるが、これからは昼間のバスがなくなった場合に、タクシー券を100円で購入して負担が生じるというところ、その中で中学生は心理的なハードルも高い、タクシーに乗る場合、また、学校側でもタクシーが頻繁に中学校の敷地に入ってくるのも、ちょっと懸念があるかなというようなことを、教頭先生からお話をいただいております。 中学生でありますので、義務教育の児童・生徒であるという観点からも、今後学校関係者とも相談しながら、より適切な利用の在り方とか生徒の在り方というのは、検討しなきゃいけないというふうな課題の一つでありまして、また、今協議を進めるという状況でございます。 以上です。
5 番議員	保育園バスの際もそうでしたけれども、バスがないならないでという親御さ

	んも一定はいらっしゃるのも確かです。ですが、共働きだったり、頼れる親族、おじいちゃん、おばあちゃんもいないという、うちもそうですけれども、そういう家庭も少なくない。町民サービス低下になってしまう。今しっかりと協議してということでしたけれども、学校関係者の皆さん、親御さん、そして子供たちからもしっかりと意見を聞いてやっていただきたいと思います。 障がい者の方のことも、以前もこれも前にも質問させていただきました。 この間の審議会では、新しい審議委員さんがはっきりと障がい者の皆さんのためにバスの存続をと、タクシーはハードル高いというか大変で、バスが大好きだし、バスの存続を、バスは続けていただきたいとはっきりと訴えられましたけれども、これに対してはどうでしょうか。 タクシーに移行していくということですが、バスの存続訴えられましたが、どうでしょうか。
町民課長	障がい者対応ということでございます。 交通審議会の現場の意見ということで、障がい者関係の施設の方からのご意見ということでもあります。通所、移動については公共交通が非常に重要な役割を果たしているということで、特にひまわりなどの施設に通っておられる方はバスがあるから通える。またなくしてはほしくないというような意見をいただいているのが現状でございます。また、お盆期間等は松原湖線しか運行がしておらず、施設に通えないというようなご指摘もいただいております。 障がい者でありますので、生活のリズムの維持や利用者の生活の質の確保という観点から、ここでタクシーという部分とバスという部分、非常に難しい部分ではありますが、柔軟な運行ができるようなことを、意見をいただいた中で、今後検討していかなきゃいけないというふうに感じておりますので、またこの部分もどのようにするか、今後検討していくという状況でございます。
5 番議員	そういう中で、タクシーに移行、それはドア・ツー・ドアで便利ですが、一方でこういういろいろ問題があるという中で、バスを完全にやめてしまうのか、それはちょっと住民サービス、町民サービスの低下になってしまうというふうに感じています。 以前の係から、昼間タクシーに移行していく中で、空いたバスと運転手さんで巡回バスなども考える、検討をするやに私聞いた記憶があるんですが、そのあたりはどうでしょうか、巡回バス。

町民課長	そちらにつきましては利用度の問題ではないかというふうには思います。主にタクシーを利用していただくという部分でありますので、それ以外、障がい者その他について、そういう巡回バスというような考えになれば、またそこもまた検討する部分ではあるかと思えます。 主としてはタクシーを利用していただくというふうにして、交通機関の利便性も図っている中ですので、そちらも使っていくような方向も少し考えていきたい。その中で昼間の運行がないというような状況では、運転手さんを使つての巡回ということも、また考えていく部分かもしれません。 これは、経済的、経費というものの問題も出てくるというふうに思いますので、ここら辺を抑えるというところで、昼間の運行を停止しているというのも現状でございますので、そこら辺もまた考慮した中で検討していかなければいけないというふうに思っております。
5 番議員	巡回バス、必要とあればというような話でしたけれども、交通弱者の方たちにとってタクシー、利便性高く高評価ということですが、そういうバスを走らせるだとか、費用の問題ありますけれども、そういうこともしっかりと、かもしれないというか、検討をいろんな、本当に審議会はいろんな方出ていると思いますけれども、私も会長としてもっといろんな現場の方、いろんな方の声を聞いて、より良いものに、皆さんが安心して小海町で暮らし続けられるような、より良いものにしていかなければいけないと、私自身も思いながら、一緒にしっかりとやっていきたいと思えます。 スクールバスの運行体制も10月から検討するというので、審議会では資料出ていますけれども、これも先ほども言いましたけれども、学校関係、もちろん保護者、実際利用する子供たちの意見もしっかりとよく聞いていいものにしていきたいと、私も一緒にやっていきたいと思えます。 教育長、何かありますか、スクールバスに関して。
教育長	お疲れさまでございます。 スクールバスにつきましては、子供さんが学校へ通学するその機会になくはないものでございます。 そういう中ではありますが、各論的に申し上げまして、水曜日の帰りのバスであります。このバスについては保育園と、今は保育園は乗車していないんですが、保育園と中学生と小学生が乗られると。椅子の席がたしか37席ぐらいありまして、40人近くが乗られております。そして小海町の路線バスの使用が基本的に立って乗るような仕様になってございませぬ。背もたれのところにつかまるものはついてなく、座って乗るような形、したがって非常に

	に危険、またぎゅうぎゅう詰め、そういうことでありますので、路線によって2本連行で走らせていただいていると。 そして、その発端は夏休み前の学校の地区懇談会でそのような意見がPTAのほうから出まして、実際に私も乗車をさせていただいたところ、びっくり仰天、本当にぎゅうぎゅう詰めでございます。そしてそのような結果になって、バスの運行には協力をいただいたんですが、現在は非常に利便性が向上しているということを感じております。 以上でございます。
5 番議員	水曜の帰りの問題ということで、本当に前から私も中学生、小学生にも言われていたんですけれども、改善されていったということで、今後スクールバスの運行体制もまた検討という中で、よいものにしていきたいと思います。 子供つながりで、次の3番、奨学金に移らせていただきたいと思います。 日本の学費が高過ぎると。これは国の問題ですけれども、日本はGDP世界4位であるにもかかわらず、高等教育機関に対する財政支出、GDP比でOECD加盟国の中ではワースト2位です。その一方で私費、自分で負担する率がOECD加盟国の中で3位という高さにあります。その結果、この50年間に学費は国立大学で50倍、私立大学で10倍になりました。 大学の初年度納入金、国立大学で81万7,800円、私立大学平均135万7,000円にも及んでいます。日本経済の長期低迷で、親の世代の賃金が増えなくなると、国は若者に借金をさせる方向を強化してきました。2000年代に入ると有利子奨学金が急増、奨学金の貸与総額15年間で2倍に膨れ上がり、何と10兆円にもなっています。 学生の3人に1人、それ以上が平均300万円の借金を背負って社会に出ています。私も、私ごとですけれども、まさにその一人で、多額の借金を抱えて社会に出ました。当初は自分が学びたいものだから仕方ないのかと思っていましたけれども、欧米各国の教育制度などを見て、日本はあまりに異常だということに気づき、これは変えていかなければならないと、学生のときに強く思ったことをこの奨学金のことを話すたびに思うわけです。 学生や保護者の負担能力を超えた高い学費のために、授業期間中にも日常的にアルバイトをする学生が全学生の4分の3になっている。バイトに追われる学生生活の改善、学生本人たちにとっても大学にとっても、そして卒業生を受け入れる企業、そして社会にとっても、これは待ったなしの課題となっています。 国がこのほどようやく、学費無償化や給付型奨学金の枠も今年度から多子世

	帯になど広げてきてはいるところであります。 ここで、①番、現在の町、県、そして国の奨学金制度、いろいろあるかと思うんですけども、町は奨学金だけでなく、いろんな補助をしていただいていますけれども、広報の仕方や利用状況をまずお願いしたいと思います。
生涯学習 課 長	ご苦労さまでございます。 奨学金の制度につきまして、まず国の制度につきましては日本学生支援機構、ここが運営しているというところでございます。 内容としましては、返済不要な給付型奨学金、それから返済が必要なんですけども、無利子である第1種奨学金、それから利子がつく第2種奨学金という3種類のものがございまして、それぞれ貸与の条件が異なりますので、成績ですとか、家庭の所得の状況、そういったものによって、貸与なり給付なりが決定されているというところでございます。 また、県の大学生への奨学金につきましては、県の社会福祉協議会のほうに業務委託をされまして、給付型ということで奨学金制度でございます。こちらにつきましては180人の応募に対して給付決定が30数名と非常に狭き門となっているというところでございます。 募集につきましては、それぞれの機関が自身のホームページでありますとか、高校、もしくは大学等を通じまして、応募を受け付けているという状況でございます。 続いて、町の状況でございますが、町の奨学金としては貸与型でございます。月額10万円以内、利息は無利息です。返済は卒業して1年たった後、それから貸与期間の4倍の期間で償還するということになっております。 広報につきましては、ホームページに載せておくことはもちろんでございますけれども、一番必要である年度末から年初にかけて、防災行政無線等を通じて、奨学生の募集をかけているという状況でございます。
5 番議員	ご説明いただきました。 県の給付型の奨学金、月額3万円ということで、私立は月額5万円、非常に狭き門だということがご説明ありました。ちょっとお聞きしたいんですが、町の奨学金、これに関しては広報されるのは当然かと思うんですけども、県や国のものに対しては完全に個人なのか、でも学校からこういうお知らせがあるのか。ちょっとそのあたりもお願いします。
生涯学習 課 長	学生機構ですとか県のほうに関しては広報ですとか、在学する大学、そちらのほう通して、学生課のほうで受け付けるという体制を取っておりますので、特別町のほうからは細かい広報等はしていないということです。

5 番議員	もしというか、常に相談などあれば、対応できるように体制は取って、しっかりといろんな奨学金制度ありますので、掌握して対応できるようにぜひしていただきたいと思います。 国の奨学金ですけれども、2020年度から導入したと、就学支援制度、今年度から、先ほども言いました、要件が少し拡大するなどしていますけれども、それでもまだまだ問題がある。条件も厳しく、2023年度実績では全学生の1割しか対象にならなかったということです。 奨学金は国民の、若者の、若者だけではないですが、国民の教育を受ける権利を保障するものなので、給付を基本にするべきだと考えます。学費が高いのに、給付奨学金制度が確立していないのは世界でも日本だけだということで、国に対して強くもう求めていくということは当然なんですけれども、小さい自治体からも先行してやっていこうと。 県のほうは、本当に狭き門というお話がありました。ぜひ町で貸与はありますけれども、給付型の奨学金を導入していただきたいということなんです、ずばりいかがでしょうか。
生涯学習課 長	給付型となりますと、返済がなくなるということで、原資の問題、恒久的な財源が必要になってくるということでございます。そういったところで、厳しい財政状況の中、持続可能な制度設計をするのがなかなか難しいというところは正直ございます。 それから、先ほどございましたけれども、対象者の選定におきまして、国やそういうところもそうなんですけれども、ご家庭の所得基準でありますとか、成績基準、それから在学中の成績基準というのも対象になるみたいでございまして、そういった非常に厳しい継続基準というものを設けなきゃならんということで、公平性、客観性の担保ができるかとなるととても非常に難しいということで、慎重に対応をする予定でございます。 ただ、町では先ほどおっしゃっていただきましたように、大学入学するときには大学進学支援金30万円、こちらは給付でございます。支給しております。町で貸しております奨学金、こちら無利子でございまして、返済期間もちよっと長くなるわけですけれども、貸与期間の4倍ということで、満額借りても4倍で計算しますと、年額30万円、という計算の仕方になります。そういった返済の軽減策も図られている上に、なおかつ小海町に住んで、佐久管内に就業している皆さん、こういった方々には佐久管内の就業で2分の1、小海町内で3分の2、医療、介護職、こちら4分の3ということで奨学金の返済補助、こちらのほうも行っております。こういった既存の制度を活用

	していただいて、支援をしていくという方向で今進んでおります。
5 番議員	財政状況厳しい中だとか、選定基準というところで、そういうハードルもあるというのを重々理解しております。 そんな中でも、近隣ですと立科町が、ご存じだと思いますけれども、立科っ子給付型奨学金というものを始めていると、8人だけですが、2年生以上の短期大・専門学校進学予定の学生、高等専門学校4年生に進級予定の学生、4人いないと、選考により採用ではありませんけれども、経済的理由により就学が困難で、就学意欲が高く、将来立科町の発展に貢献しようとする意思のある学生であることということで、特に立科町の場合は成績要件とかそういうものを設けていないということで、そのあたりは町の裁量によるんだと思いますけれども、立科町の場合は月額3万5,000円、年額42万円ということです。 それから、佐久市のほうは佐久コスモス育英基金、小学生、今第8期生を募集しているところで10名に年額佐久のほうは100万円と2回に分けて、佐久は成績要件があるということです。 本当に今経済状況厳しい中で、エアコンについてもそうですけれども、所得も低いまま大変厳しい中で、子供たちの就学の機会が、いろいろ小海町はやっていただいていますけれども、就学したい子がお金の問題で諦めることが決してないように、町長、先ほどいろいろ最後2期目の決算というところで、子育てのところも頑張っていただいていると、私何より町長が小海町の子供たち宝だと、子供たちにそう言っていただいている、その言葉は本当に大きいものだと思っていて、給食費の無償化とかもやっていただきましたので、ぜひまた給付性の奨学金も率先してやっていただきたいと、最後に町長から見解を伺いたいと思います。
町 長	約1時間にわたって渡邊議員の話もお伺いし、そして私も先ほど第2ステージの総括ということでも語らせていただきましたけれども、私は常々思っているのは、子供は小海町の宝であるという観点というか、私の考えは変わりません。そうしたものを子育ての町として私も宣言しているからには、これはできる限りのことはしたいということでやっていきたいというふうに思います。 数々のリクエストはあろうかと思いますが、できる限りお答えしていきたいという考えでございますので、またいろいろございましたら、ご意見を出していただければというふうに思います。 以上です。

5 番議員	子供が生まれたらお祝い金ということで、第3子とかどんどん増やしていただいていますけれども、子育て世帯からすると、もちろんそのとき頂けるのも大きい、うれしいけれども、何ととっても教育費が高いという問題が産んでから育てて、皆さん一生懸命もちろん働くわけですがけれども、その不安というものはとてつもなく日本においては大きいと、国の問題が大きいんですけれども、小海町で生まれていろいろ補助ありますけれども、よかったなどさらにみんなに言ってもらえるように、いろいろなところを見て研究していただいて、さらによりよくするように、やっていっていただきたいと思います。 これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
議 長	以上で、第5番 渡邊晃子議員の一般質問を終わります。
○ 散 会	
議 長	以上で本日の一般質問は終了いたしました。 なお、明日9日の一般質問は午前10時から行います。 これをもちまして、本日は散会といたします。 ご苦労さまでした。 (ときに16時11分)

令和 7 年 第 3 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 9 日」	
* 開会年月日時	令和 7 年 9 月 9 日 午前10時00分
* 閉会年月日時	令和 7 年 9 月 9 日 午前11時42分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さん、おはようございます。 開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。 本日は一般質問 2 日目であります。今定例会では 8 名の方が質問を予定しておりました。1 日目は 6 名、本日は 2 名ということで一般質問を行います。今後の定例会の中でも、できるだけ多くの議員の方が一般質問をしていただきたいと思います。12 月定例会に向けまして、ある程度人数が増えた場合には、今定例会のように 2 日間の日程を組んでいきたいと思っておりますので、ご承知おきしていただきたいと思います。 定刻になりました。ただいまの出席議員数は 12 人であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。 なお、議会の I C T 化推進の目的から、議場へのタブレットの持込みを許可します。 暑いようでしたら、上着を脱いでいただいて結構です。
<u>○ 議事日程の報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、掲載したとおりであります。 本日答弁のため出席を求めた者は、町長、教育長、各課長、所長であります。
<u>日程第 1 「一般質問」</u>	
議 長	本日は、第 6 番、的埜美香子議員と第 8 番、鷹野文則議員の 2 名の一般質問を会議規則第 61 条の規定により行います。

	あらかじめ申し上げておきますが、同63条の規定により一般質問を行いますので、ご協力をお願いいたします。 それでは、順次質問を許します。
<u>第 6 番 的 埜 美 香 子 議 員</u>	
議 長	初めに、第 6 番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。
6 番議員	第 6 番、的埜美香子です。昨日に引き続き 2 日目ということですが、よろしくをお願いいたします。一般質問の通告に従い、一般質問していきたいと思えます。 まず初めに、1 として、介護の実態と充実へということで、①ですが、訪問介護の基本報酬引下げによる介護事業所への影響はということで質問いたします。 今、介護保険事業は第 9 期事業計画、2 年目で進められています。昨年、2024 年度は、3 年に一度の介護報酬改定の年でした。改定の最大の問題は、訪問介護費、訪問ヘルパーの基本報酬が 2 から 3 %、大幅に引き下げられたことです。全国では、経営難で訪問介護事業所の休廃止が相次いでいます。コロナ下以降、物価高騰が始まり、急激に増えています。そして、昨年の訪問介護報酬の引下げが追い打ちをかけ、それからも急増しています。訪問介護事業所がない自治体数が 115 町村に上ります。事業所が残り 1 という市町村が 269 市町村、それと、ゼロと 1 合わせて 384 自治体も、約 4 分の 1 近い市町村で訪問介護事業所がなくなるという危険性、そういったことにあるということです。 そこで、伺います。全国的な状況は今述べたとおりなわけですが、町の実態はいかがでしょうか、お願いします。
町民課長	お疲れさまでございます。 訪問介護の基本報酬引下げによる介護事業所の影響ということで、当町ということではありますが、2024 年の、今申されたとおり介護報酬改定ということで訪問介護の基本報酬が引き下げられたという状況であります。これによりまして、訪問介護事業所の収入が減少しているということは懸念される一方ではありますが、この報酬の引下げは、利用者の自己負担額も引き下げられるということで、利用回数の増加が見込まれるという声もあったということです。 しかし、小海町の介護保険の特別会計におきまして、令和 6 年度の決算状況

	をみますと、やはり訪問看護系のサービスの給付費は前年度に比べて減少はしております。件数も年間を通じて減少傾向にはあります。特に今、要介護度が高い方の訪問系サービスの利用が減少しているという状況、また、施設サービスの利用者の増加が多いというところも要因でございます。また、今、老人保健施設というところで特養とかの入所者、入所待機待ちということをそちらで行うというような状況が増えてきておりまして、その影響もあって、訪問系というところにはいかないというような状況が今町の中では見受けられるというように思っております。 ですので、このようなことから、報酬の引下げの影響も一定程度あるものの、訪問系サービスそのものの利用者の減少ということのほうがより大きな影響を与えているようなふうに町としては認識しております。 以上です。
6 番議員	お答えいただきました。 訪問介護、この引下げということの理由として、訪問介護、利用率が高いというふうに、そういうふうになされたようですが、車を使わないと行けないところばかりの地方と都市部では全然違います。1日に行ける件数も限られます。在宅型を主に回っている訪問介護の収益とそれぞれの自宅を回ってサービスを行う事業所の運営は、かかる費用や移動に必要な時間も全く違います。処遇改善加算、そういうものがアップされているということもありますが、事業所の運営自体、維持自体が困難になってきていると、そういうことが言われています。そういった地域間格差、本当に大きな問題であります。 昨年度実施されました訪問介護基本報酬の引下げの撤回や引上げ、そういったことを求める地方議会の意見書、そういったものがありました。315の意見書、そういったものの自治体で意見書を上げるということになっています。町では、小海町の議会では趣旨採択という、そういったことでしたが、やはりこの理由として、今おっしゃられたようなこととか、私が今言ったような理由が述べられています。 このほど町長、社協の会長に就かれました。挨拶の中でも、社協の運営は、昨今の物価高騰等により、経費の増加や介護保険事業における報酬改定の減額等により大変厳しい状況であると、そういうふうにおっしゃられました。社協だけではないと思いますが、町長から、全体を見た中での今お感じになっておられるところをお聞かせいただきたいと思います。お願いします。
町 長	この6月から、私、社協の会長ということで務めさせていただいておりますけれども、まず社協につきましては、昨日も職員会議というものがございま

	した。その中で務めさせていただいて、会議に出ている限り、それぞれの部署、大変真剣に、熱心に務めていってくれておるということを痛感いたしました。 そして、資金不足というものは否めない世の中になっておりますけれども、これは町と一緒に進めていくという形でございますので、形式上は単独のものであるということでもありますけれども、小海町の場合には、町と切ってということは考えられません。したがって、私も両方の長として言わせていただきますと、町全体で進めていくというような考えでありますので、多々問題はあろうかと思っておりますけれども、これは、それぞれのところで解決していくということではないかというふうに思います。町民の皆様のご理解を得ながら進めていきたいと思っておりますので、何とぞ見守っていただければというふうに思います。よろしくお願いします。
6 番議員	お答えいただきまして、このことに関して、また後ほど触れたいと思いますが、高齢者を支える訪問介護ということで、先ほど述べたように空白地域、そういったものがどんどん生まれてきているということで、保険料を払っても介護なしという、そういう事態、そういうことが起きています。これはもう人ごとではない、そう私は思っています。 続いて、②のほうに移りたいと思いますが、介護事業者の不足の実態はということで、これ、訪問介護に限らず、どの事業所にとっても人員不足、本当に大きな課題だと思います。第9期介護保険事業計画策定に当たり実施した町内事業者へのアンケート調査の結果からも、一番の課題が慢性的な人員不足で職員の高齢化や若手の成り手不足と育成にも影響しているとのことで、懇話会のほうでも毎回深刻な課題として取り上げられています。増加傾向にある認知症の方の対応や独居の方の対応、また施設でのサービスの低下、様々な問題が出てきているのではないのでしょうか。 介護従事者の不足の実態と実際のところ影響ないのか、どういった影響が出てきているのか、そのあたりお答えいただきます。
町民課長	お答えいたします。 介護従事者の不足ということでもあります。これ、小海町に限らず、全国的な課題でありまして、成り手不足の主な要因としては、やはり賃金水準の低さや身体的・精神的な負担の大きさ、あと、そして、職員不足による希望休の取得が困難であるなど、いろいろ挙げられる部分がございます。 町内の介護事業所においても職員の不足の声というのは出てございます。特に職員の高齢化と若手の人材育成が大きな問題というふうになっていると

	いう状況はやはり今、的埜議員おっしゃられたとおりというようなことであります。社会福祉協議会もしかりというような状況でありますので、やはり若手の育成と人材の確保というのは、当町でも重要な課題というふうになってきております。 また、こうした実態を踏まえながらも、今後も介護の人材の確保と定着支援というものが必要だなというところは町としても認識しております。ただ、やはりその定着に向けてどういう策がいいのかというところが一番の課題というか、どうすればいいかというところを考えていくというのが今の状況でございます。
6 番議員	小海に限らず、全国的な問題だということで、これ、介護だけでなく、様々な分野で本当に人材不足、深刻になっています。福祉を支えるケア労働者の人材不足、それは、住民の命と健康に大きな影響を与える極めて深刻な問題です。 ケア労働者の人材不足の最大の要因はどこにあるのか、どうお考えでしょうか。
町民課長	定着しない要因ということでよろしいですか。定着しない要因。
6 番議員	ケア労働者の人材不足の最大の要因。
町民課長	最大の要因。 こちらにつきましては、今述べたような状況だと思います。賃金水準の低さ、やはりこれは、他の事業の人と比べれば賃金が低い。あとはやはり身体的・精神的負担というのは大きいというところ、これは否めない部分もあるというふうに思っております。 ですので、やはりそういう状況の中で、先ほど申しましたように、職員不足の中ではなかなか休みも取れないという、こういう悪循環になってしまうというところはやはり人材離れにつながっていくのではないかとこのところだとは思っております。 根本的なものとすれば、やはり賃金水準を上げるということがまず労働者を定着させる一つ、大きい要因というふうには感じております。
6 番議員	今おっしゃられた悪循環、そういったものがどこから来ているのかというところ、やはり私は国の負担、そういったものをどんどん減らしてきた、介護保険事業始まって、もう25年ですが、どんどん減らしてきている。そういったことがやはり介護労働者に対してしっかりと賃金に振り向けられない、そういったことが原因ではないかなと思っています。様々な分野で人員不足、本当にこれも国の問題だと思います。

	団塊の世代が80歳を超す2030年、団塊ジュニア、私の世代ですが、団塊ジュニア世代が65歳になり、高齢者人口がピークに達する2040年には、地域社会は行き場のない認知症のお年寄りであふれ返り、誰にも頼れず、在宅医療・介護といっても、ホームヘルパーなどが不足し、満足なケアが受けられず、放置される孤立老人が大量に増えるだろうと、そういったことが指摘されています。 ただいま、先ほどから議論しています①、②を踏まえた中で、介護事業所の支援策、町として、いよいよ私は打ち出すときかなと思います。今検討しているということもおっしゃられましたが、いよいよ本当に対策を打ち出すときじゃないかと思いますが、いかがお考えか、お願いいたします。
町民課長	支援策というところでございますが、現状町としては、なかなかこれという決定的なものはないんでございますが、今のところ県が実施するような補助制度を活用して、介護事業所の支援に努めるというところがまず第一ではないかというふうに思っております。 県のほうでは、訪問介護等のサービス提供体制確保支援金事業補助金というような形で、担い手の確保や経営改善を目的に研修体制の構築や労働支援などを支援するというような補助、また、介護人材確保、職場環境改善等の事業補助ということで、人件費の改善手当、一時金の引上げ、職場環境の改善、介護助手の募集や研修実施などに係る費用への補助というようなことは行われております。 このような補助についても、これらのことを事業所で有効に活用できるように、町としても情報提供や相談対応に乗って、支援を進めていくというふうなところが今のところの方策として考えているところでございます。
6 番議員	今、お答えでは、県が実施する補助制度、そういったものも活用していきたいと、そういうお答えでした。人件費の改善の補助だとか、今いろいろおっしゃられましたが、町では、奨学金返済補助、そういったもので、とりわけ医療・介護就業者に対しては、補助率を上げるなどして、人材確保を期待して、利用促進、そういうものを図ってきたと思います。なかなかこれも効果が現れないというのが現実だと思います。 介護に限らず、保育も含めたケア労働者の処遇改善手当、今、人件費の改善という話もありましたが、処遇改善手当を町が補助をしている、そういった自治体もあります。そういったお考えはありますか、お願いします。
町民課長	処遇改善による町単独の支援というふうなお話でございますが、今のところ、事業所について支援という部分では、新しい制度等の創設というものは

	今のところちょっと町のほうでも考えているところではないんですが、また、そういう面でありますれば、国や県、または近隣市町村の動向というのもありますので、そこら辺を加味した中では、新たな支援策というものも取っていくというような部分は考えてございます。 今、的埜議員もおっしゃられたような支援という中では、調べた中では、塩尻市とかやっているような状況だということはお聞きしましたが、やはりその市にとっては、うちの町で提供されている特地加算というものがないというような状況で、やはり市内と、市から離れた遠隔の部分では、訪問系その他の事業所としては費用がかかってしまうという部分で、うちの町と違う、そういう特地加算がない分、それを補助してやるというような形でその市町村はやっているというふうに解釈しておりますので、いずれにしても、それ以外の補助となりますと、特別会計の中でできるかというようなことも考えなければいけない部分でもありますので、そこら辺、いろいろなものを加味した中でどうするかということを検討していくというようなものが今の状況でございます。
6 番議員	国や県の動向を見てということなのですが、そこがやはりなかなかいい施策が出てこないということの中で、それぞれのケースの中でそれぞれの自治体が行っているのかなと思います。 町の介護を支える事業所、本当に、医療もそうですが、病院も含めて、町にとってはなくてはならない、そういった存在です。同時に、存続の危機、そういったものにあるということは、軽視してはならないと思います。もちろん軽視しているとは思っていませんが、そこで、提案です。 緊急対策として、病院も含めたケア労働者の人数分を今年度分として、町で補助をしてはいかがでしょうか。報酬引下げ分といってもなかなか難しいと思うんですよね、計算方法が。そういうことで、1人、50万なのか100万なのか、そこは考えていただきたいと思いますが、1人当たりで計算すれば、どの事業所にも公平に支援できるのではないのでしょうか。そして、その使い道は、処遇改善に充てるのか、経営経費に充てるのか、それぞれ考えていただければいいと思います。そういったことを検討されてはいかがでしょうか。お願いします。
町民課長	今ご提案ということでいただきましたが、やはりそういう部分も、財政的な面というものも考えた中、また、どのような事業所があるかということも加味しながらというふうにはなりますが、ちょっとこの意見につきましては、また、参考意見というような形でお聞きしてみたいと思います。また、参考

	にさせていただきたいと思います。
6 番議員	昨日も病院の関係でいろいろこういう議論もあったんですけども、時に緊急対策という提案ですので、制度的には今後しっかりと考えていってもらえばいいのではないのでしょうか。 続いて、④の介護保険制度を上回る町独自の支援を同時に考えてはいかがかということですが、泰阜村では、介護サービス利用料の自己負担分の6割を村が負担し、限度額超過分も村負担のため、住民は必要なサービスをちゅうちょなく利用できる、ケアマネもお金を気にすることなく、介護計画を立てられ、住民にとっても本当にありがたいという、そういう制度をつくられています。デイサービスから戻った独居高齢者を自宅に移す際の介助や冷暖房器具の起動、ベッドの高さ調整や世間話など介護保険制度を上回る支援など、人を大切にする福祉の村として、その人らしい人生を全うするという温かい理念にこだわり、充実した福祉を進めています。 そういったことも参考になるんじゃないかなと思います、泰阜村のサービス、今お伝えしましたが、いかがでしょうか。
町民課長	泰阜村の例ということであります。各市町村において、いろいろな独自の支援策等は考えられるというふうに思いますが、小海町としては、町としてどのような支援策というものができるかということになると思います。一概に泰阜村のものがそのままできるということはないというふうにも感じておりますので、そこら辺、町としてできるものというのは何があるのかということもまた検討していく部分ではないかと思います。 確かに今の話を聞けば、やはり財政的にかなりの負担をして、介護が充実しているということであります。私どもの介護特別会計というものがございしますので、その会計の財源の範囲内という部分は考えていかないといけないというふうには思っておりますので、そこで、一般会計、不足しているから一般会計からというようなこともそう簡単にできるものではないというふうに考えてございしますので、やはりうちの町として、限られた財源の中ということもございしますので、その中でできることということを今後検討していければいいかなというふうに感じております。
6 番議員	泰阜村では社協がほとんど中心になって、介護のほうになっているということですので、また町とは全然違うと思いますけれども、今の話として、やっぱり町として何ができるのかということをしっかし考えていただきたいなと思います。 今後、町の介護を支える一番の要になってくる問題です。医療・介護は、地

	域そのものを支える、地域にとっては本当になくてはならない存在です。住民も一緒に考えなければならない大事な問題です。この間、佐久病院が主催で車座集会開かれました。多くの町民が参加されました。これもまた、町主催や議会主催、そういったこともいいと思いますので、町民みんなで介護・医療を考えていければなど、そういうふうに思います。 続いて、2番の質問に移りたいと思います。 小海町有機農業実施計画の策定をということで、②の質問にありますように、以前から私提言していますが、町として、有機農業を推進してはどうかということの質問です。そのことを前提に質問していきたいと思います。 町の基幹産業である農業を衰退させないための農業施策の一つとして捉えていただきたいと思います。既存の農業を全く否定するものではないこと、それを先にお伝えしておきます。 新規就農や田舎暮らしを希望される方の中には、有機農業や庭先で無農薬で家庭菜園をしたいと思っている人が多くいらっしゃいます。せっかく田舎暮らしをするのだから、きれいな空気で安全でおいしい野菜を食べたい、新たに田舎暮らしをする条件にもなっています。 私事で恐縮ですが、私もそういった考えで小海町に移住して、もうはや30年になります。30年前のその当時は、有機農業はまだ珍しがられ、町内に有機農家は三、四軒だったと思います。そんな中から我が家もスタートしたわけですが、その当時、親身になってくださった役場職員をはじめ有機農業に関心のある地元の方と町で有機農業の勉強会、当時の有線放送ですね、で呼びかけたところ、10人以上が集まり、町で有機農業を広める会が発足しました。ゆうきちゃん倶楽部の始まりです。高原のパン屋さんの一角をお借りし、20年近く、夏場の土日・祝日に市を開催させていただきました。それから出荷活動も始め、有機農業に興味がある方の受入れもしてきました。一番多いときには、賛助会員も含めて20軒くらいいたと思います。その後、リタイアされたり、亡くなられたり、町外へ拠点を移された方、いろいろいらっしゃいますが、いまだにゆうきちゃん倶楽部は出荷組合的に続けています。 ゆうきちゃん倶楽部のメンバーだけでなく、有機農業を希望して、移り住んできた人たちが一定数いると思いますが、今、小海で有機農業を営んでおられる農家は何軒いらっしゃいますでしょうか。小海の農家数の何%ぐらいに当たるのか、増えているのか、減っているのか、横ばいなのか、その辺も含めてお答えをお願いします。
産業建設	ご苦労さまでございます。

課 長	大変に申し訳なく、補助金を活用している農家さん2名ほどいらっしゃいますが、総体的に、先ほどの埜議員がおっしゃった20名がいらっしゃったということなんですけれども、実際に町のほうでは正確な数を把握しておりません。大変に申し訳ございません。
6 番議員	正確な数は把握していないということです。ゆうきちゃん倶楽部のメンバーだけでも6軒、7軒、それぐらいは今いると思うので、それ以上はいるかなというふうには思います。 今把握していないということなんですけれども、有機農業を希望されて、町に相談なり、来られる方はいらっしゃるのかどうか、そのあたりどうでしょうか。
産業建設 課 長	新規就農ですとか、いろいろな農業の形態ございまして、相談に来る方はいらっしゃるんですけれども、私の把握しているところだと、有機のほうで相談を受けるというのは、この1年間はなかったというように把握しております。
6 番議員	それはなぜでしょうということなんですけれども、やはり相談窓口、有機農業でという相談窓口がしっかりされていないのかなということを私は今感じました。なぜなら、ゆうきちゃん倶楽部で市をやっているときには、年に大体一、二度ぐらいは一、二軒の新規就農希望者が現れて、畑や空き家を紹介しながら、私たち仲間づくりをしてきました。隣町の旧八千穂村でも新規就農者向けの研修センター、そういったものを造り、有機農家が受入先となり、多くの有機農家が誕生しました。今なお、佐久穂町になってからも続いています。 新規就農者が有機農業を希望される、そういった方、自治体の政策を見て、やっぱり選んできている、そういったこともあります。有機農業に限らずですが、その町が何に力を入れているのかということがやはり今SNSで分かる、そういった時代です。もちろん、そもそも何に力を入れているかがはっきりしないことには話にならないわけですが、そこで、昨今の環境問題をはじめ、持続可能で環境に負荷をかけない、そんな暮らしを選択している人が私は多くいると思います。深刻な温暖化、それに伴う大きな災害、食糧危機の問題にまで直面しています。 そういう状況や動向も踏まえ、国の農業政策も有機農業に着目をしています。それがみどりの食料システム戦略、そういったものを踏まえた有機農業に地域ぐるみで取り組む産地化、オーガニックビレッジの創出に取り組む市町村の支援、そういったことに取り組んでいます。有機農業の面積拡大

	からも、地域的なことも含め、少し変わってきているようですので、もう一度ご説明お願いしたいと思います、最適利用のほうの。
産業建設課長	公用言葉で言うと、あまりうまく説明できないんですが、農水省、国もこの遊休農地だとかそういうのの心配、それを何とかしようということで、小海町でいいますと、各地区に荒れた荒廃農地、それから遊休農地、耕作をしていない土地とかがございます。これを地域の皆さんが協議会をつくって、この土地を何に適したものに作付していこうかという協議をしまして、5年事業なんですけれども、開墾ドリームという名前、俗につけたんですけれども、例えば今年度は親沢・川平地区でやっていますが、そこにある荒廃農地を耕作できる農地にする。そして、そこに合った作物を作付していくと。 そこに、じゃ、誰がやるんだということなんです、コーディネーター、これは地域の方が関わってくれるのが一番いいとは思いますが、じゃ、開墾するのは誰ということなんです、私的には、町内の皆さんを使ってというのは、もう非常に忙しい皆さんですので、例えば小海町に興味を持ってくれるファン、そういう人たちに来ていただいて、何とかやれるシステムをつくりたいというふうに考えています。そのことに関して、農水省が補助金をくれるよということで、コーディネートの費用、それから農機具、それから、そこにまつわる農道ですとかそういうもの整備、そういうものに補助金を5年間出してくれるということで、この事業を今年度から始めたというふうに考えております。
6 番議員	町にたくさんある遊休農地の活用ということで、コーディネーターの費用だとか、農機具の貸出し、主に貸出しという、そういった費用が保障されるという、そういう内容です。 6月の議会の説明の中でも、今もありましたけれども、親沢地区、川平地区のほうで始めていきたいということで、6月のときには宿渡、笠原も入っていたと思うんですけれども、その辺が変わってきているのかなということ、ちょっとその点、お聞きしたいと思います。
産業建設課長	これにつきましては、最初我々も、この事業は各地区、33地区あれば、33で事業を行えるということなんです、小海町の規模を考えますと、川平、親沢、宿渡、笠原で1つの地区としてやろうと思ったんですけれども、これ、農村農業支援センターのほうと国のほう、事業をやるのにまず相談をさせていただきました。そうすると、最初にこれ、取っかかりでいい事業だとは思いますが、そんなに背伸びをしないで着実に1か所、2か所程度でやって、それで、来年度もし余裕が出てきたら違う地区を、また、違う地区

	をやると、また別個の事業で採択されますので、急がなくてという言い方はおかしいんですけれども、川平、親沢で空いているところをやって、次に宿渡、笠原というふうに、2か所ぐらいずつで取りまとめていったほうがいいんじゃないかという指導を受けまして、こういうふうに今年は慎重にやるということで、最初の4地区から2地区に変えさせていただきました。
6 番議員	最初は親沢と川平地区から始めるということで、宿渡、笠原はおいおいという、そういうことだと思うんですけれども、先ほども課長の中からちょっとあったんですけれども、この事業、やはり地域でということが本当にポイントになってくると思うんですけれども、私やっぱり三区を、おいおいということですが、同時進行で、松川町にあるように有機農業産地づくり、そういったことを同時に三区でも取り組めないかと、そういったことをちょっとお願いしたいというか、検討していただけないかなということ、どうでしょうか。
産業建設課 長	実を言うと、お恥ずかしい話なんですけど、これ事業を採択されるのはいいんですけれども、結局一番の肝のコーディネーター、こちらが非常に見つからないということで、場所については、一応、川平、親沢ということなんですけど、我々が最初にやろうと思った4地区の中で、もし地区の笠原でそういうものがあれば、ちょっと県と協議しまして、場所を変えていくという方向もできると思いますので、ちょっと相談をさせていただきたいなというふうに思います。 それで、やる内容はやっぱりコーディネーターがみそなので、そのコーディネーターを地域の人から見つけたいなというふうには思っているんですが、何とぞご協力よろしくをお願いします。
6 番議員	私もアンテナ張って、協力というか、一緒にやっていきたいなと思います。ちょっとオーガニックとは離れるんですけれども、今に始まったことではないんですけれども、グリーンツーリズムの取組、そういったことも注目されています。農山村地域にとっては新たな産業創出の機会となり、一次産業に加え、観光業の収入源を確保するということで、地域経済の多角化と安定化が期待できるということで、地域文化の継承や自然環境の保全にも、そういったことにもつながっていくということで注目されています。というか、前からですけれども。一方、都市住民にとっては、日常生活では得られない自然体験や農林業、漁業の体験を通じて、心身のリフレッシュや新たな価値観を生み出し、子供たちにとっては、食育や環境教育の貴重な機会になり得ると。さらにグリーンツーリズムでは、都市と農村の交流を促進し、さらなる観光

	にとどまらず、地域間の人材交流や移住促進にも発展する可能性も秘められています。 そこで、憩うこうみまち事業、そういったことも小海では取り組んでいる中で、こういった農業に結びつけていく、そういったお考えはないかどうか、そのあたりお聞かせください。
議 長	答弁は。
町 長	ただいま有機の問題等々話していただきましたけれども、やはり圧倒的に新規の皆さんは有機を求めるわけです。しかし、我が町は葉野菜の出荷が基幹産業であるということも事実でございます。そうした中で、どちらかということではなくて、今行っている農家の皆さんも、できる限り、いわゆる化学肥料だとか、化学のものの影響のない方法でやってきていることは確かです。JAとの協議の中であります。 しかし、20億というお金は、そうしたものをなりわいにしてやっていなければ獲得できないもので、有機のほうで何億というものはなかなか厳しいものじゃないかというふうに思います。 ちょっと話はそれますけれども、先般長谷川香料という、レモングラスですか、その会社と憩うまちこうみ事業で提携させてもらったんですけれども、コンポースありますよね、コンポース、僕らも経験、皆さんあると思うんですけれども、非常に臭いがひどかったんですけれども、その香料の、いわゆる会社の力によりまして、実は長谷川香料の子会社になるんですよね、コンポースは。コンポース自体が町で非常に臭いが出て、あれこそ有機の塊だと思うんですけれども、早い話が公害だったんですね。それを香料によって、今ほとんどないと思うんですけれども、いかがでしょうかね。一番ひどかったのは、マルケさんのあそこらからキクチという食堂のところへ行くと、物すごく臭かったんですけれども、今ほとんどないですね。 そういった格好で進んでいることで有機のほうもかなりの進歩を遂げているんじゃないかということで、今度はレモングラスというものを小海で作ってくれということで、八那池中心に農家の皆さん作っていただいております。これが世界的ないわゆる商品になっていくというお話でした。だから、そういったことの中で有機のものは進めて、どんどんいけるかというふうに思われます。 いわゆる的埜議員のおっしゃる、私も公民館の2階の和室で有機の話に、私は建築家やっていたわけなんですけれども、参加させていただきまして、皆さん応援するというような形を取らせてもらったんですけれども、そういった機

	運はなかなか消えてきてしまったんですけれども、今おっしゃること、オーガニックビレッジですか、そういった宣言はともかく、大切なことであるということは、私は認識しておるつもりでございます。 それから、これもちょっと横へ入れるんですけれども、先般9月6日の日に松原の別荘地のオーナーの皆さん50名と懇親会あったわけですが、とにかく素晴らしいところであるというのが皆さんおっしゃることです。とにかく関東平野にいと、とてもじゃないけれども住めない。しかし、ここへ来れば、エアコンもいらないじゃないかと。実は私はもうエアコンをかけっ放しじゃなきゃできないような生活でございますけれども、先般エアコンの補助というようなことも出ましたけれども、そういった地域になっていることは確かですけれども、よそからおいでになると、そういうことだということで、私自身も知ることが大切だなと痛感したわけです。 そういった中で今の有機、あるいはおっしゃるものを促進していくということは、非常に大切なことではないかという認識は私でございますので、ぜひ、20年前、みんなで寄って、的埜さんを応援しようという気風はないわけじゃないです。そういったことはありますので、ぜひ、松川町、非常に私もトップとよい仲でありまして、いろいろやらせてもらってはおります。ワインなんか非常に先進的な小さな蔵でやっておいでで、果樹に関してはもう日本一じゃないかというふうに思うんですけれども、そういった事例を、ただいま提案もしていただいたんですけれども、含めた中で、今後進めていくという覚悟でございます。
6 番議員	有機農業を求める声に応えていくという姿勢がやっぱり大事なかなというふうに思います。大きな農家をきちんと維持していくということも本当に大切だと思うんですけれども、やはり有機農業、小さい畑で草も取らなきゃいけないので、やっぱりあまり大きな畑というのは向いていないので、山間部でできるというのがやっぱり有機農業の利点かなというふうに、それで、やっぱり山村を大事にしていくという、そういうところにつながっていくかなと思います。 先ほど町長のほうからありましたけれども、オーガニックビレッジ宣言、これには有機農業の実施計画策定準備、そういったものを進めていくということが条件になっています。言うまでもなく、今町長も言われましたけれども、宣言することが目的ではありません。 私、先日、議会で奥多摩町に行政視察に行かせていただいて、その視察の目的は移住定促進と若者定住策、それらに関係の大きい子育て支援策というこ

	とで、小海でも同じような政策打ってきているわけですが、同じような課題もありました。参考になる事業も幾つかあり、また、小海でも実践できるのではないかと、そういったことを皆さんも思われたかと思います。奥多摩町は、東京の一番北の端っこで、東京都とはいえ、都心から2時間以上かかるという、小海以上に山深いところです。そういったところですが、とても便利なところとは言えない地域なのですが、川遊びやキャンプなど、アウトドアで若い人たちが遊びに来る、そんな場所です。そういった条件を生かして、交流人口を定住に結びつけていき、移住定住の政策を展開してきた経緯があるようです。 今回の視察内容には含まれていませんでしたが、そこで見かけたのがある集落、山の中にある集落にクライנגルテン、滞在型の体験農園、そういったものの風景でした。今や全国に幾つかありますが、全国でも先駆け、17年前に造られ、町の指定管理の下、当時大募集したらしいですけども、1人の男性が移住されて、管理運営をその集落の方たちとされていると、そういう話を聞いて、これはすごく興味深いなと、そういう思いで私は帰ってきて、ちょっとまた帰ってきた後もいろいろやり取りさせていただいて、内容のほうをお聞きして、ああ、これは三区でできるんじゃないかなと、そういうことも夢として膨らんだわけです。 町がモデルというか、先ほどから出ている、参考にしていました松川町の取組をお聞きする中でも、先ほど産建課長からありましたけれども、コーディネーター、そういった人が必要だということで、この奥多摩町のクライングルテンだけでなく、貸出し農園、そういったこともやっているそうですが、やっぱり中心になる人、そういったことがポイントのようです。 それと、松川町でもあるようにポイント、住民がどう参加するか。松川町ではこの集落の農業を持続させたいと、そういう思いで地域住民と農業委員さんを中心に主体的に進められています。地域住民がこの先の自分たちの地域をどうするか、どうしたいのか、そういった話合い、もう毎月開かれていると、そういう話もお聞きしました。やはりそういうことが大事なんじゃないかなと思いますが、松川町をモデルにしていきたいところで、そういったことがあるんじゃないかと思いますが、産建課長いかがでしょうか。
産業建設課長	そのとおりで。 開墾ドリームというのが今年度から始めるということなんですけれども、私先ほど言いましたように、地域の皆さんにコーディネーターをお願いするんですけれども、じゃ、耕すのは誰ということで、先ほどの埜議員が言ったと

	おり、できれば都会からのという意味じゃないんですけれども、農業に興味を持っている方とか、そういう方が来て、やっていただければ一番いいかなと思っています。 そういう中では、この補助事業にもあるんですけれども、農業の研修センターを造るとか、例えば来て、どこに泊まるのといって、橋の下で泊まるわけにはいかないから、そういう宿泊施設をこさえたりとか、そういうこともできる事業なもので、そういうことを皆さんと協議しながら、農業、これは農業にかかわらず、林業もそうなんですけれども、あらゆる農林業とかそういうことに関して、持続可能な施策をやっていききたいという中で、クラインガルテンとか、そういうのもいい考え方だと思いますし、どこかに空いているところを改修して、宿泊できるような、そんな形もつくっていききたいと思いますので、ちょっとまた、これはみんなで考えていききたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
6 番議員	今後、みんなで考えていききたいということなんですけれども、コーディネーターは、広く募集して入れたほうがいいかなと思いますが、やはり地域のことをよく知っているというか、知る方、そういった方を中心にその事業内容をやっぱり住民にしっかりと理解してもらい、そういうことが大事なかなというふうに思います。それで、住民が主体となって、松川町のあるように何度も何度も話し合いをして、ここの地域をどうするかということをしかりと住民が中心になって考えていく、それが私は本当にポイントかなと、大事なかなというふうに思っています。 駅前の事業もそうですけれども、何度も開かれた検討委員会の中でファシリテーターを務めていただいた山浦先生も、やはりまちづくりのポイントはいかに町民が関わるかということのを何度も何度もおっしゃられました。私もそのとおりだと思います。まちづくり、そして農村の維持、やはり住民が町の未来を考えて、しっかりと形成していく、そういったことが大事だと思います。これから私も一緒に進めていききたいと思いますので、ぜひオーガニックのほうも、ぜひ有機農業広げていくという活動も着目していただきたいなと思います。 以上で一般質問を終わります。
議 長	以上で第 6 番 的埜美香子議員の質問を終わります。
<u>第 8 番 鷹野 文則 議員</u>	

議 長	次に、第8番 鷹野文則議員の質問を許します。鷹野文則君。
8番議員	8番、鷹野文則です。通告に従い一般質問をさせていただきます。 昨日から2日間に及ぶ一般質問、私が最後ですので、もう少しお付き合いのほどよろしくお願いいたします。 本日は、南佐久の入院ベッド、イコール病床数についての町のお考えをお尋ねします。 2014年、医療介護総合確保推進法により地域医療構想が策定され、団塊の世代が後期高齢者となり、医療需要が最大化すると予測される2025年に対応するため、体制構築を目指し、中長期的人口構造や医療ニーズの質・量の変化を見据え、医療機関の機能分化・連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保を目的としました。主な課題として、急性期病床の過剰、回復期病床の不足、慢性期病床の過剰という偏りがあり、急性期病床を回復期病床に転換するかに焦点が置かれていました。 病床を高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4つの医療機能別に必要病床数を推計し、構想区域ごとの整備目標を定め、2025年を目標年として、人口動態から必要病床数を定め、病床数は119万1,000床を目標とし、その内訳は、高度急性期13万1,000、急性期40万1,000、回復期37万5,000、慢性期28万4,000床を目標としました。結果、2022年、149万3,000床が2023年、119万2,000床、そして2025年の推計は111万8,000床です。 さらに1床を削減することにより、410万円補助する病床数適正化支援事業で、今、自治体病院の9割が赤字と言われております現状から、来年6月まで延長の地域医療構想下で病床数は削減されていくというふうに思います。 次に、10月に改正医療法の国会審議が予定されており、その中には新たな地域医療構想も含まれています。新たな地域医療構想は、団塊のジュニア世代が65歳以上となる2040年頃を目標に作成されます。1つは、地域医療介護構想、2つ目は、回復期を包括期に改め、高齢者救急の受入れを行う。3つ目は、医療機関機能分類を行うです。そして、病床数も人口動態により削減、医療機関の統合・再編、診療所化、閉院が余儀なくされます。 そんな中、自民、公明、日本維新の社会保障制度改革協議で11万床削減の方針との報道がありました。この地域でも、2019年に厚生労働省が突然に南佐久地域の病床数について、千曲病院と小海病院の統廃合の検討が必要地域というふうに発表いたしました。当時、町でも意見書等を提出した経緯があるかと思います。その後、千曲病院では50床の病床転換を図り、現在79床となっております。病床数については、県の認可事項なので町村は関与していま

	せん。関与していないので関係ありませんって言われちゃうと、ここまでなんですけれども、しかし、地域医療を支えていく中心はやはり地元自治体でなければならないと思います。 については、町の地域における病床数のお考えをお尋ねします。
町民課長	地域における病床数についてということでございます。 確かに今、病床数ということで議論出ております。昨年、また医師の働き方改革などで、医師不足により病床数を減らしていくというような状況になってございます。町といたしましても、このような状況ということで何か手を打たなきゃいけないという部分もあるかと思えます。 当町以外でも、この佐久圏域におきましては、現在、佐久医療の圏域医療圏の地域医療構想調整会議というようなものをこの地域で年数回開催しております。佐久地域の医療機関の医院長や佐久保健事務所、あとは各市町村の担当課長等が出まして、医療提供体制の課題や方向性について協議をしております。 ご質問にあるような病床数の在り方についても、この場で継続的な議論はされているような状況でございます。やはり佐久病院という地元にはなくてはならない病院という部分がございまして、そちらのほうの病床数という中でお尋ねした中では、病床数的な変化というものは、大きく見まして、佐久病院の中では、やはり精神病棟というものの病床数を減らすというところ、お聞きした中では大きいなというふうに感じてございます。他の病床数、分院等も、病床数については、今のところ変化はないというような状況でお話をいただいております。 実際このような状況の中で、患者としましては、やはり精神疾患の患者というようなものが多いのが状況でございます。ですので、こういう病棟が閉鎖されるというところでは、地域の医療としては非常に困るというような状況でございますので、これをやはり町として、その医療機関に何とかしていただきというような要望を求めていることもありますけれども、それだけではやはり解決していかないというふうに感じてございます。 ですので、このような状況の中で、町としても長野県という県のほうへも声をかけて、この課題については全県的な問題として捉えていければいいかなというふうに考えてございます。やはり病床数の確保、また医療人材の確保ということに向けて、県のほうから支援策というものを何か打ち出してもらえないかなと。我々のような小さい町村で何かできるという部分のレベルではないというふうに感じてございますので、そこら辺、町としては、やはり

	病床数の増減というところでは、減少を食い止めるというような形では、県というところへのお願いというか、支援策というものも一つ取りつけていきたいかなというふうに考えてございます。
8 番議員	総体的な考え方を伺ったわけですがけれども、やはり県下の中で佐久医療圏、今おっしゃったように、県下幾つか医療圏分かれておりまして、我々佐久医療圏に属しております。佐久医療圏については、県下でも病床過剰地域というところでございます。そういう中で、ベッドの数というのをいかに自分たちでこうだよって、自分たちの数を持つということが大切だというふうに思っています。 そういう中、長野県は、人口約197万人で病床数は1万7,842床です。佐久医療圏は、人口約20万人で病床数は1,970です。そのうち南佐久は、人口2万3,000で病床数178となっています。南佐久南部地域という我々の居住圏で考えますと、人口約1万3,000人に対して99床です。人口1,000人当たりの病床数というのは、国が12.6、長野県が9、佐久医療圏9.85ということで、県が9なので、コンマ85上回っているのが佐久医療圏であります。そういう中、南佐久では7.7、今言ったように、南佐久南部と考えたら、7.3となります。医療を単純に数値比較することは危険なことなんであまりしたくないんですけれども、一つの指標として捉えていただきたいと思います。 ただ、今言いましたように、佐久医療圏は、県下でも病床過剰地域というか、病床の多いところなんで調整が必要というふうに言われております。しかし、南佐久に関しては、少ないくらいの病床数ではないかというふうに思います。先ほども言いましたように、南佐久の場合、佐久圏域が9.8に対して7.7ですので、さほど多くはないと思います。 今後の人口動態等を推計した中におきまして、南佐久の病床数については、どのくらいの数を基準と考えながら今後行政を進めていくのか、お尋ねします。
町民課長	南佐久の病床数をどのくらいのという形ですが、町としてそこまでの部分を考慮・計算ということはまだしてございますので、そこら辺また、こちらのほう、検討する材料であるかなというふうに思いますので、ここら辺、今は7.7ということでありまして。これが多いか少ないかというところをまた検証しながら、人口も今後、南部地域も減少していくという中では、この7.7が妥当なのかどうなのかというところも検証していく部分が必要かとは思っています。今のところ、まだその確固たるデータ等を用いての病床数とい

	うものを今後どうするかというところまでは検討してございません。
8 番議員	今後、数値検討することということですのでけれども、これは私の私的な意見ですけれども、南佐久南部地域は、人口 1 万を切るまでは、小海分院の一般50、療養49でいいのではないかというふうに思います。と言いますのも、佐久圏域 9.8 の、1,000人当たりの病床数ですね、これが 9.8 ですのでけれども、南佐久南部地域においては 7.3 です。ついては、当面の間は小海以南、99床でいいのではないかと。病床については先ほども言いましたように、一般病床から療養病床まで、そういう中でベッド機能の分化で考えていかなきゃいけないと思いますので、一般は標準的に、医療機関はどこを選んでも、それは個人の自由なんでいいんですけれども、小海町として考えていく中で、小海分院の一般50、療養49、そして、あと何が足りないかというと、やはり急性期医療が足りなくなります。そういう中で、医療センターの450のうちのどのくらいかというふうに考えていくしかないと思うんですけれども。 そういう中で、人口減少の中、病床数の削減の話は、これは当然ついて回ります。先ほども出ましたように、佐久医療圏、ベッド過剰地域でございますので、当然削減が迫られてきます。そういう中で考えたときに、南佐久に関しては、もう千曲病院が50ほど減らしておりますので、当面の間は減らす必要はないと思うんですけれども、その点はいかがでしょう。
町民課長	現状としては減らす必要はないというふうなことでございますが、実質、分院のほうからいただいている中では、分院の病床数も減らす予定ではないというような状況ですので、現状の方向で今のままというふうな形がよろしいのではないかというふうに感じております。 確かにこの佐久医療圏の地域構想会議の中では、佐久市かいわいの病院については、やはり病床数について調整を行って減らしたりとか、また、周産期からという意向をというようなことで病床数の調整には入っているような形で会議の中では聞いてございます。ですが、南部のほうについては、大きい減少というものはないので、このままの病床数でよいのではないかというふうに感じております。
8 番議員	力強いお言葉ありがとうございます。 そういうことで、やはりこの地域、このベッド数は当面の間このままでいいのではないかと。南部地域、これの人口が 1 万人を下回ったあたりで検討していくのがいいんじゃないかというふうに私は個人的に思います。 このような人口減少の中、やっぱり病床数の削減という話はついて回りますけれども、周りの意見に惑わされず、地元自治体と医療機関が協力して医療

	を守っていくべきだというふうに考えます。そして、地域医療を守るのは、医療機関だけではなく、やはり医療機関だけだと無理がありますので、地元自治体の理解と支援が必要だというふうに考えますので、今後ともよろしくお願いいたします。 続きまして、6次の長期振興計画にあります松原海尻線バイパス工事についてお尋ねします。 松原海尻線については、令和3年度、バイパス案の設計が示されました。この道路は、平成28年、南牧村が道路拡張工事に伴いまして交通量が増加して、事故が増加しております。既存の道路は狭隘であり、全線拡幅も厳しいため、標識やカーナビ会社への注意喚起のお願い等いろいろ実施してきていますが、改善には至らず、バイパス工事計画となりました。 しかし、令和3年には着工できず、長期振興計画で9年着工計画となっています。今まで中部横断自動車道の計画を見ながら着工を検討するということで延ばしてまいりましたが、中部横断自動車道の基本ルート案が出ましたので着工に至ると思いますが、いかがなものでしょうか。
産業建設課長	今回のご質問に対しまして、以前、令和4年6月の定例会でご質問されて、その内容について、松原海尻線については、令和3年度当初にはバイパス案が示されたということになっております。年度途中より現状道路の整備計画に変更され、この道路は平成28年、南牧村側の道路拡張工事に伴い交通量が増加し、事故が増加しているというご指摘でございました。現在の道路は、狭隘であり、全線拡幅も厳しく、退避所設置等では事故対策につながらないということでございます。長湖の南側へのバイパス工事による事故対策が有意義だということの質問でございました。 回答につきましては、ちょっと読ませていただきます。「町道松原海尻線道路改良工事につきましては、松原区からの要望を受けまして、長期振興計画にも組み込んだ上で調査してまいりました。令和2年度に概算設計を行い、地元役員の皆様、議会の皆様にお示しをさせていただきました。現在足踏みをしている状況ですが、その理由としまして、南牧村側において進めている芦平海尻間の改良工事があり、完成することにより、芦平稲子経由の松原湖高原方面の道路が中央自動車道からの観光道路となり得ること。中部横断自動車道の1キロ帯の区域であり、その状況により、松原海尻線が交差する可能性があること。インターチェンジの場所次第では、中央道からの観光客には利用されない道路になってしまう可能性があります」ということで答弁しております。

	また、国の補助金、道路整備お金がかかるわけですが、当時、ここ2年、社会資本整備総合交付金などの事業費が削減されて、申請されても減額されているということで、採択にならないんだということでお答えしております。 いずれにしても、国道に松原湖高原方面に案内板が出せるようなしかりとした交差点が必要だということ、それから、建設事務所、南牧村との協議をした上で進める必要があるということでございます。 その間、町は、現状の松原海尻線につきまして、退避所の整備や注意喚起の標識、令和2年度の松原区からの要望に鑑みまして、実施しております。鷹野議員のご協力をいただきまして、ご自宅の前を拡幅しております。 当時そのような回答でやって、それから事業化されずに5年先送りという、長期振興計画の中にやっていますが、何かと実現をしたい道路だというふうには考えておりますが、現在も変わらぬ世界情勢、物価上昇、それから財源の確保ができておりません。当時から社会資本整備総合交付金は当てにならないよと、国も地方創生道路整備の交付金にシフトしてきているところであり、現在も要望に補助金が下りない状態でございます。 長期振興計画は実現するための意思表示のようなものでございますが、財源がつかない場合には、やはり先延ばしをするということになってしまいますので、こちらのほうは大変に申し訳ないというふうに思っています。現状では、今の集落内の道路をちょっと退避所などを造って、事故を減らすなどの対策をこれからもやり、進めてきたいという形で考えておりますので、よろしく願いいたします。
8 番議員	ただいまのお答の中で芦平海尻線、これが改良されるというお話がありましたが、それは、南牧側として、具体的な計画になっているのでしょうか。
産業建設課 長	旧八ヶ岳カントリークラブに行く、そちらの道のアクセス道路として拡幅を予定しておったんですが、お聞きするところによりますと、ゴルフ場の閉鎖、そして太陽光施設になるということで、拡幅については実施しないというのが現状でございます。
8 番議員	そうですね、八ヶ岳カントリークラブ閉鎖に伴って、なかなか芦平海尻線の拡張が進まないという状況に今なってるわけですね。 先ほどの説明からすると、芦平海尻線が拡張されれば、松原海尻線はそのまま使うのか、芦平海尻線を優先するのか、どちらなのかよく説明が分かんないんですけれども、両方やるということですか。
産業建設課 長	南牧村さんの所有の道路については、我々が何とも言えないんですが、今の現状から考えますと、ゴルフ場の閉鎖ということで、南牧村さんは多分芦平

	線のほうはやらないんじゃないかというふうに考えております。 そして、今話にあった松原海尻線ですか、音楽堂に出てくるところについては、ほぼ南牧村さんは、上り坂の部分については改良が済んでいるということで、我々の音楽堂からバイパス線に行くのか、旧道をそのまま使うかなということにつきましては、今後、補助金のつき具合、それから地権者さん等いろいろいらっしゃいますので、そういう中から、新しい新道をやっていくのか、またちょっと考えていきたいと思います。 ただ、長期振興計画の中にはこれを載せておいて、事業実施が成らない場合には、先延ばしという形になっていくというふうに考えております。 以上でございます。
8 番議員	最近、道路、県外車が増加しております。これは、やはり小海町を利用してくださる方の増加だと思います。ただ、現在の道路だと、入り口から、割合南牧側がいい道路なんで、そのまま来て、小海町に入って急に狭くなるということで、なかなか擦れ違いができないような状況。それで、やはり慣れない道ですんで、県外の方はバックするということはしません。大体そこで止まっちゃいますんで、地元の間人なり何なり、道がある程度分かるものがバックして、擦れ違えるところまで譲ってあげるという状況が続いております。 そういう中で、やはりより安全に通行できるバイパスの新設というのが交通の妨げになっている部分の緩和になるかと思いますが、これ、音楽堂建設時に町の説明が、今の使っている松原海尻線では狭いので迂回ルートを新設しますという地元説明会での説明だったわけです。それが、考えてみると、30年近くたつのにいまだにできないというようなことなんですけれども、今までどうして建設できなかったのか、その経緯について、ちょっと説明できたら説明をお願いしたいと思います。
産業建設課長	説明をするというふうになりますと、私の考えになっちゃうかもしれないんですけれども、そもそも道路管理者とすれば、あの道、南牧村さんから集落内を通過して、上がってくる道については、私ももう数回通っていますが、大変に安全に走行してできる道だとは思っておりません。 そして、南牧村さんが拡幅したとはいえ、崖っぶちの道路を何回もカーブを繰り返しながら上ってくると。そして、上り切ったところでまだ改良がされていない細い道が続きます。そして、やっとその細い道を行くと、音楽堂のところに出てくるということで、県外から来る方が通って、安全に通行できるかということを考えると、誘導先は県道松原湖線を通ってくださいということ

	とになります。ただ、道というのは、通っていれば、近い、それから利便性がよいというふうになればそこを通ります。 ですんで、そういう中から、ずっとバイパス路線を考えて、先輩方やってきたと思うんですけども、あえて危ない上り坂にバイパスをつけるということが今の我々の感覚からいくと、ちょっと合わないんじゃないかなというふうに思っていることは確かでございます。 そして、中部横断道の建設が、ルート案が示されましたが、実際にはこれが実行になるのはまだまだ先ということで考えております。そうすると、やみくもに最初にバイパスを造るというよりも、中部横断道とそういうものが通った後にじっくり考えていってもいいんじゃないかというのが私的な考え方なんで、実行に至らないのは大変に申し訳ないんですが、やるならば、安全な道を国道からのアクセス道路として造りたいなというふうには思いますが、南牧さんの協力、それから町の財源、そういうものを考えていく中では、ちょっと今現在、実行に移れないということでございます。
8 番議員	今の説明でいきますと、6 次の長期振興計画から外してもいいんじゃないんですか。それは、中部横断自動車道の着工を待っているとすると、令和 9 年では到底できないと思うんですけども、そこら辺のところはどうなっているんでしょうか。
産業建設課 長	今、鷹野議員がおっしゃったとおり、取りあえず 6 次の後期の計画の中で外してもいいというお言葉をいただけるなら、取りあえず、見たところ実行ができていないのに載せておくのも何なのかなというので、ただ、我々もちょっと気を遣っているところがありまして、そこを落としていいなら落とさせていたきたいんですが、現実には今現在、バイパスの着工にはちょっと至らないというふうに考えていただいたほうがいいと思いますので、はい。
8 番議員	気を遣っていただいてありがとうございます。 ただ、音楽堂を建設のときからもう 30 年近くたつわけですよ。その間、ほとんど道路改良もせずにやってきているわけで、やはりどこかでちゃんとした道を造らないと、せっかく造った音楽堂ですとか、長湖の周りの観光施設ですとか、そういうものがやはり生かされてこないと思うんですよ。 中部横断自動車道を待っていると、我々ちょっと生きていないんじゃないかと思うんですが、そこら辺の計画についてはどう思いますか。
議 長	答弁は。
産業建設課 長	ちょっと聞き直して申し訳ないです。 中部横断道の計画ですか、バイパスの計画。

8 番議員	中部横断自動車道の建設待っていると、バイパス、我々は見れないんですけれども、それまで生きていないと思うんです。いかがでしょう。
産業建設 課 長	多分私も見れないとは思いますが、いずれにしろ、バイパスという、何か2車線のすばらしい道路を造らなくちゃいけないなんていうことなんですけれども、議論の中では、こういうふうにせっきゃくバイパスを造っても、稲子線に乗かって、嶋屋さんのところまで下って行って、嶋屋さんのところまで下って行ってというのと、現道がある限り、またそっちのほうを、近いところを通るのではないかという予想もありまして、そういう対策も取りながら、例えばお金のかからない道をちょびちょびとやっていくかという方法もあるんですが、いずれにしろ、そういうのをちょっと今後も内部で検討して、考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。
8 番議員	やはり芦平海尻線に関しては、松原海尻線と比べたら、現状から言うと、やはり松原海尻線のほうが便利なんで、県外の方、やはり松原海尻線を使うんだと思うんですよね。やはり私のために長期振興のところに載っけておいてもらわなくて、何とか早めに着工できるようなことを計画していただきたいと思います。 バイパスができれば、やはり音楽堂の利便性も増してきて、もっと活用が増えるんじゃないかなというふうにも考えますし、今の全線を拡張しないで、ちょこんちょこん退避所を造っていくという考え方だと、やはり事故を増長する原因にもなりかねません。大きな事故が起きてからでは遅いわけですから、地元の子供やお年寄りが安心して生活できるようなバイパスの早期実現をお願いしまして、私の質問を終わりとさせていただきます。
議 長	以上で第8番 鷹野文則議員の質問を終わります。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上で今定例会の一般質問は終了いたしました。 なお、この後、午後1時から全員協議会を行います。 これをもちまして本日は散会といたします。ご苦労さまでした。 (ときに11時42分)

令和 7 年 第 3 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 16 日」	
* 開会年月日時	令和 7 年 9 月 16 日 午後 2 時 00 分
* 閉会年月日時	令和 7 年 9 月 16 日 午後 3 時 04 分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さん、こんにちは。令和 7 年第 3 回定例会最終日であります。開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。 猛暑がずっと続いておりましたが、朝晩涼しさを感じるようになりました。台風 5 号の影響で、静岡県では竜巻被害、また秋雨前線による線状降水帯の発生による短期大雨による被害が各地で発生しました。当地域では、雨が降りましたが、被害もなく、良いお湿りになったと思います。これから稲刈りの時期になりますが、今週から雨模様が続くようであります。今定例会におきましては、去る初日に小海小学校 6 年生 24 名が議会へ見えました。議会の傍聴および模擬議会が行われ、議案質疑それから討論採決が行われました。また、町長、教育長に、町のこと学校の予算についての質問等があり、子供たちにとってはいい思い出になったのではないかと思います。またロビーに子供たちのメッセージが張り出されておりますので目を通しておいいただきたいと思います。一般質問に 8 名の方が立ち、2 日間にわたり、町の行政全般について質問されました。来年 3 月 25 日に任期満了に伴う町長選について、一般質問で黒澤町長に 3 期目を目指すかの質問に、強い決意を持って 3 期目に臨みたいと述べ、再選を目指して立候補すると表明がありました。10 月 19 日日曜日午後 5 時から北牧楽集館にて開催される議会報告会に向けて、各常任委員会で打ち合わせをしっかりとしていきたいと思います。 ただ今の出席議員数は 12 人であります。 定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。 なお、議会の ICT 化推進の目的から、議場へのタブレットの持ち込みを許可します。暑いようでしたら、上着を脱いでいただいで結構です。

<u>○ 議事日程報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、掲載したとおりであります。
<u>日程第 1 「諸般の報告」</u>	
議 長	日程第 1、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告は、議事日程つづりの 3 ページ、4 ページに申し上げてございますので、ご確認の程をお願いいたします。 その他、報告事項のある方は、お願いいたします。 以上で諸般の報告を終わります。
<u>日程第 2 「行政報告」</u>	
議 長	日程第 2、「行政報告」を行います。 町長から報告がありましたら、お願いいたします。黒澤町長。
町 長	皆様こんにちは。9 月 1 日から本日まで、16 日間にわたる会期により、令和 7 年第 3 回定例会、本当にご苦労様でございました。議案質疑、一般質問、全員協議会、各常任委員会において、慎重なご審議をいただきましたことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。 行政報告を申し上げます。本年度のプレミアム付き商品券の販売を開始します。住基情報の標準化作業のため、昨年度より多少遅れ気味となっておりますが、先週申込書を発送しました。購入希望を取りまとめた上で、総額に合わせて購入可能額を調整し、申込者へ商品券の引換券をお送りします。商品券の販売は 10 月 20 日頃の予定です。20%のプレミアムが付いており、総額は 1 億 8000 万円です。物価高騰が続いておりますので、町民の皆様にも有効な活用をお願いしたいと考えております。 次に、臨時議会の関係ですが、本定例会に提出してございます補正予算を可決いただいた暁には、児童館の増築につきまして、入札をし仮契約を締結いたします。来月 10 月中旬には臨時議会を招集させていただき、契約議決案をいただくこととなりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。また、その臨時会において、現在進めております障がい者・高齢者等の住まいに関する用地等の補正予算の提出を考えております。併せてご審議を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。 本定例会にご提案申し上げました全ての案件につきまして、可決、決定、

	認定賜りますようお願いを申し上げ、行政報告といたします。 なお、議会の会期中に限らず、町に対し、議員の皆様のご提案、ご相談等いただき、良好な町政運営ができますよう、切にお願いを申し上げます。 以上です。
議 長	以上で町長の報告を終わります。 他に、行政報告がありましたらお願いします 以上で「行政報告」を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・教育長・各課長・所長であります。
<u>○ 議案の上程</u>	
議 長	それでは、順次議案を上程いたします。
<u>日程第 3 「議員派遣の件」</u>	
議 長	日程第 3、「議員派遣の件」を行います。 事務局長に朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。お諮りいたします。 議事日程つづりの 5 ページに申し上げた「議員派遣の件」のとおり、議員を派遣したいと思います。 これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	「異議なし」と認めます。 したがって、議事日程つづりの 5 ページに記載のとおり、議員を派遣することに決定しました。
<u>日程第 4 「議案第37号」</u>	
議 長	日程第 4、議案第 37 号「小海町道路線の変更について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 黒澤敦史 くん。
(委員長報告—可決と決定)	

議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 37 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。議案第37号を委員長報告のとおり、 可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第37号は、委員長報告のとおり可決 する事に決定いたしました。
<u>日程第 5 「議案第38号」</u>	
議 長	日程第 5、議案第 38 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より 審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 黒澤敦史 くん。
	(委員長報告一可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手 をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 38 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。議案第38号を委員長報告のとおり、 可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第38号は、委員長報告のとおり可決 する事に決定いたしました。
<u>日程第 6 「議案第39号」</u>	

議 長	日程第 6、議案第 39 号「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 黒澤敦史 くん。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 39 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。議案第39号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第39号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第 7～14 「議案第 40 号～認定第 5 号」</u>	
議 長	日程第 7、議案第 40 号から日程第 14、認定第 5 号については一括して議題といたします。 本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 古谷恒晴 くん。
(委員長報告—可決・認定と決定) (委員会からの要望事項—1 件)	
<委員会からの要望事項> こども家庭センター設置に当たり、心身の悩みを抱えたこども達や保護者に対し、望ましい相談支援が行われるよう、専門的知識を有した職員等、適切な人員配置をされたい。	
議 長	委員長報告に対する質疑は全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。これにご異議ございませんか。
(異議なし)	

議 長	ただ今の、予算決算常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。黒澤町長。
町 長	令和8年4月こども家庭センター設置を目指しております。保健師、社会福祉士等を配置し、子育て支援をより一層の充実を図るとともに、それぞれの皆様に寄り添い、心の支えとなる各家庭の状況に応じたきめ細かい相談支援に努めてまいります。 以上でございます。
議 長	これより議案第40号、「令和7年度小海町一般会計補正予算（第4号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。12番渡辺均くん。
12番議員	12番渡辺でございます。私は先の委員会で、賛成ということで認定の方手を挙げたんですけれども、この間、諸般を整理し、判断を改めまして、反対の立場に変えて討論を行います。本補正予算で疑問を感じる事業が二つありまして、いくつか他にもありますが大きくはこの都市公園事業と児童館増改築事業にあります。児童館事業では1点、予算規模の拡大と、財源の大幅な変更がこの間生じております。国と県の補助が大きく減少し、その分、町の負担が大きくなっております。規模の拡大、これは原材料費の高騰はやむを得ないとしても、国県の補助を改めて申請し直して、町費負担の軽減ができないかと考えたのが1点です。2点目は、着工から竣工までの工期が短く、冬季作業での遅れと供用開始の遅延が懸念されます。繰越への懸念を抱えた事業のあり方、進め方は適当ではないと判断いたしました。また3点目として、4月1日の供用開始に備えた人材の配置にめどが立っておりません。とりあえず、現状のスタッフでやりくりで対処するとの回答を得てますが、やりくりを前提にしたサービスの提供は、質の低下とスタッフの負担の増加を招きかねません。こういう懸念材料を前提にした取り組みについては、しばらく猶予したらどうかと考えました。4番目に、総じて事業の推進に拙速感が否めず、それは用地確保に関わる交渉で、相場を上回る地代の設定の疑念、あるいは賃貸ではなく買い取りへの取り組みの是非。そういったことが指摘されておりました、拙速感がここに示されているのではないかと考えました。基本的に、取り組みが想定されるのであれば、なぜ一般会計で計上しないのか。しいては事をし損じるとの例えに示される課題を抱えた事業の予算化には、賛同いたしかねます。以上で反対理由を申し上げました。 すみません。それから2点目公園事業では、1点目として6年度に想定されていた松原湖観光公園整備事業で、委託費が440万そのまま繰り越しになっております。これの繰り越しと、今般提出された都市公園整備事業と

	の兼ね合い。こういったものが私にはうまく理解できず、基本設計委託費で748万円の増額が加算されており、大幅な事業費のアップが示されています。このことが何を意味するのか。私には計画の本意が不鮮明で、成果が町民にどのように還元できるのかも定かではありません。これが都市公園事業の疑問の1点目です。2点目として、そもそも論として、この事業が町民の要望に支えられ、答える形になっているのか疑問です。ここで一切は省きますが、2回の公聴会の内実を見ると、かたや町の思惑が町民の方よりも先行している感が否めず、2回目では参加者が数名というありさまで、町民のためという大義が見失われているのではないかと。ちなみに資料として、母親たちのアンケートの結果が添付されて、遊具が求められているということが示されていますが、母親を対象にしたアンケートでは、当然遊び場、遊具施設の整備が指摘されるのは至極当然のこととして、これは町民の総意とはとても言い難いわけです。3番目に、審議会に参加した印象では、予算確保の要件を満たすために何が重要かという観点から話が先行している感に感じられまして、町民が憩い、町外から憩いを求めて来町する移住交流者の増加などのシナリオがほとんど描けておりません。グラウンドやスケートセンターと、既存施設の整備拡充などに関わる予算確保の方策が、これらの運営の減料化を抜きに模索されていることは、手順前後だと考えます。この事業で、町は何をしたいのか。この間の成り行きを見ますと、ハードの充実が先行し、整備後の利活用の話が示されないまま事業が進むことに対して、ここで一旦立ち止まり、中身の再建を要請したいと思います。施設を作れば、維持管理費が町の負担になってのしかかってきます。それは町民の負担になります。町民の負担、これによって町民が施設利用でどれくらいの恩恵がどういう形得られるのか。その辺の説明をしっかりと町民にわかりやすく開示して、その後に予算執行をお願いしたいと思っています。以上です。
議 長	他に。5番渡邊晃子くん。
5番議員	はい。5番渡邊晃子です。私も本議案第40号、令和7年度補正予算（第4号）に反対の立場で討論をさせていただきます。一つ一つ挙げさせていただきます。先ほどの渡辺均議員の反対討論とかぶるところもありますけれども、させていただきます。非常に大きな補正となった児童館増築工事業、3746万円もの増額補正、詳細の資料説明もいただきましたけれども、物価高騰で致し方ないとは一概にも言えない、見積もりの甘さということも露呈しました。何よりも財源です。国に交付金3782万減額。当初の半分になりました。県からは7827万円。当初のわずかたった2%になってしまった。その代わりに新たにこども子育て事業債を9960万円を起債

した。しかも今後の協議によっては流動的ということでした。児童館の拡張自体については、私自身も天候に左右されない未就園児親子の居場所がずっと求められているということで反対してきませんでした。造るならば、より良いものと幅広く声を集めるように要望もしていった対応もしていただけてきました。しかし、この大規模な変更、ここまでの借金をして、この規模の施設が本当に求められているのか。人員不足の手立ても間に合わないまま、年度内で工事完結を目指すという手法。拡張を求めている町民からしてみても、もうちょっと待ってとなるのではないのでしょうか。アルル内のキッズスペースを充実させてきたこととの兼ね合いもあります。そのあたりのバランスはどうなのか、そこまでのものが必要なのかという疑問の声は大きくなっているのが、私の体感です。私自身、子育て支援委員会委員長にこのほど任命していただきまして、その責任の大きさも私自身重く受け止めているところです。反省もしているところです。議論の中で在宅育児支援事業 630 万円もの増額ということで議論になりました。その中で、1 歳児 24 人中 17 人が在宅。つまり 7 人は通園していること。またお誕生日迎えれば、0 歳児も 7 名ほど入園予定ということで、未満児の保育需要がますます高まっているということも明らかになりました。昨年度保育園の施設修繕費上がってきていますけれども、やはり急ぐといえはこちらの未満児さんの施設の充実が求められているのではないかと。やはり立ち止まって予算の関係含め、こども家庭支援センターの設置を目指していることも含め、この件については委員会でも調査させていただきますけれども、そういう内容、町の目指す子育て支援のあり方など、広く保護者や子供たちに聞く機会を改めて設けるべきではないかと考えます。財源の観点からすれば都市公園計画事業、新たに基本設計計画委託費として 780 万円が出されました。追加追加で、事業費全体が一体どうなるのか。児童館増築にあたって、先に述べた通り交付金の大幅減額がありました。補助基準の 3 分の 1 ということですが、実質 14%しかつかなかった。子供たちが求めている遊具の充実した公園、遊具も高額になっているということはもちろん納得していますけれども、やはりこういう求められている公園が大規模事業にしたことで追いやられてしまう可能性があるということは見逃せません。また温泉の修繕費、この時期に 783 万円もの増額。合計 1452 万円にもなっています。工事費レベルのものが修繕費需用費として計上された。議員必携読みましても、補正予算の留意事項、交際費や旅行費、需用費の追加は厳に慎むべきとあります。いかがお考えでしょうか？小海駅の駅舎時計台修繕工事 800 万円。財産管理費でいいのかという議論もありました。町のシンボルともいえる時計が止まったままで、いか

	がなものかというご意見を私自身も頂戴しました。その通りだと思います。しかし、この時期に JR との協議もあるので懸念すべき事項がある。そういう状態で 800 万円ものを増額補正予算を上げるのか。確実に実施できるような見込みを立てて、来年度当初ではいけないのか明確になりませんでした。アルル憩いの場作り整備費 300 万円。福祉目的のカフェということで、福祉の観点は当然大切で必要だと思いますけれども、総合センターのふらっとカフェの利用の検証もされていない。また詳細も議案説明でもなかった。怠慢だと思います。今、キッチンカーのカフェ、月一度出していらっしゃる。それとの兼ね合いはいかがなのか。アルル自体がそもそも目的が明確にないまま町が無償譲渡を受けて、後付け後付けで全体像がはっきりしないままきました。そして駅舎よりアルルの老朽化、消防の指導が入っているということも委員会で明らかになりました。縷々述べさせていただきました。以上で、7 年度補正第 4 号の反対討論とさせていただきます。
議 長	他に討論のある方は、ございませんか。これで討論を終わります。これから議案第 40 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。議案第 40 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数) × 5 番議員、6 番議員、12 番議員
議 長	挙手多数と認めます。したがって議案第 40 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議 長	つづいて、議案第 41 号、「令和 7 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 41 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。議案第 41 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 41 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議 長	つづいて、議案第 42 号、「令和 7 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)

議 長	これで討論を終わります。これから議案第 42 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。議案第 42 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 41 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議 長	つづいて、認定第 1 号、「令和 6 年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。12 番渡辺均くん。
12 番議員	前議案についても私は委員会で賛成し、同様に賛成しましたが、この間についても賛成しておりますが、やはりこの間、精査いたしまして、この一般会計の認定には問題があると感じましたので、反対の立場で討論を行います。理由の第 1 は、昨年度補正予算が 8 回ほど組まれております。補正に依拠した予算執行に対して、一点は是正を求めたい。ご承知の通り、予算は一般会計で対応を図ることが大原則で、補正は災害などの緊急時や、国や県の予算の執行に関わってという、やむを得ない事情での対応策として想定されておりました、回数におきましても、議員必携などを読むと、数回程度が適当とそういうふうに示されておりますので、8 回ということに対して、謙虚に、予算編成のあり方を反省していただきたいと。第 2 に多岐にわたる財政調整基金の使い方に 1 点問題を感じました。基金は条例で用途を決め、目的外への使用は禁じられております。もちろん例外はありますけれども、6 年度の基金 22 案件に使われておりますが、用途の目的を、条例で示した目的に必ずしも即しているかと感じますと、拡大解釈がなされている感が否めません。このことへの自制を求めて認定に歯止めをかけたいと思った次第です。3 番目に、議会が理事者側と緊張関係を保つ意味で、予算の執行には、より厳しく対処する必要があります。議会は行政をチェックする機関として、その存在意義があり、その責務の一環として今回の認定に反対する次第でございます。それから 4 点目に、最後になりますけれども、ある私の友人が、8 月 20 日の朝日新聞を持ってきました。それには地方創生政策、コンサル頼みという大きなタイトルで、減る自治体職員、立案能力低下という題が記されております。これを持ってきた方が、小海はこれは大丈夫かというふうに言われまして、私は若干疑問を感じました。あるいは自身に対して、そんなこと大丈夫だよという。自信を失いました。それは、都市公園の事業にしても、あるいは憩うまち事業にしても、諸々の基本計画が、私の目から見ると非常にある面脆弱で、またある面この紙面に書かれているようなコンサルタント頼みの感が否

	めないからであります。こういった形で立ち上げられた一般会計予算というものは、おのずから成果が限定される懸念があります。そういったことに対して懸念を生じ、感じましたので、私は委員会での採択を自ら否定して、不認定の方に舵を切りました。ぜひ議員の皆さん、このような見解に対してご理解とご協力をお願いしたいと思います。以上です。
議 長	他に。6 番的埜美香子くん。
6 番議員	はい。6 番的埜美香子です。私も令和 6 年度決算不認定の立場で討論をいたします。6 年度予算の不十分さが今の大きな問題に繋がっていることは、今後事業を進める上でもしっかりと反省すべきではないかと思います。当初議論したわけですが、児童館の増築、設計委託料に関しましては、物価上昇の折、事前の設計が無効とならないかというふうに聞きましたところ、そういったものを含めて、まず大まかな絵を書いて、細かいところの設計に入ると、そのようなお答えだったかと記憶しています。そして町民からの意見募集はこれからだと。私は児童館増築計画、当事者の声をしっかりと聞いた上で、もう少し慎重に検討すべきだったと。これは私自身も反省をしております。2 点目は松原観光公園整備設計委託。当初は、パターゴルフ場にキャンピングカーを乗り入れて、電源付きの冬季も利用できるようなキャンプサイトにしたいと、元々の公園計画からはかけ離れた唐突で思いつきのようの中身でした。それがまた途中で変更し、都市公園にということで、委託先も変え、7 年度に繰り越す。中身そのものが変わってしまいました。これも、町民の意見は後付けのようになってしまい、あたかも有利な補助金ありきの中身はこれからと今に至ります。駅周辺活性化事業はどうだったか。私達 6 年度当初予算審議の際にも指摘をさせていただきました。デジタル田園都市構想について、まち作りという一大事業でありながら、委託事業が多いと。町民アンケートやワークショップがしっかりと反映されているのかと。そういったことを議論しました。町長からは、この交付金申請がよく採択されたと衝撃発言もありましたが、主体的にやるともおっしゃいました。そして、職員に対しても基本的なものは自分で作りなさいと。職員が独自のもの、自分の町なりきのものを作らなくてはならないと思っているとおっしゃいました。が、町の中心課題やまち作りの土台は何かとお聞きしましたが、町長からはお答えは出ませんでした。6 年度に 1300 万をかけたこの事業ですが、交付金ありきではまち作りは進まないのではないのでしょうか？他にも調査不足がゆえ、皆減になったカーポート計画。そして村上団地は 1 軒も販売できませんでした。物価高騰もあります、需要はあると言った。あの当初の目論見通りには行っていない。そしてこのことが財政指数にも表れています。今後積

	極的な販売促進に努めていただきたいと思います。以上のことを見ていきますと、とても認定ということにはならないと判断をいたしました。不認定の討論とさせていただきます。以上です。
議 長	2 番小池喜昭くん。
2 番議員	はい。2 番小池喜昭でございます。私は賛成の認定の討論をさせていただきます。職員の方々が一生懸命仕事をしていただいた結果だと思っております。誰も、修正予算を出そうと思って仕事をしている職員の方はいないと思います。皆さんが一生懸命仕事をしている結果が、この何回かの予算変更のことだったと思いますので、職員の皆さんとよく話をしながら聞いてみますと、皆さんも間違えてやることは誰もしない。一生懸命やってた結果がこうなったんだというふうにお聞きしてますので、私は職員の皆様をこれ以上、いろんなことでお騒がせするでなくて、一生懸命やってるんで、さらに頑張ってもらいたいという応援をしたいと思いますので、この場で認定の討論をさせていただきました。
議 長	他に討論のある方は、ございませんか。これで討論を終わります。これから認定第 1 号を採決いたします。委員長報告は認定であります。認定第 1 号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数) × 5 番議員、6 番議員、12 番議員
議 長	挙手多数と認めます。したがって認定第 1 号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
議 長	つづいて、認定第 2 号、「令和 6 年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから認定第 2 号を採決いたします。委員長報告は認定であります。認定第 2 号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって認定第 2 号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
議 長	つづいて、認定第 3 号、「令和 6 年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから認定第 3 号を採決いたします。委員長

	の報告は認定であります。認定第 3 号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって認定第 3 号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
議 長	つづいて、認定第 4 号、「令和 6 年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから認定第 4 号を採決いたします。委員長の報告は認定であります。認定第 4 号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって認定第 4 号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
議 長	つづいて、認定第 5 号、「令和 6 年度小海町簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから認定第 5 号を採決いたします。委員長の報告は認定であります。認定第 5 号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって認定第 5 号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
<u>日程第 15 「陳情第 9 号」</u>	
議 長	日程第 15、陳情第 9 号、「消費税減税を求める陳情」を議題といたします。陳情第 9 号については、総務産業常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 黒澤敦史 くん。
	(委員長報告—不採択と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方挙手をお願いします。 5 番渡邊晃子くん。

5 番議員	5 番です。お願いします。不採択と決定ということですが、どのような議論があったのか。簡潔でいいのでお願いします。
総務産業 常任委員 長	はい、お答え申し上げます。採択に賛成の方からはですね、やはりその陳情書にありますように、今国民の生活が厳しくなっていると。実質賃金が上がらず、物価が高くなり、大変貧困にあえいている家庭もあるという中で、消費税減税によって、国民の生活を豊かにしてあげることが大切ではないかという議論がありました。一方で反対の方からは、やはり消費税による財源というのも大切であって、消費税減税による代替の財源も確保しなければいけないのではないかと。また、一度消費税下げてしまえば、また再び上げることも困難になるのではないかという議論がなされました。以上でございます。
議 長	他に質疑のある方は、ございませんか。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。12 番渡辺均くん。
12 番議員	12 番渡辺です。私は今委員長が報告したような、賛成あるいは反対双方の意見を勘案しながら、採択すべきであるという立場で討論をさせていただきます。今回の参院選挙で示された民意。これは、委員長も言いましたけども、物価高騰に対して賃金上昇が十分でない。したがって、私は厳しいがしているところのことが、財源の問題はそれなりに重要視しつつも、何はともあれ、喫緊の生活支援を消費税の減税、あるいはやり方は多々ありますけども、見直しで早急に対処すべきではないかという与党系自民党系の判断ではなくて、野党系の判断が民意を代表し、その結果が今回の参議院選挙の結果になっているということで、民意は消費税を検討し直して、直近の生活苦を何とか守ってほしいという結果が出ております。それは、小海の町民の総意として、とらえ直すこともできるのではないかなと。その総意をやはり議会が、この総意を組み、町民の総意を汲み取って、町議会合わせて国の方に民意を伝えていくと。これは議会や行政の責務ではないかと。とりわけ議会の責務ではないかと私は考えておりまして、再度、この採択を検討していただきたいと。町民の喫緊の厳しさ、生活の厳しさを支援していただきたいという趣旨で、討論をさせていただきます。よろしくをお願いします。
議 長	他に。6 番的埜美香子くん。
6 番議員	6 番的埜です。私もこの陳情第9号、消費税減税を求める陳情について賛成の立場で討論をいたします。長い物価高騰により、国民の生活は本当に苦しくなっています。消費税は所得の多い少ないに関わらず、生活の何もかもにかかり、家計に直撃をしています。それだけでなく、家計だけではなく様々な業種の皆さんもまた頭を抱えられています。飲食店等、また商売だけでなく、病院など

	今回も議論ありました。病院などの医療機関や介護事業所、そういったところにも相当な影響があり、経営自体厳しくなっているというのが現状です。そういった現状が続く中での今回行われた参議院選挙では、消費税の減税は大きな争点の一つになりました。減税廃止食品にだけ政党によって様々ではありましたが、野党は消費税減税の公約を掲げ、与野党逆転となりました。民意は消費税を減税してほしいと、その結果だったと思います。財源も政党によって様々なわけですが、物価高騰に対する対策が何も示されないままです。そこに問題があるわけです。この陳情は緊急対策として消費税を減税すべきというものです。とにかく国会を開いて審議していただきたいと願いを込め、陳情第9号の賛成の討論といたします。
議 長	他に。11 番井出和人くん。
11 番議員	消費税減税を求める意見書について、反対の立場で討論をいたします。消費税は現在の日本において、最も安定した財源の一つであります。令和6年度の国の一般会計収入は、112.5兆円ですが、消費税はその内 23.8兆円を占めております。全体の 21.2%に上ります。そのため、税収が減ると社会保障の財源不足による国の財源悪化、減税による景気刺激効果が一時的には現れますが、税率変更に伴う事務負担の増加や、一度減税すると再増税が困難になります。消費税は、日本の社会保障を支える重要な財源であります。減税によって、政府の収入が減ること。これらの減税が減り、財源不足になり、他の増税や歳出削減、赤字国債発行など、国民の負担増や、将来の不安を伴うもので安易に消費税は減税すべきないと考えます。以上でございます。
議 長	他に討論のある方はございませんか。これで討論を終わります。これから陳情第9号を採決いたします。 委員長の報告は、不採択であります。陳情第9号は、委員長の報告は不採択とされておりますが、可を諮る原則により、本案を採択することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手少数) × 1 番議員、2 番議員、3 番議員、4 番議員、8 番議員、10 番議員、11 番議員
議 長	挙手少数と認めます。したがって陳情第9号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。
議 長	次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申し出がありました。お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することに ご異議ございませんか。
	(異議なし)

議 長	異議なしと認めます。したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。
<u>○ 閉 会</u>	
議 長	以上をもちまして本定例会に提案されました議案に対する審議は、すべて終了いたしました。これにて令和7年第3回小海町議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。 (ときに 15 時 04 分)

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

5 番 議 員

6 番 議 員